

広島市地域防災計画・広島市水防計画 (令和8年4月修正) 新旧対照表②

※ 計画の内容に影響がない以下の軽微な修正は、事務局において修正する。

- ・ 対応に影響しない数値の時点修正
- ・ 組織改正に伴う組織名称の修正 など

広島市地域防災計画・広島市水防計画(令和8年4月修正)の修正(案)目次②

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
水防計画	第4章__避難対策	第1節__注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	第5__避難指示等の発令	105
水防計画	第4章__避難対策	第3節__災害種別に応じた避難	第4__津波への対応	106
水防計画	—	—	(付表)別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所	107-108
水防計画	—	—	(付表)別表第2 水位・潮位及び雨量の通報系統及び収集系統	109
水防計画	—	—	(付表)別表第3 気象または水防に関する情報の伝達	110
水防計画	—	—	(付表)別表第5 水防上重要な場所	111-137
水防計画	—	—	(付表)別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材	138-145
水防計画	(新規)第8章__新たな防災気象情報の運用開始後の対応について	—	—	146-170
震災対策編	第1章__総則	第3節__地震被害想定	第3__被害想定結果	171
震災対策編	第2章__震災予防計画	第6節__ライフライン施設等の整備	第1__上水道施設の整備	172
震災対策編	第2章__震災予防計画	第6節__ライフライン施設等の整備	第2__下水道施設の整備	173
震災対策編	第2章__震災予防計画	第7節__建築物等の耐震性の向上	第1__建築物等の耐震性の向上	174
震災対策編	第2章__震災予防計画	第9節__災害応急体制の整備	第8__緊急輸送体制の整備	175-176
震災対策編	第2章__震災予防計画	第13節__廃棄物・土砂の処理体制の整備	第1__災害廃棄物処理計画の策定	177
震災対策編	第2章__震災予防計画	第14節__避難体制の整備	第8__救援物資の備蓄・調達体制の整備	178
震災対策編	第2章__震災予防計画	第16節__要配慮者に係る災害の予防対策	第3__避難行動要支援者に係る支援体制	179
震災対策編	第2章__震災予防計画	第23節__災害教訓の伝承	—	180
震災対策編	第3章__震災応急対策	第2節__災害応急組織の編成・運用	第5__災害対策本部	181
震災対策編	第3章__震災応急対策	第2節__災害応急組織の編成・運用	第5__災害対策本部(表3-2-2-(1))	182
震災対策編	第3章__震災応急対策	第2節__災害応急組織の編成・運用	第5__災害対策本部(表3-2-2-(2))	183-187
震災対策編	第3章__震災応急対策	第2節__災害応急組織の編成・運用	第5__災害対策本部(表3-2-3)	188
震災対策編	第3章__震災応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第1__情報の収集・伝達体制	189-191
震災対策編	第3章__震災応急対策	第3節__情報の収集及び伝達	第4__災害情報の収集、伝達及び報告	192-196
震災対策編	第3章__震災応急対策	第5節__避難対策	第7__指定緊急避難場所等の開設等	197-200
震災対策編	第3章__震災応急対策	第5節__避難対策	(新規)第8__在宅避難者等及び車中生活を送る避難者への支援	200

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
震災対策編	第3章__震災応急対策	第6節__食品・生活必需品の供給等	第1__救援物資の取得	201-204
震災対策編	第3章__震災応急対策	第6節__食品・生活必需品の供給等	第3__炊き出しその他による食品の給与	205-206
震災対策編	第3章__震災応急対策	第7節__給水及び上水道施設応急対策	第6__給水対策	207
震災対策編	第3章__震災応急対策	第12節__医療・救護対策	第3__医療救護班等の編成及び活動	208
震災対策編	第3章__震災応急対策	第13節__保健衛生対策	第1__保健衛生対策部の設置	209
震災対策編	第3章__震災応急対策	第13節__保健衛生対策	第2__被災者の健康管理	210
震災対策編	第3章__震災応急対策	第17節__輸送対策	第3__緊急通行車両等の確認手続き	211-212
震災対策編	第3章__震災応急対策	第19節__住宅等応急対策	—	213
震災対策編	第3章__震災応急対策	第21節__文教対策	(新規)第4__D-E-S-Tの派遣要請及び派遣支援	214
震災対策編	第3章__震災応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	第1__公共的団体等への協力要請	215-217
震災対策編	第3章__震災応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	第3__指定行政機関及び指定公共機関への協力要請	218
震災対策編	第3章__震災応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	第4__他の地方自治体等応援職員の受援(人的受援)	219
震災対策編	第3章__震災応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	第5__自衛隊への災害派遣要請	220
震災対策編	第3章__震災応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	(新規)第7__他都市への応援派遣	221
震災対策編	第3章__震災応急対策	第27節__区の応急対策	第6__応急救助活動	222
震災対策編	第4章__津波災害対策	第1節__想定される津波及び被害の想定	第1__想定される津波	223-224
都市災害対策編	第4章__鉄道災害対策	第2節__市域における鉄道施設等の現況	—	225
都市災害対策編	第4章__鉄道災害対策	第2節__市域における鉄道施設等の現況	資料1__鉄軌道施設の概要	226-227
都市災害対策編	第5章__道路災害対策	第4節__災害予防計画	第2__迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	228
都市災害対策編	第5章__道路災害対策	第5節__災害応急対策	第4__関係機関の災害応急対策	228
都市災害対策編	第5章__道路災害対策	第2節__市域における道路施設の現況	資料1__高速道路等の概要	229
都市災害対策編	第6章__大規模火事災害対策	第3節__対象とする大規模火事災害	第4__付近住民の避難を要する大規模な林野火災	230
都市災害対策編	第6章__大規模火事災害対策	第4節__災害予防計画	第2__迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	231
都市災害対策編	第6章__大規模火事災害対策	第4節__災害予防計画	第3__防災訓練の実施	232
都市災害対策編	第6章__大規模火事災害対策	第5節__災害応急対策	第6__迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動	233
都市災害対策編	第6章__大規模火事災害対策	第4節__災害予防計画	第2__迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 別表7	234
都市災害対策編	第7章__危険物等災害対策	第2節__市域における危険物等施設の現況	第1__危険物施設の現況 別表8	235

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
都市災害対策編	第9章__ライフライン災害対策	第2節__市域におけるライフライン施設等の現況	第1__電力施設	236
都市災害対策編	第9章__ライフライン災害対策	第2節__市域におけるライフライン施設等の現況	第5__ガス施設	237

修正前

水防計画 第4章 避難対策 第1節 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	頁 413
---	--------------

第5 避難指示等の発令
1 (略)
2 避難指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難指示 警戒レベル4	災害が発生するおそれが高い状況等であり、避難を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※ (エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (エ) 市ホームページ (オ) SNS(X、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート
緊急安全確保 警戒レベル5	災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるとき		ト (キ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ク) サイレン (ケ) 避難誘導アプリ ※1 その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送 要請など、災害状況に応じて活用する。 ※2 (ク)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・ <u>消防団員</u> へ操作依頼する。

7 避難指示等を伝達する場合は、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。
また、遠隔操作化されていないサイレンについては、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ区役所・消防署からサイレン吹鳴の操作依頼を行う。

修正後

修正理由 消防団車庫のサイレンを遠隔操作化したことにより、消防団員によるサイレンの吹鳴操作が不要となったため。
--

第5 避難指示等の発令
1 (略)
2 避難指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難指示 警戒レベル4	災害が発生するおそれが高い状況等であり、避難を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※ (エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (エ) 市ホームページ (オ) SNS(X、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート
緊急安全確保 警戒レベル5	災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるとき		ト (キ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ク) サイレン (ケ) 避難誘導アプリ ※_ その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送 要請など、災害状況に応じて活用する。 ※_(ク)の一部は、あらかじめ定められた消防職員__へ操作依頼する。

7 避難指示等を伝達する場合は、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。
また、遠隔操作化されていないサイレンについては、あらかじめ定められた消防職員へ区役所等からサイレン吹鳴の操作依頼を行う。

修正前

水防計画 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難	頁 423
------------------------------------	--------------

第4 津波への対応
1 状況に応じた対応

状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動（※5）
津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合（※1）	【災害対策本部】	1 （略） 2 必要な指定緊急避難場所を開設する <u>とともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。</u>	（略）
（略）			

修正後

修正理由
他の記載内容と整合させるため。

第4 津波への対応
1 状況に応じた対応

状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動（※5）
津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合（※1）	【災害対策本部】	1 （略） 2 必要な指定緊急避難場所を開設する_____	（略）
（略）			

修正前

水防計画 第7章 雑則 (付表)	頁 437
------------------------	--------------

別表第1 水位・注意及び雨量の観測場所

(3) 国土交通省水位観測所

河川名	観測所名	情報入手先	位置	堤防高		水位(m)						
				左岸(m)	右岸(m)	計画高水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	零点高	
(略)												
三篠川	白木	〃	安佐北区白木町小越	-	-	-	-	-	-	-	115.50	
〃	中深川	〃	安佐北区深川四丁目	6.90 6.20	5.24	3.30	3.00	2.80	2.00	-	18.00	
〃	上庄	〃	安佐北区深川三丁目	-	5.87	-	-	-	-	-	15.50	
(略)												

修正後

修正理由 ・基準水位の変更があったため

別表第1 水位・注意及び雨量の観測場所

(3) 国土交通省水位観測所

河川名	観測所名	情報入手先	位置	堤防高		水位(m)						
				左岸(m)	右岸(m)	計画高水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	零点高	
(略)												
三篠川	白木	〃	安佐北区白木町小越	-	-	-	-	-	-	-	115.50	
〃	中深川	〃	安佐北区深川四丁目	6.90 6.20	5.24	3.80	3.30	3.00	2.30	-	18.00	
〃	上庄	〃	安佐北区深川三丁目	-	5.87	-	-	-	-	-	15.50	
(略)												

修正前

水防計画 別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所	頁 441
-----------------------------	--------------

3 雨量の観測場所
(5) 広島地方気象台雨量観測施設《広島地方気象台》

河川名	観測所名	情報入手先	種類	位置	通信連絡先
					223-3951

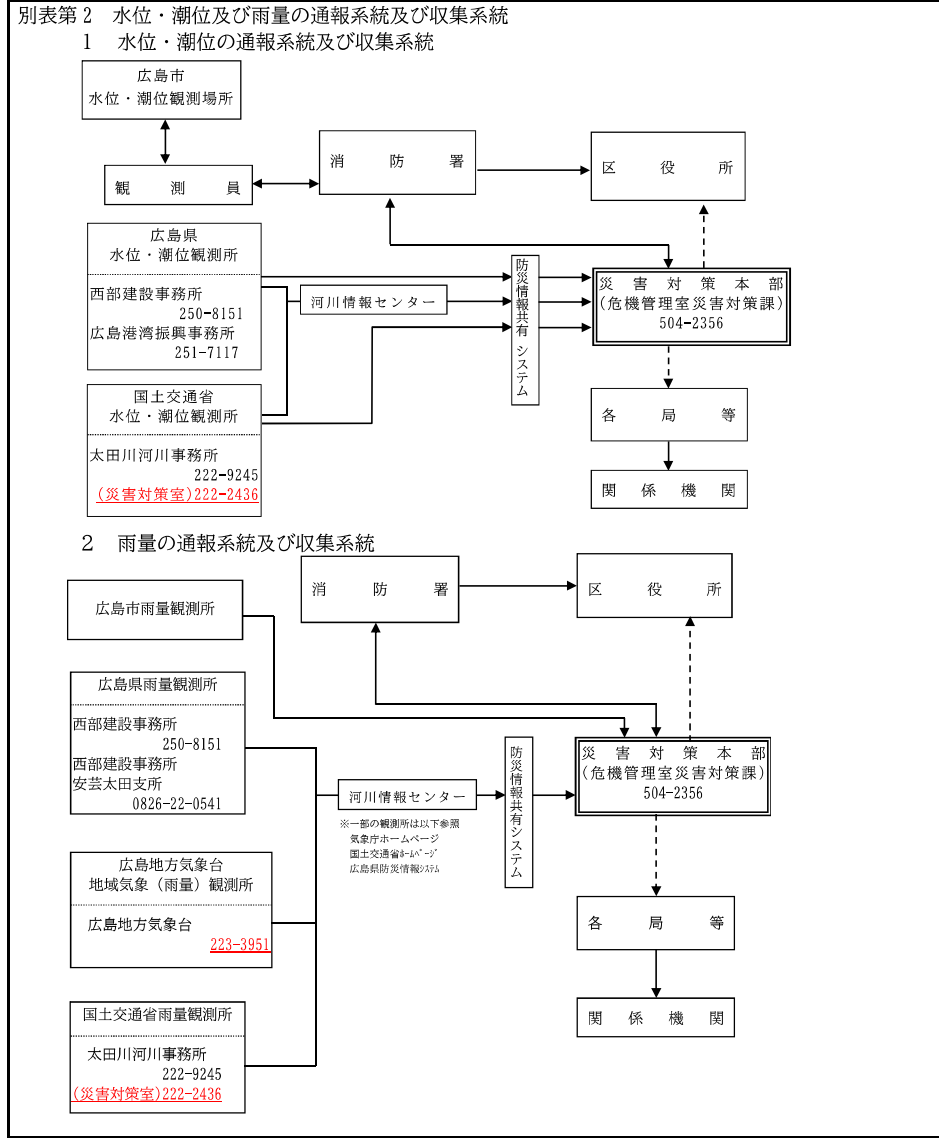
修正後

修正理由
通信連絡先及び電話番号は記載不要のため削除（他機関の記載に合わせる）
なお、本観測施設にかかる連絡先は別表2及び別表3に記載

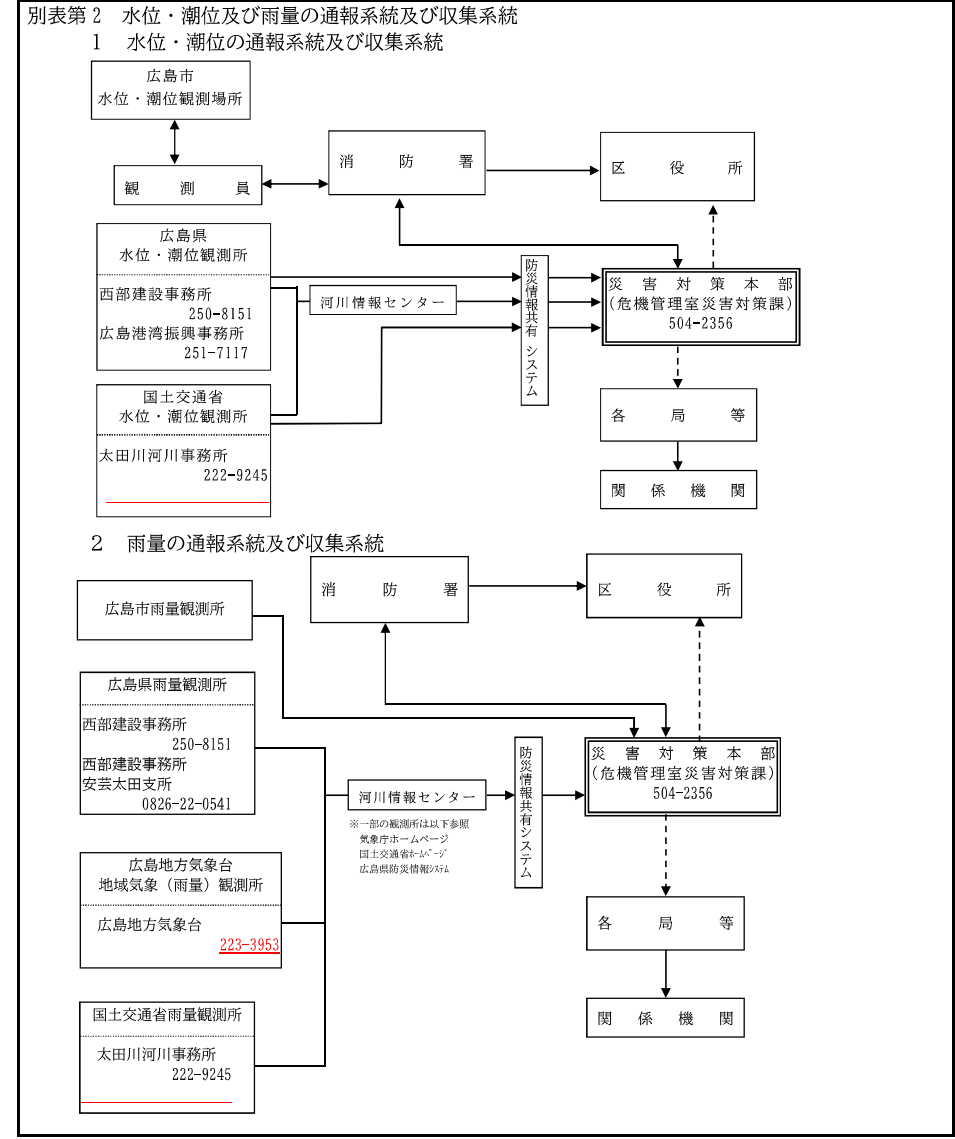
3 雨量の観測場所
(5) 広島地方気象台雨量観測施設《広島地方気象台》

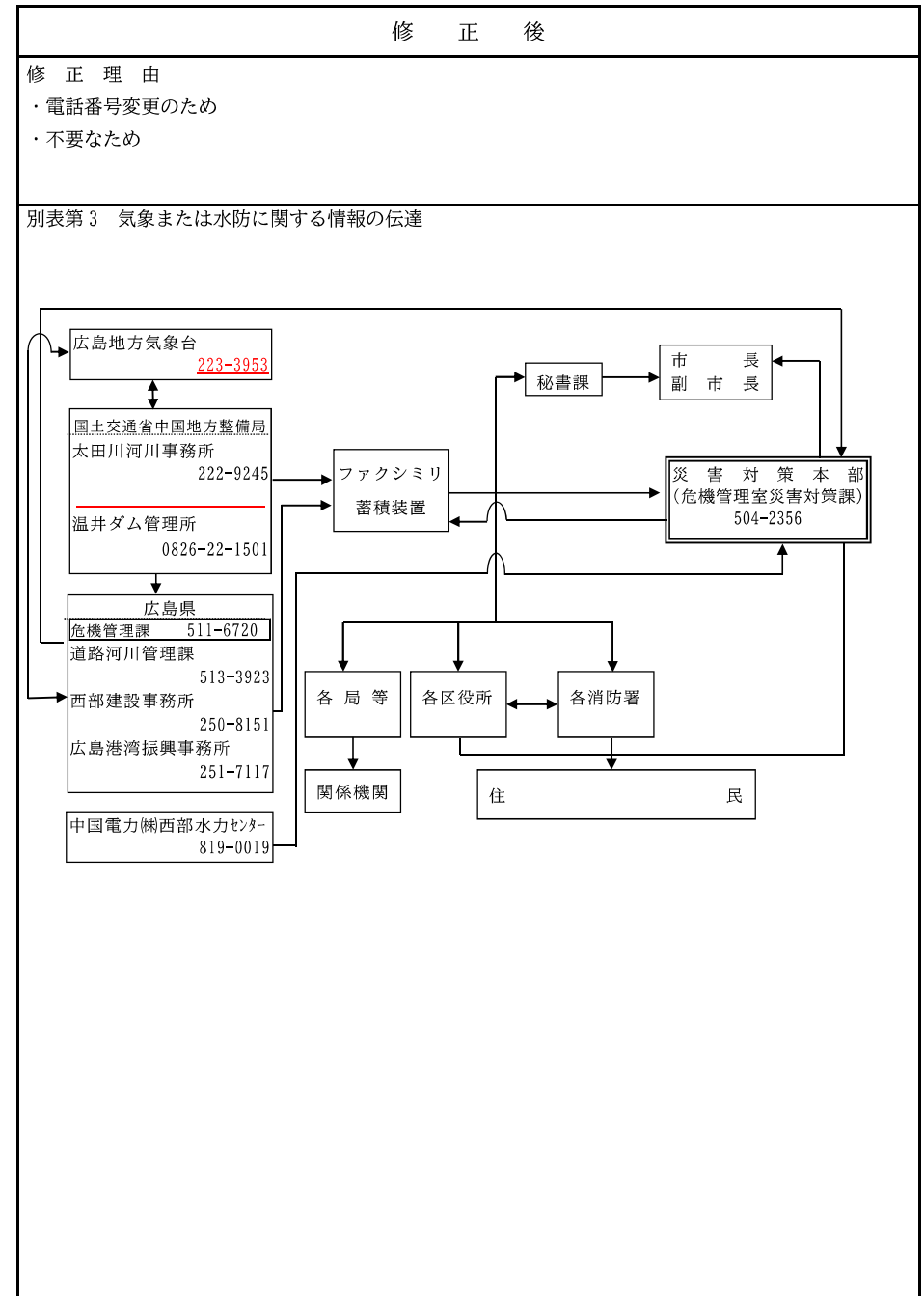
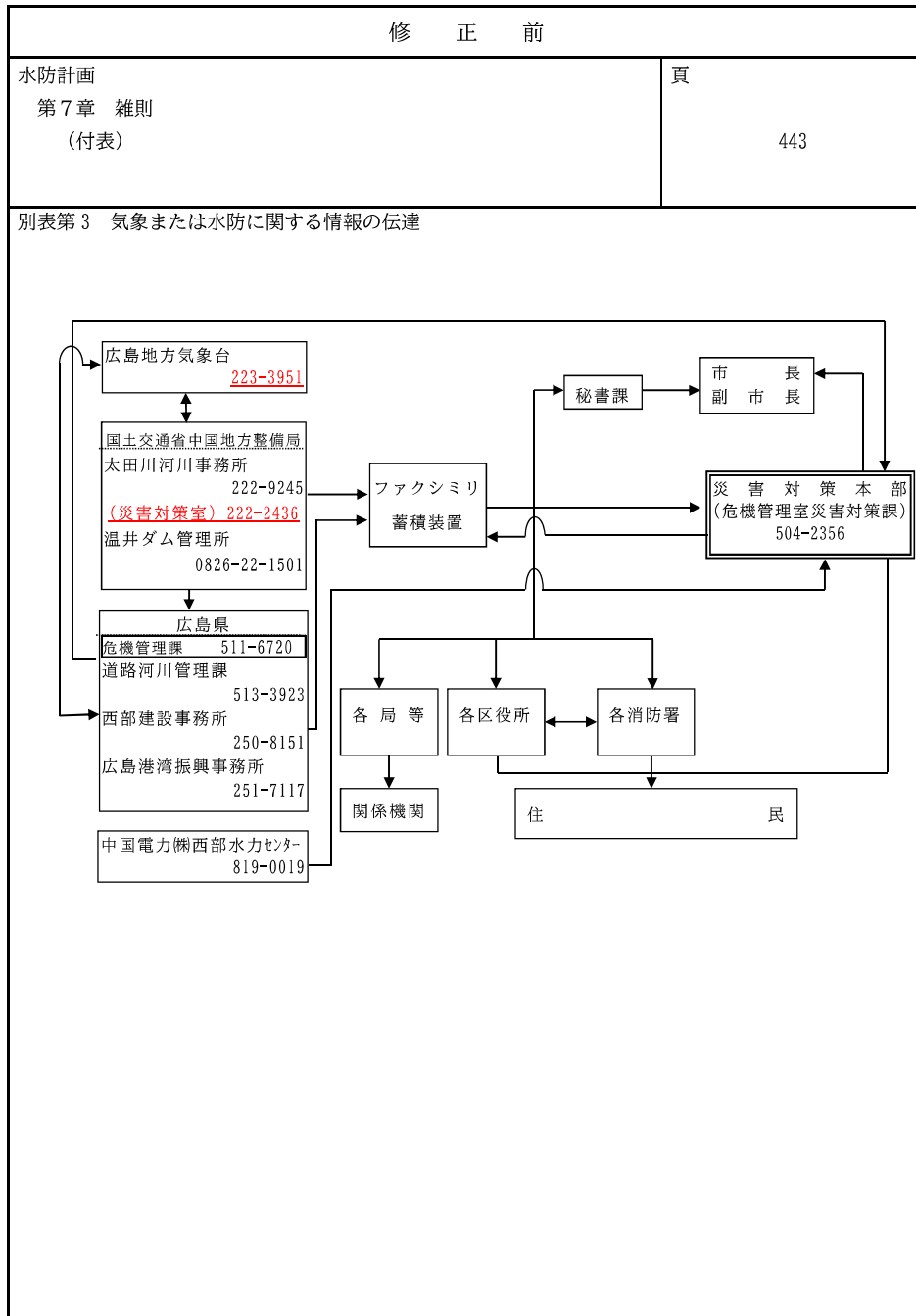
河川名	観測所名	情報入手先	種類	位置	

修正前	
水防計画 第7章 雑則 (付表)	頁 442



修正後	
修正理由 ・電話番号変更のため ・誤りがあるため	





修 正 前	
水防計画 別表第5 水防上重要な場所	頁 444-458
1 河川・海岸等の重要な場所 (1) 準用河川《下水道局河川防災課》 (2) 普通河川《下水道局河川防災課》	

修 正 後
修 正 理 由 時点修正
1 河川・海岸等の重要な場所 (1) 準用河川《下水道局河川防災課》 (2) 普通河川《下水道局河川防災課》 別紙②のとおり。(修正箇所は赤字)

別表第5 水防上重要な場所

1 河川・海岸等の重要な場所

(1) 準用河川《下水道局河川防災課》

東 区 (旧安芸地区)

河川名	岸別	護岸 (m)	高延 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
河川名	岸別	護岸 (m)	高延 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
寺山川	左右	2.0	375	福田二丁目 大原川合流点より上流	B-1	積土俵工	1	△
計	1河川							

安佐北区 (高陽地区)

河川名	岸別	護岸 (m)	高延 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
河川名	岸別	護岸 (m)	高延 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
岩上川	左右	2.0	428	落合南二丁目 県道広島三次線より上流	B-1	積土俵工	2	※△
計	1河川							

準用河川 総計	2河川							
---------	-----	--	--	--	--	--	--	--

(2) 普通河川《下水道局河川防災課》

東 区 (旧市内地区)

河川名	岸別	護岸 (m)	高延 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
河川名	岸別	護岸 (m)	高延 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
戸坂川	左右	2.0	100	戸坂大上三丁目 山室宅より上流	B-1	積土俵工	3	△
小 計	1河川							

東 区 (旧安芸地区)

河川名	岸別	護岸 (m)	高延 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
河川名	岸別	護岸 (m)	高延 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
鮎信川	左右	2.5	55	上温品四丁目 井上宅より上流	A-2	木流し工	4	△
糸ヶ迫川	左右	1.0	940	上温品三丁目 上松尾宅より上流	B-1	積土俵工	5	※
馬木川	左右	1.0	152	馬本宅下目 橋前宅より上流	A-2	木流し工	318	※△
後谷川	左右	1.0	104	福田久保下目 上橋本宅より上流	B-1	積土俵工	6	△
大原豊谷川	左右	1.2	220	温品一丁目 上温品より上流	B-1	積土俵工	7	△
大葉谷川	左右	1.2	890	上温品町 馬平井宅より上流	A-2	木流し工	8	※△
大原川	左右	0.9	268	馬平岡九丁目 福田五丁目上流	B-1	積土俵工	9	△
大平川	左右	1.5	70	上ケケ田農道 温品三車場より上流	A-2	木流し工	10	△
金碓川	左右	1.4	130	温品八丁目 馬西本宅より上流	B-1	積土俵工	11	△
釜ノ上川	左右	1.5	50	上温品四丁目 上温品より上流	A-3	木流し工	12	※
下条川	左右	2.0	29	上温品四丁目 上流	A-3	木流し工	13	△
下原川	左右	1.0	50	福田三宅 福田屋より上流	B-1	積土俵工	14	△

河川名	岸別	護岸(m)	高延(m)	場	所	危険況	対策水防工法	附図番号	備考
新福川	左右	0.9	70	福田三丁目	上流	B-2	積土俵工	15	△
水昌郷川	左右	1.4	159	福田八丁目	上流	A-2	木流し工	16	※
寺山川	左右	1.5	350	馬野六丁目	上流	B-2	積立俵工	17	△
寺条川	右	1.6	179	福田一丁目	上流	A-2	木流し工	18	△
寺分川	左右	1.0	101	福田六丁目	上流	B-1	積土俵工	19	△
南磯川	左右	1.5	264	馬内九丁目	上流	A-2	木流し工	20	△
西之畑川	左右	1.9	145	藤江三丁目	上流	A-2	木流し工	21	△
西之地川	左右	1.2	130	馬木村町	農道より上流	A-2	木流し工	22	△
向条川	左右	0.7	100	福田三丁目	上流	B-1	積土俵工	23	△
横見川	左右	0.9	50	小敷六丁目	上流	B-2	積土俵工	24	△
大谷川	左右	2.0	310	温荒神社より	上流	B-2	積土俵工	24	△
				馬えげた橋より	下流	B-2	積土俵工	317	※△
小計	23河川								
東区計	24河川								

南区(旧市内地区)

河川名	岸別	護岸(m)	高延(m)	場	所	危険況	対策水防工法	附図番号	備考
上家下川	左右	1.0	117	似島町家下	上流	B-1	積土俵工	25	△
家下川	左右	0.7	232	似島町家下	上流	B-1	積土俵工	26	△
南区計	2河川								

安佐南区(佐東地区)

河川名	岸別	護岸(m)	高延(m)	場	所	危険況	対策水防工法	附図番号	備考
岩谷川	左右	2.0	115	緑井三丁目	原田宅より上流	A-2	捨て土のう工	27	△
上山川	左右	0.5	26	八木三丁目	県営緑ヶ丘第四住宅より上流	B-2	積土俵工	29	△
宇津川	左右	1.0	8	八木八丁目	中国電力太田川発電所より下流	B-2	積土俵工	30	△
上樂地川	左右	0.5	112	八木三丁目	今浦宅より上流	A-2	捨て土のう工	31	△
大上川	左右	0.5	135	緑井八丁目	西本宅より上流	B-2	積土俵工	32	△
小原山川	左右	1.5	19	八木三丁目	石原宅より上流	B-2	積土俵工	33	△

河川名	岸別	護岸 (m)	高延 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
鳥越川	左右	1.0	33	緑井八丁目 岡田宅より上流	A-2	捨て土のう工	34	△
宮下川	左右	1.0	95	緑井七丁目 松岡宅より上流	A-2	捨て土のう工	35	△
山手川	左右	1.2	446	八木四丁目 JR可部線より上流	A-2	木流し工	36	△
小 計	9 河川							

安佐南区 (安古市地区)

河川名	岸別	護岸 (m)	高延 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
大 利 川	左右	1.0	94	高取北一丁目 高取より上流	A-2	捨て土のう工	37	△
尾 越 川	左右	1.2	174	相田六丁目 相品川より上流	A-2	捨て土のう工	38	△
海田ヶ原川	左右	1.8	176	相田六丁目 山陽自動車道より上流	A-2	捨て土のう工	39	△
境 谷 川	左右	1.5	96	長虹ヶ丘第一公園より上流	A-2	捨て土のう工	40	△
美 取 川	左右	1.2	295	高取北三丁目 高取北中学校より上流	A-2	木流し工	41	△
鯛 之 迫 川	左右	1.5	697	安岡六丁目 安東竹宅より上流	A-2	捨て土のう工	42	△
長 樂 寺 川	左右	1.0	76	長西集寺より上流	B-1	積土俵工	43	△
中 相 田 川	左右	1.5	71	相田四丁目 栗田宅より上流	A-2	捨て土のう工	44	△
七 塚 川	左右	1.2	18	相田二丁目 尾崎宅より上流	A-2	捨て土のう工	45	※△
南 高 取 川	左右	1.4	399	高取南一丁目 高松井宅より上流	A-2	捨て土のう工	46	※△
東 荒 谷 川	左右	1.0	290	上安七丁目 山根宅より上流	A-2	捨て土のう工	47	△
東 尾 越 川	左右	1.2	340	相田六丁目 前田宅より上流	A-2	捨て土のう工	48	△
東 鯛 之 迫 川	左右	1.5	142	安東六丁目 安松前宅より上流	A-2	捨て土のう工	49	△
小 計	13 河川							

安佐南区 (祇園地区)

河川名	岸別	護岸 (m)	高延 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
青 原 川	左右	1.0	403	祇園四丁目 溜池より下流	A-2	捨て土のう工	50	△
迫 川	左右	1.5	213	山本九丁目 佐伯宅より下流	B-1	積土俵工	51	△
下 谷 川	左右	1.5	76	祇園八丁目 祇園北高校入口より上流	B-1	積土俵工	52	△
下 山 川	左右	1.0	222	長東西一丁目 前田宅より上流	B-1	積土俵工	53	△
立 石 川	左右	0.8	86	長東西一丁目 蔵田宅より上流	B-1	積土俵工	54	△
東 寺 山 川	左右	1.0	63	山本八丁目 田村宅より上流	B-1	積土俵工	55	△

河川名	岸別	護岸(m)	延長(m)	場 所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
三谷山川	左右	1.0	162	山本六丁目 山本川合流点より上流	A-2	木流し工	56	△
小 計		7河川						

安佐南区(沼田地区)

河川名	岸別	護岸(m)	延長(m)	場 所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
石ヶ原川	左右	1.0	196	沼田町宅上り 沼田川上流	A-2	捨て土のう工	57	※△
大 下 川	左右	1.3	60	沼田町集会所より下流	A-2	捨て土のう工	58	△
釜ヶ原川	左右	1.0	94	沼田町宅上り 沼宮町宅上り上流	B-1	積土俵工	59	※△
上檜原川	左右	2.0	290	沼野町宅上り 沼玉野町宅上り上流	B-1	積土俵工	60	△
権 現 川	左右	1.0	268	沼免道より上流	A-2	捨て土のう工	61	△
猿 押 川	左右	1.5	74	沼田町宅上り上流	B-1	積土俵工	62	△
猿 滝 川	左右	2.0	210	沼原町宅上り上流	A-2	捨て土のう工	63	△
桜ヶ峠川	左右	1.4	332	沼原町吉山 沼ナ方吉山より上流	A-2	木流し工	64	△
高 鉢 川	左右	2.5	118	沼上原町宅上り上流	A-2	木流し工	65	△
竹ノ下川	左右	1.2	29	沼山町合流点より上流	A-2	捨て土のう工	66	△
寺 谷 川	左右	1.4	627	沼河本町宅上り上流	A-2	捨て土のう工	67	△
中 央 川	左右	0.7	107	沼田町宅上り上流	B-1	積土俵工	68	△
中 村 川	左右	1.0	66	沼吉山町吉山 沼山町吉山より上流	A-2	捨て土のう工	69	△
中 尾 川	左右	1.2	17	沼森野町宅上り上流	A-2	捨て土のう工	70	△
鳴 谷 川	左右	1.0	426	沼免道より上流	A-2	捨て土のう工	71	△
西 平 次 川	左右	1.5	109	沼奥畑川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	72	△
飯ノ山川	左右	1.6	362	沼有馬町宅上り下流	A-2	捨て土のう工	73	△
橋 田 川	左右	2.8	6	沼田町宅東側	A-2	捨て土のう工	74	△
平 木 川	左右	1.2	916	沼新谷町宅上り上流	A-2	木流し工	75	△
東 平 次 川	左右	1.5	116	沼田町宅上り上流	A-2	捨て土のう工	76	△
東天狗滝川	左右	1.4	346	沼奥畑川合流点より上流	B-1	木流し工	77	※△
松 宗 川	左右	1.5	455	沼野町宅上り上流	A-2	捨て土のう工	79	△
宮の谷川	左右	1.0	37	沼坂口町宅上り上流	B-1	積土俵工	80	△
宮の埴内川	左右	2.0	180	沼奥畑川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	81	△
若杉谷川	左右	1.5	93	沼荒木町宅上り上流	A-2	捨て土のう工	82	△
影 浦 川	左右	2.4	1,078	沼田町吉山 沼山橋上流	A-2	積土俵工	83	△

河川名	岸別	護岸(m)	延長(m)	場	所	危険況	対策水防工法	附図番号	備考
殿山川	左右	2.5	428	沼田町 吉山川	阿戸 合流点より上流	A-2	捨て土のう工	84	△
小計	27河川								
安佐南区計	56河川								

安佐北区(白木地区)

河川名	岸別	護岸(m)	延長(m)	場	所	危険況	対策水防工法	附図番号	備考
赤羽根川	左右	3.0	376	白木町 梁堂川	大字志路 合流点より上流	A-2	捨て土のう工	85	△
汗平川	左右	2.5	1,237	白木町 梁堂川	大字志路 合流点より上流	B-1	積土俵工	86	△
穴迫川	左右	1.5	468	白木町 梁堂川	大字志路 合流点より上流	A-2	捨て土のう工	87	△
入野谷川	左右	2.0	443	白木町 梁堂川	大字古屋 合流点より上流	B-1	積土俵工	88	△
牛の谷川	左右	3.0	597	白木町 三徳川	大字三田 合流点より上流	A-2	捨て土のう工	89	△
内山川	左右	2.5	488	白木町 飯田	大字志路 合流点より上流	A-2	捨て土のう工	90	△
梁堂川	左右	3.0	809	白木町 桐山川	大字志路 合流点より上流	B-1	積土俵工	91	△
江地谷川	左右	2.0	247	白木町 三徳川	大字井原 合流点より上流	A-2	捨て土のう工	92	△
大城川	左右	3.0	34	白木町 三徳川	大字井原 合流点より上流	B-1	積土俵工	93	△
大滝川	左右	2.5	633	白木町 人甲川	大字志路 合流点より上流	B-1	積土俵工	94	△
大谷川	左右	3.0	671	白木町 梁堂川	大字古屋 合流点より上流	B-1	積土俵工	95	△
大樫川	左右	2.0	211	白木町 三徳川	大字三田 合流点より上流	B-1	積土俵工	96	※△
大樋川	左右	4.0	1,093	白木町 河津川	大字市川 合流点より上流	A-2	積土俵工	97	※△
奥谷川	左右	2.5	221	白木町 大野宅	大字志路 合流点より上流	B-1	積土俵工	98	△
梶名川	左右	2.0	251	白木町 梁堂川	大字志路 合流点より上流	A-2	捨て土のう工	99	△
釜ヶ谷川	左右	3.0	490	白木町 内山川	大字志路 合流点より上流	B-1	積土俵工	100	△
神の倉谷川	左右	2.0	529	白木町 酒井	大字井原 合流点より上流	B-1	積土俵工	101	△
桐山川	左右	3.0	1,385	白木町 梁堂川	大字志路 合流点より上流	B-1	積土俵工	102	△
楽萁谷川	左右	2.0	1,029	白木町 内山川	大字志路 合流点より上流	B-1	積土俵工	103	△
小橋川	左右	2.0	94	白木町 高路	大字三田 合流点より上流	B-1	積土俵工	104	△
木ノ原川	左右	3.0	1,398	白木町 梁堂川	大字志路 合流点より上流	A-2	捨て土のう工	105	△

河川名	岸別	護岸 (m)	高延 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
下野原川	左右	2.0	29	白木町大字三田 壺面川合流点より上流	B-1	積土俵工	106	△
神出谷川	左右	3.0	261	白木町大字三田 好川宅より上流	A-2	捨て土のう工	107	△
外谷川	左右	3.0	64	白木町大字三田 谷内川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	108	△
高瀬谷川	左右	3.0	229	白木町大字井原 三徳川合流点より上流	B-1	積土俵工	109	△
谷川	左右	2.0	260	白木町大字三田 三徳川合流点より上流	B-1	積土俵工	110	△
地獄谷川	左右	2.0	522	白木町大字三田 三徳川合流点より上流	A-2	積土俵工	111	※△
戸石川	左右	2.0	14	白木町大字井原 安佐北1区193号線より上流	A-2	捨て土のう工	112	△
栃谷川	左右	3.0	637	白木町大字市川 河津川合流点より上流	B-1	積土俵工	113	△
鳥追川	左右	2.0	125	白木町大字井原 JR芸備線より上流	A-2	捨て土のう工	114	△
羽出庭川	左右	1.5	140	白木町大字井原 羽山宅より上流	B-1	積土俵工	115	△
盤若谷川	左右	3.0	653	白木町大字井原 西山宅より上流	A-2	捨て土のう工	116	△
福永川	左右	3.0	305	白木町大字三田 JR芸備線より上流	A-2	捨て土のう工	117	△
古矢川	左右	1.5	200	白木町合流点より上流 栄堂川合流点より上流	B-1	積土俵工	118	△
堀越川	左右	2.0	27	白木町大字市川 溝山宅より上流	A-2	捨て土のう工	119	△
三田西川	左右	1.0	99	白木町大字三田 山崎宅より上流	B-1	積土俵工	120	△
小計	36河川							

安佐北区(高陽地区)

河川名	岸別	護岸 (m)	高延 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
一ヶ谷川	左右	1.5	54	口田南五丁目 矢口川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	121	△
岩海川	左右	0.9	48	口田南一丁目 JR芸備線より上流	B-1	積土俵工	122	△
奥追川	左右	1.7	706	深川八丁目 県道広島三次線より上流	B-1	積土俵工	123	△
上西川	左右	1.0	29	狩留家町 山下宅より上流	A-2	捨て土のう工	124	△
観音寺川	左右	1.2	117	深川町 三徳川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	125	△
狐田川	左右	1.5	219	上深川町 三徳川合流点より上流	B-1	積土俵工	126	△
草谷川	左右	1.0	71	口田南六丁目 竹内宅より上流	A-2	捨て土のう工	127	△
合力川	左右	1.3	264	落合南二丁目 武田宅より上流	B-1	積土俵工	128	△
追谷川	左右	0.9	468	狩留家町 杉ヶ谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	129	△

河川名	岸別	護岸(m)	延長(m)	場	所	危険	対策水防工法	附図番号	備考
下西川	左右	1.0	44	狩留家町 平田宅より	上流	B-1	積土俵工	130	△
白滝川	左右	1.2	116	小河原町	上流	B-1	積土俵工	131	△
杉ヶ谷川	左右	1.0	252	狩留家町 宮脇宅より	上流	B-1	積土俵工	132	△
谷尻川	左右	1.0	14	深川二丁目 加島宅より	上流	B-1	積土俵工	133	△
土井迫川	左右	1.5	766	落合南二丁目 落合川合流点より	上流	A-2	捨て土のう工	134	△
研屋川	左右	1.5	391	狩留家町 水戸宅より	上流	B-1	積土俵工	135	△
中山川	左右	1.8	404	狩留家町 湯坂川合流点より	上流	A-2	捨て土のう工	136	△
鳴川	左右	1.5	487	狩留家町 岡田宅より	上流	A-2	捨て土のう工	137	△
西塚川	左右	1.2	337	深川五丁目 馬場宅より	上流	B-1	積土俵工	138	△
西畑川	左右	1.5	90	上深川町 大歳公園より	上流	A-2	捨て土のう工	139	△
堀田奥川	左右	1.5	1,011	狩留家町 湯坂川合流点より	上流	A-2	捨て土のう工	140	△
仏堂川	左右	1.8	291	小河原町 田中宅より	上流	B-1	積土俵工	141	△
松笠川	左右	1.0	52	口田南一丁目 沓田宅より	上流	A-2	捨て土のう工	142	△
水撫川	左右	1.2	428	深川八丁目 寺下工業より	上流	B-1	積土俵工	143	△
矢口川	左右	2.5	1,024	口田南六丁目 矢口川合流点より	上流	A-2	積土俵工	144	※△
柳ヶ谷川	左右	2.0	394	口田南六丁目 金信宅より	上流	B-1	積土俵工	145	△
落合川	左右	1.5	56	落合南二丁目 中本宅より	上流	B-1	積土俵工	146	※△
湯坂川及び 支	左右	1.5	740	狩留家町 湯坂川合流点より	上流	A-2	捨て土のう工		※△
弁柄川	左右	1.0	150	深川二丁目 三徳川合流点より	上流	A-2	積土俵工	147	※△
小計		28河川							

安佐北区(可部地区)

河川名	岸別	護岸(m)	延長(m)	場	所	危険	対策水防工法	附図番号	備考
綾ヶ谷川	左右	1.0	200	可部町大字綾ヶ谷 前田宅より	上流	B-1	積土俵工	148	△
荒谷川	左右	1.0	60	旧JR可部線今井田踏切 より	上流	B-1	積土俵工	149	△
石佐川	左右	0.7	349	可部町大字綾ヶ谷 可部本宅前	上流	A-2	捨て土のう工	150	△
石丸川	左右	0.9	450	可部町大字桐原 可部原川合流点より	上流	B-1	積土俵工	151	△
老ノ坪川	左右	1.2	75	可部町大字勝木 離田宅より	上流	A-2	捨て土のう工	152	△
入野川	左右	2.0	150	可部町大字桐原 可部町宅前	上流	B-1	積土俵工	153	△

上ヶ原川	左右	1.5	43	可部六丁目 平前宅より上流	B-1	積土俵工	154	△
河川名	岸別	護岸 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附图 番号	備考
植松川	左右	1.5	1,310	可部町大字綾ヶ谷 大畑農協より上流	B-1	積土俵工	155	△
馬通川	左右	1.0	236	三入二丁目 三倉川合流点より上流	B-1	積土俵工	156	△
大井手川	左右	0.8	200	亀山一丁目 亀田宅より上流	B-1	積土俵工	157	△
大薄川	左右	1.6	173	大林町 国道54号(旧)より上流	A-2	捨て土のう工	158	△
大坪川	左右	0.8	240	可部町大字勝木 行森川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	159	△
大野川	左右	0.7	220	可部町大字勝木 大田川合流点より上流	B-1	積土俵工	160	△
押手川	左右	2.0	107	可部町大字大林 川本宅より上流	B-1	積土俵工	161	△
川手川	左右	0.8	65	可部町大字勝木 中本宅より上流	A-2	積土俵工	162	※△
給人原川	左右	0.9	47	亀山八丁目 森本宅前より上流	B-1	積土俵工	163	△
クボツ川	左右	3.0	350	可部町大字綾ヶ谷 大毛寺川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	164	△
小南原川	左右	1.0	1,241	可部町バス停留所 平原バス停より上流	A-2	捨て土のう工	165	△
迫田川	左右	1.0	84	可部東四丁目 可部東田宅前より上流	B-1	積土俵工	166	△
下の谷川	左右	1.3	300	大林三丁目 大根谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	167	△
上徳川	左右	1.0	255	可部町大字綾ヶ谷 保田宅より上流	B-1	積土俵工	168	△
神宮寺川	左右	0.7	577	亀山南一丁目 西山宅より上流	B-1	積土俵工	169	※△
新迫川	左右	0.8	5	三入六丁目 三根宅より上流	B-1	積土俵工	170	△
新建川	左右	1.7	44	可部東五丁目 山根宅より上流	B-1	積土俵工	171	△
杉谷川	左右	1.0	125	可部町大字桐原 石井宅より上流	B-1	積土俵工	172	△
専隆寺川	左右	1.3	354	三入六丁目 専隆寺より上流	B-1	積土俵工	173	※△
草田川	左右	1.0	1,385	大林町 県道大林井原線より上流	B-1	積土俵工	174	△
台川	左右	1.8	320	可部東六丁目 迫杵宅より上流	B-1	積土俵工	175	△
竹坂川	左右	1.1	151	可部町大字勝木 松浦宅より上流	A-2	捨て土のう工	176	△
近長川	左右	1.2	125	可部町大字綾ヶ谷 可部谷宅より上流	B-1	積土俵工	177	△
鳥屋ヶ森川	左右	1.0	493	可部町大字綾ヶ谷 鳥屋ヶ森バス停前より上流	A-2	捨て土のう工	178	△
中志寺川	左右	1.6	1,100	可部町大字桐原 桐原川合流点より上流	B-1	積土俵工	179	△
中河内川	左右	1.0	120	可部町大字勝木 小田宅より上流	A-2	積土俵工	180	※△
長追川 (大林)	左右	1.1	955	大林町 大根谷川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	181	△
中の谷川	左右	2.1	294	大林町 国道54号より上流	B-1	積土俵工	182	△

河川名	岸別	護岸 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
中谷川	左右	1.0	115	可部町大字綾ヶ谷 山根宅より上流	B-1	積土俵工	183	△
番谷川	左右	0.9	411	可部九丁目 東部産業より上流	A-2	捨て土のう工	184	※△
東植松川	左右	1.0	55	可部町大字綾ヶ谷 沖政宅より上流	A-2	捨て土のう工	185	△
人甲川	左右	3.0	1,453	大林町 県道大林井原線より上流	B-1	積土俵工	186	△
火ノ見川	左右	1.2	450	可部町大字勝木 新井宅より上流	B-1	積土俵工	187	△
姫瀬川	左右	0.9	86	可部町大字勝木 太田川合流点より上流	B-1	積土俵工	188	△
桧山川	左右	1.5	501	大林町 大林八幡宮より上流	B-1	捨て土のう工	189	※△
平原川	左右	1.4	459	可部町大字綾ヶ谷 横林口バス停留所より上流	B-1	積土俵工	190	△
坊地川	左右	1.2	250	可部町大字勝木 清水宅より上流	A-2	捨て土のう工	191	△
松の原川	左右	1.2	118	亀山八丁目 勝木幼稚園より上流	B-1	積土俵工	192	△
水越川	左右	1.2	199	可部町大字勝木 森川宅より上流	B-1	積土俵工	193	△
無神川	左右	0.6	846	可部町大字南原 南原川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	194	△
柳河川	左右	3.0	700	大林町 人甲川合流点より上流	B-1	積土俵工	195	△
義経川	左右	0.8	265	亀山五丁目 仁井宅より上流	B-1	積土俵工	196	△
若藤川	左右	1.1	21	亀山五丁目 川住宅より上流	B-1	積土俵工	197	△
城田川	左右	1.0	96	可部町大字綾ヶ谷 倉庫より上流	B-1	積土俵工	198	△
横林川	左右	1.5	665	可部町大字綾ヶ谷 山根宅より上流	B-1	積土俵工	199	△
原迫川	左右	1.0	285	亀山六丁目 金光宅より上流	B-1	積土俵工	200	△
松原川	左右	1.0	12	可部町大字勝木 小田工務店より下流	B-1	積土俵工	201	△
小計		54河川						

安佐北区(安佐地区)

河川名	岸別	護岸 (m)	延長 (m)	場 所	危険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
油木川	左右	1.0	189	安佐町大字飯室 旧JR可部線より上流	A-2	捨て土のう工	202	△
洗川	左右	2.5	294	安佐町大字毛木 毛木川合流点より上流	B-1	積土俵工	203	△
一面川	左右	2.0	315	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	204	△
出羽川	左右	1.0	333	安佐町大字小河内 上三谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	205	△
犬田川	左右	1.5	43	安佐町大字久地 安渡宅より上流	A-2	捨て土のう工	206	△
猪之子川	左右	1.0	247	安佐町大字飯室 田丸宅より上流	A-2	捨て土のう工	207	△

河川名	岸別	護岸 (m)	延長 (m)	場 所	危険 況	対策水防工法	附図 番号	備考
上 島 川	左右	2.0	366	安佐町 大字 飯室 上島会館より上流	B-1	積土俵工	208	△
馬 の 爪 川	左右	1.0	25	安佐町 大字 毛木 竹本宅より上流	A-2	捨て土のう工	209	△
迫 分 川	左右	1.5	110	安佐町 大字 後山 柴宅より上流	B-1	積土俵工	210	△
大 迫 川	左右	1.0	531	安佐町 大字 鈴張 国道261号より上流	B-1	積土俵工	211	△
大 下 川	左右	1.0	344	安佐町 大字 久地 奥道広島豊平線より上流	B-1	積土俵工	212	△
大 利 谷 川	左右	1.5	185	安佐町 大字 小河内 奥道広島豊平線より上流	B-1	積土俵工	213	△
奥 迫 川	左右	1.5	347	安佐町 大字 後山 普光院宅より上流	A-2	積土俵工	214	※△
楓 原 川	左右	1.5	220	安佐町 大字 小河内 小河内川合流点より上流	B-1	積土俵工	215	△
片 廻 川	左右	1.0	389	安佐町 大字 鈴張 西谷川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	216	△
金 山 川	左右	1.5	328	安佐町 大字 久地 佐々本宅より上流	B-1	積土俵工	217	△
上 三 谷 川	左右	1.0	410	安佐町 大字 小河内 三谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	218	△
川 口 川	左右	1.0	20	安佐町 大字 毛木 川口宅より上流	A-2	捨て土のう工	219	△
北 谷 川	左右	1.0	905	安佐町 大字 飯室 鈴張川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	220	△
喜 藤 谷 川	左右	1.5	706	安佐町 大字 鈴張 行根川合流点より上流	B-1	積土俵土	221	△
木 元 川	左右	1.2	192	安佐町 大字 久地 奥道広島豊平線より上流	A-2	捨て土のう工	222	△
黒 瀬 川	左右	1.8	1,389	安佐町 大字 小河内 小河内川合流点より上流	B-1	積土俵工	223	△
形 部 川	左右	1.5	307	安佐町 大字 簡瀬 山本宅より上流	B-1	積土俵工	224	△
見 谷 川	左右	1.0	176	安佐町 大字 小河内 古広宅より上流	A-2	捨て土のう工	225	△
此 谷 川	左右	1.5	86	安佐町 大字 飯室 中本宅より上流	B-1	積土俵工	226	△
権 現 川	左右	1.5	57	安佐町 大字 飯室 河野宅より上流	B-1	積土俵工	227	△
右 平 川	左右	2.0	40	安佐町 大字 飯室	B-1	積土俵工	319	※△
菅 谷 川	左右	1.5	212	安佐町 大字 鈴張 西谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	228	△
砂 子 田 川	左右	1.0	61	安佐町 大字 鈴張 砂本宅より上流	B-1	捨て土のう工	229	※△
総 田 原 川	左右	1.5	234	安佐町 大字 毛木 亀田宅より上流	B-1	積土俵工	230	△
大 仏 講 川	左右	1.0	167	安佐町 大字 小河内 太田川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	231	△
鷹 野 集 川	左右	1.0	92	安佐町 大字 鈴張 林田宅より上流	A-2	捨て土のう工	232	△
鉦 川	左右	1.0	316	安佐町 大字 鈴張 西谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	233	△

河川名	岸別	護岸 (m)	延長 (m)	場 所	危険	対策水防工法	附图 番号	備考
鉦ヶ迫川	左右	1.0	282	安佐町大字鈴張 上流 榎原川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	234	△
谷河内川	左右	2.0	242	安佐町大字小河内 上流 平野宅より上流	B-1	積土俵工	235	△
誰賀川	左右	2.0	41	安佐町大字久地 上流 竹内宅より上流	B-1	積土俵工	236	△
堂原川	左右	2.0	211	安佐町大字小河内 上流 小河内川合流点より上流	B-1	積土俵工	237	△
戸崎川	左右	1.0	425	安佐町大字鈴張 上流 東谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	238	△
長沢川	左右	1.5	438	安佐町大字久地 上流 福島宅より上流	B-1	積土俵工	239	△
中谷川	左右	1.0	232	安佐町大字久地 上流 原宅より上流	B-1	積土俵工	240	△
中道川	左右	2.0	748	安佐町大字鈴張 上流 古武家宅より上流	A-2	捨て土のう工	241	△
西ヶ迫川	左右	2.0	185	安佐町大字小河内 上流 佐々木宅より上流	B-1	積土俵工	242	△
西峰川	左右	1.5	306	安佐町大字久地 上流 金本宅より上流	B-1	積土俵工	243	△
林谷川	左右	2.0	294	安佐町大字鈴張 上流 三浦宅より上流	A-2	捨て土のう工	244	△
東黒瀬川	左右	1.0	223	安佐町大字小河内 上流 黒瀬川合流点より上流	B-1	積土俵工	245	△
平原川	左右	1.5	48	安佐町大字鈴張 上流 大和宅より上流	A-2	捨て土のう工	247	△
平原谷川	左右	1.0	64	安佐町大字小河内 上流 中川宅より上流	B-1	積土俵工	248	△
本郷川	左右	1.2	120	安佐町大字小河内 上流 小河内川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	249	△
溝手川	左右	1.5	119	安佐町大字小河内 上流 小河内川合流点より上流	B-1	積土俵工	250	△
宮野川	左右	1.0	93	安佐町大字久地 上流 太田川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	251	△
明晃谷川	左右	2.0	1,024	安佐町大字小河内 上流 小河内川合流点より上流	B-1	積土俵工	252	△
免田川	左右	1.5	559	安佐町大字後山 上流 後山川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	253	△
藪谷川	左右	1.5	391	安佐町大字鈴張 上流 藪宅より上流	B-1	積土俵工	254	△
岡田川	左右	2.0	110	安佐町大字後山 上流	B-1	積土俵工	320	※△
横山谷川	左右	2.0	1,119	安佐町大字小河内 上流 三谷川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	255	△
小 計	56 河川							
安佐北区計	174 河川							

安芸区(瀬野川地区)

河川名	岸別	護岸 (m)	延長 (m)	場 所	危険 況	対策水防工法	附図 番号	備考
洗 川	左右	1.3	70	中野三丁目 今井宅より上流	B-1	積土俵工	256	△
一飯谷川	左右	2.0	380	上瀨野町古屋地 JR山陽本線より上流	A-2	捨て土のう工	257	※△
一井木川	左右	1.7	57	瀨野一丁目 正藤宅より上流	A-2	木流し工	258	△
入江谷川	左右	1.2	2	瀨野町下瀨野 沢田宅より上流	A-2	捨て土のう工	259	
榎 山 川	左右	1.4	1,188	瀨野町下瀨野 県道瀨野川福富本郷線 正道寺橋より上流	A-2	木流し工	260	※△
願々谷川	左右	0.9	55	中野四丁目 中野宅より下流	A-2	木流し工	261	※△
鏡 谷 川	左右	1.4	179	中野町 鏡池より上流	A-2	木流し工	262	※△
京ノ岡川	左右	0.7	172	中野東町 加佐見宅より上流	A-2	捨て土のう工	263	△
正之坪川	左右	0.7	146	瀨野南町 倉庫より下流	B-1	積土俵工	264	△
清 水 川	左右	0.9	47	上瀨野町清水 JR山陽本線より上流	A-2	捨て土のう工	265	△
清 防 川	左右	1.5	116	中野東五丁目 松下宅より上流	A-2	捨て土のう工	266	△
清光寺川	左右	1.2	51	中野東五丁目 田尾宅より上流	A-2	捨て土のう工	267	△
龍尾原川	左右	1.0	51	中野東二丁目 秦宅より上流	A-2	捨て土のう工	268	※△
長泉寺川	左右	1.0	178	中野三丁目 県道瀨野船越線より上流	A-2	捨て土のう工	269	△
津 村 川	左右	1.0	66	中野七丁目 瀨野川東中学校入口の JR山陽本線交差点部	A-2	捨て土のう工	270	△
長 尾 川	左右	0.9	753	畑賀町 世良宅から畑賀川まで	A-2	捨て土のう工	271	△
前 田 川	左右	1.2	19	中野二丁目 末田宅より上流	A-2	捨て土のう工	272	△
大高下川	左右	2.4	218	上瀨野町 光原宅から寺分川まで	A-2	捨て土のう工	273	△
金比羅川	左右	1.7	123	瀨野町下瀨野 保本宅より上流	A-2	捨て土のう工	274	△
土百面川	左右	1.0	69	畑賀町横田宅より下流	A-2	捨て土のう工	275	△
荒 野 川	左右	2.0	117	中野六丁目 砂防河川荒野川より上流	A-2	捨て土のう工	276	△
名 護 川	左右	1.0	78	中野七丁目 浜本宅より上流	A-2	捨て土のう工	277	△
立 石 川	左右	1.5	12	瀨野町下瀨野 重本橋より上流	A-2	捨て土のう工	278	※△
埤 地 川	左右	1.5	133	中野三丁目 県道瀨野船越線より下流	B-1	積土俵工	321	△
小 計	24河川							

安芸区(阿戸地区)

河川名	岸別	護岸(m)	高延(m)	延長(m)	場 所	危険	対策水防工法	附図番号	備考
板取川	左右		1.2	214	阿戸町字奥の谷市道橋より上流	B-1	積土俵工	279	△
牛ヶ谷川	左右		0.9	276	阿戸町字牛ヶ谷西方寺川合流点より上流	B-1	積土俵工	280	△
大谷川	左右		1.0	888	阿戸町字大谷中野宅より上流	A-2	捨て土のう工	281	※△
谷追川	左右		1.4	254	阿戸町字谷追横田宅より上流	A-2	捨て土のう工	282	△
フラケ追川	左右		1.2	137	阿戸町字大谷大谷川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	283	△
升越川	左右		1.0	110	阿戸町字升越阿戸町字権現橋より上流	A-2	捨て土のう工	284	※△
小 計	6河川								

安芸区(船越地区)

河川名	岸別	護岸(m)	高延(m)	延長(m)	場 所	危険	対策水防工法	附図番号	備考
的場川	左右		2.5	95	船越二丁目植田宅より上流	A-2	捨て土のう工	285	△
小 計	1河川								

安芸区(矢野地区)

河川名	岸別	護岸(m)	高延(m)	延長(m)	場 所	危険	対策水防工法	附図番号	備考
江の口川	左右		2.1	99	矢野西一丁目海田湾流入部よりJR呉線交差点まで	A-2	捨て土のう工	286	△
大原川	左右		0.9	158	矢野東七丁目向宅より上流	A-2	捨て土のう工	287	△
神長川	左右		1.2	18	矢野東七丁目大田宅前から矢野川まで	A-2	捨て土のう工	288	△
神出川	左右		0.9	120	矢野東四丁目小野医院より上流	A-2	捨て土のう工	289	△
寺屋敷川	左右		1.4	430	矢野町寺屋敷呉市境より上流	A-2	捨て土のう工	290	△
久喰川	左右		1.3	174	矢野西七丁目山口宅裏より上流	A-2	捨て土のう工	291	△
山田川	左右		1.0	155	矢野東四丁目高山宅より上流	A-2	捨て土のう工	292	△
北尾川	左右		2.0	8	矢野東四丁目鈴木宅より上流	A-2	捨て土のう工	293	△
宮下川	左右		2.0	130	矢野西一丁目国道31号大浜橋より市道極楽橋まで	B-1	積土俵工	294	△
小 計	9河川								
安芸区計	39河川								

河川名	岸別	護岸(m)	高さ延長(m)	場 所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
扇 追 川	左右	2.0	25	五日市町大字石内橋本宅より上流	A-2	木流し工	295	△
かたの集川	左右	1.1	550	五日市町大字石内県道広島湯来線より上流	A-2	木流し工	296	△
己斐峠川	左右	1.4	597	五日市町大字石内永井宅より上流	A-2	木流し工	297	△
城 六 川	左右	0.4	65	五日市町大字下河内越藤宅より上流	B-1	積土俵工	298	△
住 吉 川	左右	1.5	25	利松二丁目石内川合流点より上流	B-1	積土俵工	299	△
入道原川	左右	0.5	410	五日市町大字石内山田川合流点より上流	A-2	木流し工	300	△
梁 井 川	左右	1.3	62	八幡東三丁目梅田宅より上流	B-1	積土俵工	301	△
湯 戸 川	左右	1.0	320	五日市町大字石内石内川合流点より上流	B-1	積土俵工	303	※△
吉合津川	左右	1.6	300	五日市町大字石内六拾部宅より上流	A-2	木流し工	304	△
夫 婦 川	左右	2.0	147	五日市町大字石内山陽自動車道石内高架橋より上流	A-2	木流し工	305	△
三 宅 川	左右	1.5	180	三宅五丁目神原橋より上流および下流	A-2	積土俵工	306	△
小 計	11 河川							

佐伯区(湯来地区)

河川名	岸別	護岸(m)	高さ延長(m)	場 所	危険状況	対策水防工法	附図番号	備考
柏 谷 川	左右	1.0	148	湯来町大字葛原字郷木末川合流点より上流	B-1	積土俵工	307	△
鹿 道 川	左右	1.0	110	湯来町大字白砂下鹿道八幡川合流点より上流	B-1	積土俵工	308	△
上中郷谷川	左右	1.0	185	湯来町大字伏谷字伏郷中郷川合流点より上流	B-1	積土俵工	309	△
葛 谷 川	左右	1.0	110	湯来町大字多田字田布水内川合流点より上流	B-1	積土俵工	310	△
下伏谷川	左右	1.5	90	湯来町大字伏谷字下伏伏谷川合流点より上流	B-1	積土俵工	311	△
赤土地川	左	2.0	80	湯来町大字白砂八幡川合流点より上流	A-2	木流し工	312	※△
大 谷 川	左右	3.0	500	湯来町大字多田水内川合流点より上流	A-2	木流し工	313	※△
大 山 川	左	2.0	120	湯来町大字白砂佐伯5区8号線より上流	A-2	木流し工	314	△
島 木 谷 川	左	3.0	304	湯来町大字下太田川合流点より上流	B-1	積土俵工	315	※△
弥 平 谷 川	左右	3.0	60	湯来町大字多田水内川合流点より上流	A-3	木流し工	316	※
小 計	10 河川							
佐伯区計	21 河川							

普通河川 総 計	317 河川
-------------	--------

(凡 例)

危険状況

- A 護岸の崩壊のおそれのある場所
- B 越水のおそれのある場所
- ※ 令和7年度改修予定箇所
- △ 令和7年度以降改修予定箇所

現況

- 1 断面不足
- 2 護岸老朽（強度不足を含む。）
- 3 水衝部老朽（洗掘を含む。）

修正前	
水防計画 第7章 雑則 (付表)	頁 459~464
別表第5 水防上重要な場所 (3) 直轄河川 (太田川水系) (省略)	

修正後
修正理由 ・ 已斐出張所がなくなったため
別表第5 水防上重要な場所 (3) 直轄河川 (太田川水系) <u>(別紙表のとおり)</u>

図面 別番号	河川名	左右 岸別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又上 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	担当 事務所
1	太田川	右	越水(溢水)	B	広島県西区豊津港1丁目	広島市	C3K400~C1K800	1,800	高瀬	積み土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
2	太田川	右	堤体漏水	A	広島県西区豊津港1丁目	広島市	C3K400~C1K800	1,800	高瀬	積み土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
3	太田川	右	堤体漏水	B	広島県西区観音新町4丁目	広島市	C3K600~C3K400	1,000	高瀬	積み土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
4	太田川	左	越水(溢水)	A	広島県西区観音新町4丁目	広島市	C3K400~C1K600	1,800	高瀬	積み土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
5	太田川	左	堤体漏水	B	広島県西区観音新町4丁目	広島市	C3K000~C3K000	3,000	高瀬	積み土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
6	太田川	左	堤体漏水	B	広島県西区戸坂池田1丁目	広島市	C1K800~C3K400	2,000	高瀬	積み土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
7	太田川	左	堤体漏水	B	広島県西区横川新町・打越町	広島市	3K000~3K300	500	堤体漏水<す>U	積み土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
8	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島県西区横川新町・打越町	広島市	3K000~3K300	500	堤体漏水<す>U	積み土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
9	太田川	左	堤体漏水	B	広島県西区大芝2丁目~大芝3丁目・大芝3丁目	広島市	4K350~3K300	850	堤体漏水<す>U	積み土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
10	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島県西区大芝2丁目~大芝3丁目・大芝3丁目	広島市	4K350~3K300	850	堤体漏水<す>U	積み土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
11	太田川	右	水衝・洗滌	B	広島県東区戸坂池田1丁目	広島市	9K000~3K400	350	水衝部	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
12	太田川	右	堤体漏水	B	広島県東区豊東1丁目~豊東3丁目	広島市	5K000~3K400	800	堤体漏水<す>U	積み土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
13	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島県東区豊東1丁目~豊東3丁目	広島市	7K100~7K300	200	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
14	太田川	右	堤体漏水	B	広島県東区豊東2丁目~豊東3丁目	広島市	7K300~7K340	240	堤体漏水<す>U	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
15	太田川	右	堤体漏水	B	広島県東区豊東2丁目~豊東3丁目	広島市	7K400~7K800	280	堤体漏水<す>U	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
16	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島県東区豊東3丁目・西原1丁目	広島市	7K700~8K000	270	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
17	太田川	右	堤体漏水	B	広島県東区豊東3丁目・西原1丁目	広島市	7K800~8K390	590	堤体漏水<す>U	積み土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
18	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	8K500~8K700	200	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
19	太田川	右	基礎地盤漏水	要	広島県東区豊東1丁目	広島市	10K100~10K200	100	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
20	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	10K500~10K700	200	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
21	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島県東区豊東1丁目・川内1丁目	広島市	10K700~10K900	200	(堤防岸線点検)	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
22	太田川	右	堤体漏水	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	11K160~11K700	540	堤体漏水<す>U	積み土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
23	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	11K400~11K800	400	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
23-2	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	12K500~12K650	100	(備用重点監視)	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
24	太田川	右	堤体漏水	B	広島県東区豊東1丁目・八木1丁目	広島市	12K700~13K600	870	堤体漏水<す>U	積み土盛	大芝出張所	広島県西部建設事務所
25	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島県東区豊東1丁目・八木2丁目	広島市	12K700~13K600	870	漏水	月/輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
	太田川	左	水衝・洗滌	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	13K300~14K690	300	水衝部	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
	太田川	左	堤体漏水	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	14K300~14K690	400	断面不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
	太田川	左	堤体漏水	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	15K000~15K400	400	堤体漏水<す>U	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	15K000~15K400	400	堤体漏水<す>U	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	15K790~18K400	2,610	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
34	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	18K000~18K200	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
35	太田川	左	水衝・洗滌	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	18K200~18K300	100	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
36	太田川	左	堤体漏水	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	18K200~18K400	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
37	太田川	左	越水(溢水)	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	18K400~19K000	600	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
38	太田川	左	越水(溢水)	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	18K400~19K000	600	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
39	太田川	左	堤体漏水	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	19K000~19K200	400	断面不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
40	太田川	左	越水(溢水)	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	19K400~19K660	400	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
41	太田川	左	越水(溢水)	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	19K800~20K550	750	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
42	太田川	左	堤体漏水	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	20K800~21K350	550	断面不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
43	太田川	左	越水(溢水)	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	21K000~21K600	600	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
44	太田川	左	越水(溢水)	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	22K800~23K600	900	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
45	太田川	左	水衝・洗滌	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	23K945	-	断面不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
46	太田川	左	越水(溢水)	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	24K000~24K200	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
47	太田川	左	越水(溢水)	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	24K200~24K400	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
48	太田川	左	越水(溢水)	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	24K400~24K600	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
49	太田川	左	越水(溢水)	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	24K600~24K800	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
50	太田川	左	越水(溢水)	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	24K800~24K900	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
51	太田川	左	水衝・洗滌	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	24K900~24K999	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
52	太田川	左	越水(溢水)	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	25K216	-	断面不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
53	太田川	左	越水(溢水)	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	26K000~27K000	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
54	太田川	左	越水(溢水)	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	27K200~27K400	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
55	太田川	左	越水(溢水)	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	28K200~28K400	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
56	太田川	左	越水(溢水)	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	28K200~29K800	1,200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
57	太田川	左	水衝・洗滌	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	28K800~29K000	200	断面不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
58	太田川	左	水衝・洗滌	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	29K213	-	断面不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
59	太田川	左	水衝・洗滌	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	30K638	-	断面不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
60	太田川	左	越水(溢水)	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	30K400~30K750	350	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
61	太田川	左	越水(溢水)	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	31K000~31K100	100	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
62	太田川	左	越水(溢水)	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	31K800~31K800	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
63	太田川	左	越水(溢水)	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	31K400~32K600	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
64	太田川	左	越水(溢水)	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	32K000~32K800	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
65	太田川	左	越水(溢水)	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	32K800~33K000	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
66	太田川	左	水衝・洗滌	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	33K942	-	断面不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
67	太田川	左	越水(溢水)	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	33K400~33K600	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
68	太田川	左	越水(溢水)	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	34K000~34K600	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
69	太田川	左	越水(溢水)	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	34K600~34K999	600	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
70	太田川	左	越水(溢水)	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	34K800~34K100	300	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
71	太田川	左	水衝・洗滌	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	34K900~34K999	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
72	太田川	左	越水(溢水)	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	36K102	-	断面不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
73	太田川	右	堤体漏水	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	36K800	50	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
74	太田川	右	堤体漏水	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	14K200~15K380	1,180	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
75	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島県東区豊東1丁目	広島市	15K350~16K170	420	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
76	太田川	右	越水(溢水)	A	広島県東区豊東1丁目	広島市	17K200~17K800	600	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所

図面 別番号	河川名	左右 岸別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
238	木田川	右	堤体漏水	B	山根町安芸木田町上木郷	安芸木田町	70K700~71K000	300	断面不足	積み土盛	加計出張所	西部建設事務所安芸木田支所
1	渕山川	左	工作物	B	渕山川橋	広島県	0K274	-	笹間長不足 柵下高不足	-	加計出張所	西部建設事務所安芸木田支所
2	中相川	左	工作物	B	中相橋	広島県	0K400~0K670	270	断面長不足	-	加計出張所	西部建設事務所安芸木田支所
3	渕山川	左	堤体漏水	B	山根町安芸木田町加計宇天神町	安芸木田町	0K552	-	柵下高不足	積み土盛	加計出張所	西部建設事務所安芸木田支所
4	中相川	左	工作物	B	井手平橋	安芸木田町	0K843	-	柵下高不足	-	加計出張所	西部建設事務所安芸木田支所
5	渕山川	右	堤体漏水	B	山根町安芸木田町加計宇天神町	安芸木田町	1K0~1K100	100	断面不足	積み土盛	加計出張所	西部建設事務所安芸木田支所
6	渕山川	左	堤体漏水	B	山根町安芸木田町加計宇天神町	安芸木田町	0K350~0K400	50	堤防高不足	積み土盛	加計出張所	西部建設事務所安芸木田支所
7	中相川	右	堤体漏水	A	山根町安芸木田町加計宇天神町	安芸木田町	1K200~1K300	800	堤防高不足	積み土盛	加計出張所	西部建設事務所安芸木田支所
1	根谷川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部第二丁目	広島市	1K800~1K800	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
2	根谷川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部第二丁目	広島市	2K400~2K700	300	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
3	根谷川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部第二丁目	広島市	3K300~3K800	800	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
4	根谷川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部三丁目・八丁目	広島市	3K600~3K800	600	断面不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
5	根谷川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部三丁目・八丁目	広島市	3K800~3K900	1,200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
6	根谷川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K000~0K200	200	堤体漏水・すべり	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
7	根谷川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	1K400~1K400	1,600	堤体漏水・すべり	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
8	根谷川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部第一丁目	広島市	1K400~1K800	400	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
9	根谷川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部第二丁目	広島市	2K300~2K300	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
10	根谷川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部第二丁目	広島市	3K800~4K600	800	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
11	根谷川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部第五丁目	広島市	3K600~4K300	1,200	断面不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
12	根谷川	左	工作物	B	丸山橋	広島市	1K166	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
13	根谷川	左	工作物	B	新川橋砂運橋	広島市	2K200	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
14	根谷川	左	工作物	B	新川橋	広島市	2K200	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
15	根谷川	左	工作物	A	上原橋	広島市	2K881	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
16	根谷川	左	工作物	B	寺山橋	広島市	3K378	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
17	根谷川	左	工作物	B	高松橋	広島市	3K624	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
18	根谷川	左	工作物	B	吉田橋	広島市	4K017	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
19	根谷川	左	工作物	B	東原橋	広島市	4K660	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
1	三條川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	-0K100~0K100 (排水点監視)	200	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
2	三條川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K100~0K300	220	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
3	三條川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K100~0K200	120	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
4	三條川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K300~0K500 (排水点監視)	100	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
5	三條川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K100~0K900 (排水点監視)	200	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
5-2	三條川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K300~1K100 (排水点監視)	200	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
6	三條川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	1K100~0K300 1K200~1K100 1K300~2K300	2,600	漏水(堤防詳細点検)	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
7-1	三條川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K000~0K200	1,000	堤体漏水・すべり	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
7-2	三條川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	2K600~2K700 3K500~4K400	1,000	堤体漏水・すべり	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
8	三條川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	3K900~4K200	300	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
9	三條川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	4K600~4K800	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
10	三條川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	4K800~4K900	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
11	三條川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	4K300~4K380	80	断面不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
12-1	三條川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	5K400~0K000	600	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
12-2	三條川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	6K000~0K200	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
13	三條川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	5K400~0K900	500	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
14	三條川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	6K100~9K200	3,100	堤体漏水・すべり	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
15	三條川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	7K000~1K200	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
16	三條川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	7K200~7K800	400	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
17	三條川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	7K600~7K800	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
18	三條川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	8K200~8K200 8K300~8K400	1,000 200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
18-2	三條川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	8K600~9K000	400	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
19	三條川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	9K400~9K400	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
20	三條川	左	工作物	A	深川橋	広島県	0K686	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
21	三條川	左	工作物	B	亀崎橋	広島市	1K997	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
22	三條川	左	工作物	B	亀崎橋砂運橋	広島市	1K997	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
23	三條川	左	工作物	A	養師橋	広島市	2K511	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
24	三條川	左	工作物	A	養師橋	広島市	2K378	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
25	三條川	左	工作物	A	磯地橋	広島市	3K707	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
26	三條川	左	工作物	A	JR雲備橋三條川第3橋梁	JR	4K148	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
27	三條川	左	工作物	A	一之瀬橋	広島県	4K266	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
28	三條川	左	工作物	A	養老橋	広島市	4K374	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
29	三條川	左	工作物	A	新鳥渡橋	広島県	5K757	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
30	三條川	左	工作物	A	JR雲備橋三條川第3橋梁	JR	8K827	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
31	三條川	左	工作物	A	鳥越橋	広島市	9K390	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
32	三條川	左	工作物	A	上深川橋	広島市	6K566	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
33	三條川	左	工作物	A	抱足歩道橋	広島市	7K129	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
34	三條川	左	工作物	A	西下橋	広島市	7K753	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
35	三條川	左	工作物	B	西下橋	広島市	8K389	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
36	三條川	左	工作物	B	西下橋	広島市	9K028	-	柵下高不足	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
37	三條川	左	要	要	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K000~4K700	100	新堤防	-	可部出張所	広島県西部建設事務所
38	三條川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K000~1K400	1,400	堤体漏水・すべり	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
39	三條川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	1K000~1K200	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
40	三條川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	1K200~1K400	200	堤体漏水	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
41	三條川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	2K400~2K600	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
42	三條川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	3K000~3K100	100	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
43-1	三條川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	2K800~2K150	150	断面不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
43-2	三條川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	2K850~3K060	210	断面不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
44	三條川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	4K200~3K000	800	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
45	三條川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	4K200~4K400	200	断面不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
46	三條川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	5K600~5K400	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
47	三條川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	6K600~9K800	200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
48	三條川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	7K400~9K600	2,200	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
49	三條川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	7K600~9K000	400	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
50	三條川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	7K600~9K000	400	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所
51	三條川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	9K000~9K600	600	堤防高不足	積み土盛	可部出張所	広島県西部建設事務所

図面 別番号	河川名	左右 岸別	種別	重要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
22	天瀬川	左	工作物	A	観音橋	広島市	1K468	-	桁下高不足	-	大芝出張所	広島県西部建設事務所
23	天瀬川	左	工作物	A	緑大橋	広島市	1K808	-	桁下高不足	-	大芝出張所	広島県西部建設事務所
24	天瀬川	左	工作物	A	広島下流橋	広島県	2R018	-	桁下高不足	-	大芝出張所	広島県西部建設事務所
25	天瀬川	左	工作物	A	天満街道橋	広島市	2K097	-	桁下高不足	-	大芝出張所	広島県西部建設事務所
26	天瀬川	左	工作物	A	広島橋	広島市	2K087	-	桁下高不足	-	大芝出張所	広島県西部建設事務所
27	天瀬川	左	工作物	A	広島橋	広島市	2K428	-	桁下高不足	-	大芝出張所	広島県西部建設事務所
28	天瀬川	左	工作物	A	広島橋	広島市	2K428	-	桁下高不足	-	大芝出張所	広島県西部建設事務所
29	天瀬川	左	工作物	A	中込橋	広島市	2R882	-	桁下高不足	-	大芝出張所	広島県西部建設事務所
30	天瀬川	左	工作物	A	横川新橋	広島市	3K516	-	桁下高不足	-	大芝出張所	広島県西部建設事務所
1	天瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市東栄・南栄	広島市	3K639	-	桁下高不足	-	大芝出張所	広島県西部建設事務所
2	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市東栄・南栄	大竹市	CKR620~CKR600	1,420	断面不足	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
3	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市東栄二丁目	大竹市	CKR380~CKR300	380	断面不足	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
4	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市東栄二丁目	大竹市	CKR400~CKR300	400	漏水	月/輪	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
5	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市東栄・南栄	大竹市	CKR400~CKR600	200	断面不足	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
6-1	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市南栄・南町・元町	大竹市	CKR200~CKR400	600	堤体漏水・すべり	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
6-2	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市南栄	大竹市	CKR300~CKR600	1,500	堤体漏水・すべり	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
7	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市南栄	大竹市	CKR300~CKR700	210	漏水(堤防詳細点検)	月/輪	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
8	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市南栄	大竹市	1K700~1K130	60	漏水(築橋有り)	月/輪	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
9	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市南栄	大竹市	1K130~1K350	220	漏水(堤防詳細点検)	月/輪	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
10	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市元町二丁目	大竹市	2K200~CKR600	200	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
11	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市元町一丁目	大竹市	4K400~CKR600	200	断面不足	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
12	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市木野一丁目	大竹市	4K300~4K700	200	漏水	月/輪	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
13	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野二丁目	大竹市	5K200~CKR100	500	堤体漏水・すべり	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
14	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市木野二丁目	大竹市	5K300~6K000	200	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
15	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市木野	大竹市	5K400~6K100	300	漏水(築橋有り)	月/輪	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
16	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野	大竹市	6K200~1K400	1,200	堤体漏水・すべり	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
17	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市木野	大竹市	6K200~CKR300	100	漏水(堤防詳細点検)	月/輪	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
18	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市木野	大竹市	6K300~6K500	200	漏水(堤防詳細点検)	月/輪	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
19	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市木野	大竹市	7K800~CKR200	900	漏水(堤防詳細点検)	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
20	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野二丁目防塵	大竹市	9K400~CKR400	1,000	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
21	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市木野二丁目防塵	大竹市	9K600~10K000	200	断面不足	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
22	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野二丁目防塵	大竹市	10K200~10K400	200	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
23	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野	大竹市	10K400~10K600	200	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
24	小瀬川	左	越水(溢水)	A	大竹市木野	大竹市	10K600~1K1600	400	断面不足	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
25	小瀬川	左	堤体漏水	A	大竹市木野	大竹市	11K000~1K1400	400	断面不足	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
26	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市安条	大竹市	12K400~12K600	200	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
27	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市安条	大竹市	12K600~12K800	200	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
28	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市安条	大竹市	1K180	-	桁下高不足	-	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
29	小瀬川	左	工作物	B	小瀬川橋梁(山鼻本線)	JR	1K220	-	桁下高不足	-	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
30	小瀬川	左	工作物	B	小瀬川橋梁(山鼻本線)	大竹市・岩面市	8K540	-	桁下高不足	-	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
31	小瀬川	左	工作物	A	小瀬川橋	岩面市	11K534	-	桁下高不足	-	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
32	小瀬川	左	工作物	A	深瀬橋	岩面市	12K735	-	桁下高不足	-	小瀬川出張所	西部建設事務所(廿日市支所)
33	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	CKR650~1K160	1,810	断面不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
34	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	CKR600~CKR200	400	断面不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
35	小瀬川	右	堤体漏水	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	CKR300~CKR400	600	断面不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
36	小瀬川	右	堤体漏水	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	CKR400~CKR600	400	断面不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
37	小瀬川	右	堤体漏水	A	坂野和木町和木六丁目	岩面市	CKR300~CKR600	200	断面不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
38	小瀬川	右	堤体漏水	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	1K000~1K200	1,200	堤体漏水・すべり	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
39	小瀬川	右	堤体漏水	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	2K600~2K800	200	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
40	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	3K200~CKR600	400	堤体漏水・すべり	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
41	小瀬川	右	基礎地盤漏水	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	3K300~CKR400	100	漏水	月/輪	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
42	小瀬川	右	基礎地盤漏水	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	4K400~4K400	300	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
43	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	4K600~CKR600	400	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
44	小瀬川	右	越水(溢水)	A	坂野和木町和木六丁目	岩面市	4K900~CKR600	60	漏水	月/輪	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
45	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	5K000~CKR200	200	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
46	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	6K000~CKR200	200	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
47	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	6K400~CKR480	200	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
48	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	6K400~CKR600	320	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
49	小瀬川	右	越水(溢水)	A	坂野和木町和木六丁目	岩面市	6K600~1K000	400	断面不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
50	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	6K400~CKR600	200	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
51	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	8K600~9K600	1,000	堤体漏水・すべり	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
52	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	9K300~10K500	600	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
53	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	10K300~10K500	200	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
54	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	10K900~1K600	1,000	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
55	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	10K900~1K600	400	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
56	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	11K200~1K630	600	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
57	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	11K600~1K800	170	断面不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
57-2	小瀬川	右	越水(溢水)	A	坂野和木町和木六丁目	岩面市	11K800~1K200	200	断面不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
58	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	12K600~12K800	200	堤防高不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
59	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	1K700~1K800	100	断面不足	積み土盛	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所
60	小瀬川	右	越水(溢水)	B	坂野和木町和木六丁目	岩面市	10K750~1K030	280	新堤防	-	小瀬川出張所	岩面土木建築事務所

修 正 前	
水防計画編 別表第5	頁 472-474
3 未完成の宅地造成地 《都市整備局宅地開発指導課》 (1) 総括表 <u>(省略)</u> (2) 個別一覧表 <u>(省略)</u>	

修 正 後
修 正 理 由 軽微な字句の修正及び時点の修正を行う。
3 未完成の宅地造成地 《都市整備局宅地開発指導課》 (1) 総括表 <u>別添のとおり</u> (2) 個別一覧表 <u>別添のとおり</u>

3 未完成の宅地造成地等《都市整備局宅地開発指導課》

(1) 総括表

(令和7年10月1日現在)

行政区	箇所数	面積 (ha)	摘要
中区	0	0	
東区	4	1.32	
南区	4	12.32	
西区	2	0.82	
安佐南区	8	21.79	
安佐北区	14	94.33	
安芸区	5	8.92	
佐伯区	6	57.45	
計	43	196.95	

(2) 個別一覧表

行政区	造成場所	開発手法	面積 (ha)	造成主	工事施行者	摘要
東区	福田二丁目2618の一部ほか3筆	宅	0.03	中土井 重治	株式会社ヒロヨシ	
	馬木二丁目521-11ほか10筆	開	0.53	株式会社ジェイエスエナー	有限会社金村建設	
	牛田東一丁目	宅	0.42	株式会社黒部建設	株式会社黒部建設	
	戸坂山崎町621番1ほか4筆	開	0.34	大和ハウス工業株式会社 中国支社	門田建設工業有限会社	
計 4ヵ所		1.32				
南区	楠那町・丹那町・丹那新町の各一部	区宅	10.58	広島市朝見原土地区画整理組合		
	出島二丁目2番13	開	1.52	広島市（教育委員会事務局長総務部施設課）	鏡高・鴻治和建設 工事共同企業体	
	南区北大河町170番3の一部ほか9筆	宅	0.10	有限会社美咲総興業	有限会社美咲総興業	
	南区仁保四丁目の甲820番の一部ほか11筆	宅	0.12	株式会社ネオライフ	門田建設工業有限会社	
計 4ヵ所		12.32				
西区	西区古江上二丁目486番2の一部ほか7筆	開	0.65	西部建設株式会社	門田建設工業有限会社	
	西区庚午北四丁目75番11ほか2筆	開	0.17	大和ハウス工業株式会社	門田建設工業有限会社	
	計 2ヵ所		0.82			
	八木五丁目6101-45の一部ほか10筆	宅	0.15	伊勢社宮総代表 奈良原 宏	芸北建設	
八木三丁目3034番1の一部ほか3筆	宅	0.22	宗教法入門藤院太陽の会	門藤院太陽の会		
上安町字緑ヶ丘2042-1の一部ほか4筆	宅	0.22	藤谷 孝行	株式会社フジコウ		
沼田町大字字佐胡596番1ほか69筆	宅	18.72	柳水野砂利	株式会社船建		
安佐南区	山本六丁目1029番4ほか	宅	0.33	柳尼子建設	株式会社尼子建設	
大塚東一丁目1717番の一部ほか2筆	宅	2.03	学校法人修道学園	株式会社フジク広島支店		
伴東二丁目4963番2の一部ほか3筆	宅	0.07	東亜ハウス株式会社	有限会社美咲総興行		
八木三丁目5883番1の一部	宅	0.05	株式会社信和ホーム	株式会社不動研		
計 8ヵ所		21.79				

※開：開発許可、宅：宅造法による工事許可、区：土地区画整理事業認可、
 盛：盛土規制法による工事許可

行政区	造成場所	開発手法	面積 (ha)	造成主	工事施行者	摘要
安佐北区	安佐町大字あさひが丘1040-40の一部	宅	0.15	栄進重機南	栄進重機南	
	安佐町殿室字猪之子4506-10の一部ほか7筆	宅	0.07	神川 栄三	坂原組	
	安佐町大字あさひが丘1225-10の一部	宅	0.10	二井 信幸	ニコー勝	
	可部町大字綾ヶ谷字畑2411ほか5筆	宅	0.30	初寺尾組	初寺尾組	
	安佐町大字鈴瀬字片平2995-11ほか21筆	宅	2.46	勝みどり	勝栗本	
	安佐町大字後山字迫分乙10391ほか	宅	0.50	学1GJ学園	渡辺工務店	
	小河原町字佛堂508-21ほか6筆	宅	0.17	よしや建設勝	よしや建設勝	
	白木町大字志路字大瀬3933番1の二部ほか281筆	宅	82.89	勝クリシヨー	勝クリシヨー	
	白木町大字志路字高盛4953-11ほか14筆	宅	6.50	協和鉱業勝	協和鉱業勝	
	龜山六丁目1817番1ほか5筆	宅	0.22	勝不動産	勝不動産	
	大林町字人甲85番11ほか	宅	0.52	オオノ開発勝	勝フジタ	
	落合南七丁目1484番11ほか3筆	宅	0.16	宗教法人泉壽院	盛工建設勝	
	口田南七丁目2725番31ほか7筆	盛	0.06	勝アイヌステージ	初畑賀建設	
	安佐町大字後山字日陰1444番11ほか	盛	0.23	勝丸岡産商	勝丸岡産商	
計 14か所		94.33				
安芸区	瀬野町字長者山	宅	0.91	初山一建設	初山一建設	
	瀬野町字中道原	宅	0.54	初山一建設	初山一建設	
	矢野町字鷹巣708-11ほか19筆	宅	6.94	勝熊野技建	勝熊野技建	
	中野東四丁目5513番、5524番	宅	0.45	勝樹運輸	南タカハチ	
	中野四丁目1871番21ほか	盛	0.08	小方 節子	大東建託勝	
	計 5か所		8.92			
佐伯区	五日市町大字下河内字野地138番1の二部ほか109筆	開宅	2.76	岩谷興業勝	山陽工業勝	
	五日市町一丁目1番の一部及び2番の一部	開	26.98	広島県広島港務振興事務所	大之本建設勝 11ほか	
	五日市町石内字穴ヶ迫6551番41ほか	開	27.22	勝トーソン住宅	勝網本工業	
	坂井一丁目291番11ほか3筆	開	0.26	西広島開発勝	南重光工業	
	五日市町大字美納園10番2の二部	盛	0.05	初トラスナイ	初畑賀建設	
	坂井二丁目1092番11ほか	盛	0.18	株式会社Sunsヘヴンズゾク	勝クリエイト	
計 6か所		57.45				

※開：開発許可、宅：宅造法による工事許可、区：土地区画整理事業認可、盛：盛土規制法による工事許可

修正前	
水防計画 第7章 雑則 (付表)	頁 477~479
別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材 <u>(省略)</u>	

修正後
修正理由 数量等の変更のため
別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材 <u>別紙のとおり</u>

別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材

1 国土交通省太田川河川事務所所有備蓄水防資機材配置表

令和7年4月1日現在

管理 者	保管 場所	土 の う 袋	鉄 線 kg	丸 太 等	鉄 パ イ プ 等	掛 矢 等	口 フ 巻	シ ト 板	水 防 マ ツ ト 板	オ イ ル フ エ ン ス	吸 着 マ ツ ト	材		
												名	料	
大之出張所長	草津 倉庫	耐摩性 大型土嚢 10 (製作済)	#8 100kg	丸太 φ15cm 3.0m 2.0m 1.5m 4.0m 1.5m 木杭 45mm角 49m	鉄パイプ φ22mm 1.2m 20本	掛矢 3本 大ハンマー (3.5kg) 3本 玉掛けワイヤ 引-クワ 5t用 1個 口フ巻 φ5mm 4束	クハ-ブ φ5mm 1束 φ10mm 13束 防炎シート φ10m 20m巻 14束 麻ロープ φ10mm 4束 PPロープ φ8mm 2束 口フ巻 φ5mm 4束	クハ-ブ 3.6×5.4m 190 防炎シート 3.6×5.4m) 25	13個 (2ヶ入)	φ110×2m (6本入) 7箱 φ150×2m (3本入) 1箱	のれん式 50cm×47cm(50枚入) 4箱 50cm×23cm 3箱	65cm×65cm(100枚入) 7箱 65cm×65cm(100枚入) 1箱 50cm×50cm(100枚入) 2箱 50cm×50cm(100枚入) 3箱 67cm×35cm×1.5m 20cm×25cm(80枚入) 4箱 櫛田型ネット入) 25cm×50cm (10個入) 3箱	大之出張所倉庫	可部出張所倉庫
大之出張所長	己斐倉庫	耐摩性 大型土嚢 660 袋詰玉石 袋2t用 80	10# 10kg 12# 2kg	木杭 45mm角 1.5m 90本 被覆杭 φ22mm 1.5m 30本	鉄杭 φ22mm 1.2m 40本	掛矢 2 大ハンマー (3.5kg) 11 2巻(200m) 1ヶニ 3巻(600m)	クハ-ブ φ9m/m 1巻(100m) 下フロー φ12m/m 2巻(200m) 1ヶニ 3巻(600m)	クハ-ブ 3.6×5.4m (1枚) 防炎シート 6.0×9.0m) 1枚	4袋 20m/袋 15m/袋 φ150×2m 4本入) 4箱 φ110×2m (6本入) 2箱	50cm×50cm(100枚入) 2箱 50cm×47cm(50枚入) 4箱 長尺物 50cm×23cm(50枚/1連) 1箱 20cm×25cm (80枚入り) 2箱 のれん式(万国旗型) 5.0m/連×10連 1箱 6.5m/連×10連 7箱 (6.5m×4本、1.3m×2本) 15箱	のれん式 5.0m/連×10連 1箱	己斐倉庫	可部出張所倉庫	
														被覆杭 φ22mm 1.5m 30本
施設 管理 課長	高瀬 分倉 倉庫	耐摩性 UV剤配合 240 耐摩性 大型土嚢 80 袋詰玉石 袋材2t用 290	8# 100kg	木杭 45mm角 1.5m 60本	鉄杭 φ19mm 1.5m 88本	掛矢 6 大ハンマー (3.5kg) 5m/m 2 2200m)6巻 玉掛けワイヤ 引-クワ 12.5t用 2	クハ-ブ 1巻(100m)	クハ-ブ φ10mm 13束 防炎シート φ10m 20m巻 14束 麻ロープ φ10mm 4束 PPロープ φ8mm 2束 口フ巻 φ5mm 4束	1巻(100m)	20m/袋 13袋	65cm×65cm(100枚入) 10箱 (6.5m×4本、1.3m×2本/箱) 19箱 (万国旗型)	65cm×65cm(100枚入) 7箱 65cm×65cm(100枚入) 1箱 50cm×50cm(100枚入) 2箱 50cm×50cm(100枚入) 3箱 67cm×35cm×1.5m 20cm×25cm(80枚入) 4箱 櫛田型ネット入) 25cm×50cm (10個入) 3箱	可部出張所倉庫	可部出張所倉庫
加計出張所長	巴町倉庫	1t土嚢 70	8# 50kg	丸太 φ10cm 1.0m 50本 木杭 45mm角 0.9m 15本	鉄パイプ φ22mm 1.2m 36本	掛矢 4 大ハンマー (3.5kg) 3	クハ-ブ φ22mm 1.2m 36本 (3.5kg) 3	クハ-ブ φ22mm 1.2m 36本 (3.5kg) 3	14	φ90×2m (12本入) 3箱 φ110×2m (6本入) 1箱	50cm×47cm(50枚入) 3箱 50cm×47cm(50枚/1連) 47枚 長尺物 50cm×23cm(50枚/1連) 2箱 50cm×50cm(100枚入) 2箱 65cm×65cm(100枚入) 7箱 のれん式 5.0m/連×10連 7.5箱 6.5m/連×10連 1箱	のれん式 6.5m/連×10連 1箱	巴町倉庫	可部出張所倉庫
小瀬川出張所長	小瀬川出張所倉庫	耐摩性 1t土嚢 60	10# 200kg 8# 100kg	丸太 φ8cm 7本 φ10cm 8本 木杭 40mm角 10本 45mm角 1.2m 54本 50mm角 1.0m 37本 1.5m 54本 55mm角 1.5m 31本	鉄パイプ φ2.2cm 1.8m 99本 φ19mm 1.5m 38本	掛矢 4 大ハンマー (3.5kg) 1 1巻(100m) 4巻(400m)	クハ-ブ φ2.2cm 1.8m 99本 (3.5kg) 1 1巻(100m) 4巻(400m)	クハ-ブ φ2.2cm 1.8m 99本 (3.5kg) 1 1巻(100m) 4巻(400m)	14	20m/袋 13袋 φ110×2m (6本入) 1箱	65cm×65cm(100枚入) 8箱 65cm×65cm(100枚入) 4箱 30cm×30cm(50枚入) 17箱 50cm×47cm(50枚入) 6箱 長尺物 50cm×23cm(50枚/1連) 2箱 粉未入入り) 9kg のれん式 (6.5m×4本、1.3m×2本) 3箱 6.5m/連×10連 4箱	のれん式 (6.5m×4本、1.3m×2本) 3箱 6.5m/連×10連 4箱	小瀬川出張所倉庫	小瀬川出張所倉庫

修正前

水防計画 (付表) 別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材	頁 480
-------------------------------------	--------------

3 県所有水防倉庫《広島港湾振興事務所・西部建設事務所》

行政区	所在地	管理責任者	備蓄品目(数量)							附図番号
			土のう等	麻袋	シート	なわ	ロープ	杭・丸太 鉄パイプ	鉄線	
			枚	枚	枚	巻	m	本	kg	
南区	出島 二丁目16	広島港湾 振興事務所長	2,200	-	42	-	3,700	350	5	5
南区	比治山本町 12-6	西部建設事務 所長	33,675	-	750	35	400	-	20	6
佐伯区	五日市町 寺田		5,300	100	43	-	-	200		8

修正後

修正理由 ・所在地の訂正のため (正) 比治山本町 16-12 (誤) 比治山本町 12-6

3 県所有水防倉庫《広島港湾振興事務所・西部建設事務所》

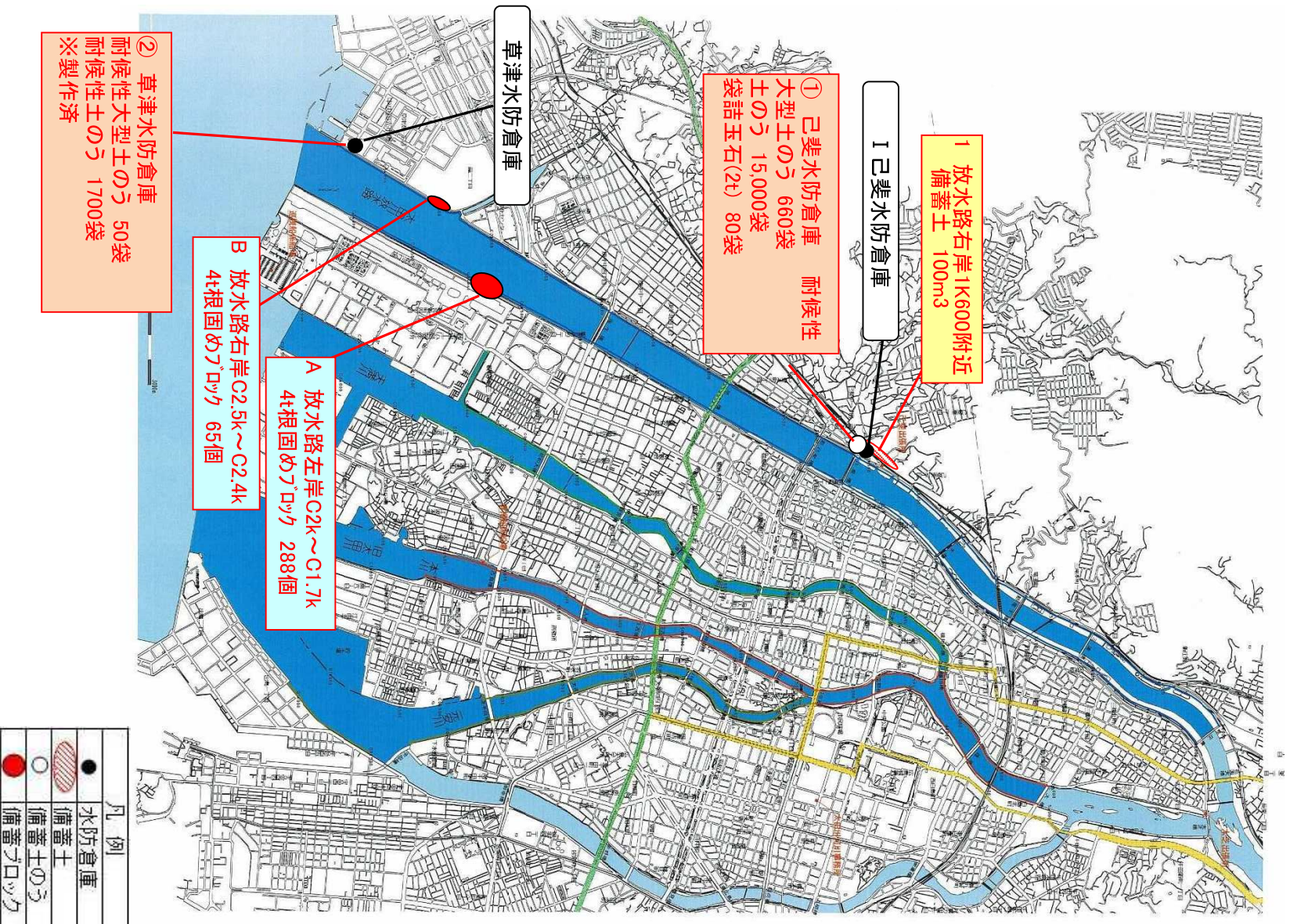
行政区	所在地	管理責任者	備蓄品目(数量)							附図番号
			土のう等	麻袋	シート	なわ	ロープ	杭・丸太 鉄パイプ	鉄線	
			枚	枚	枚	巻	m	本	kg	
南区	出島 二丁目16	広島港湾 振興事務所長	2,200	-	42	-	3,700	350	5	5
南区	比治山本町 12-6 16-12	西部建設事務 所長	33,675	-	750	35	400	-	20	6
佐伯区	五日市町 寺田		5,300	100	43	-	-	200		8

修 正 前	
水防計画 第7章 雑則 (付表)	頁 481~484
別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材 <u>(省略)</u>	

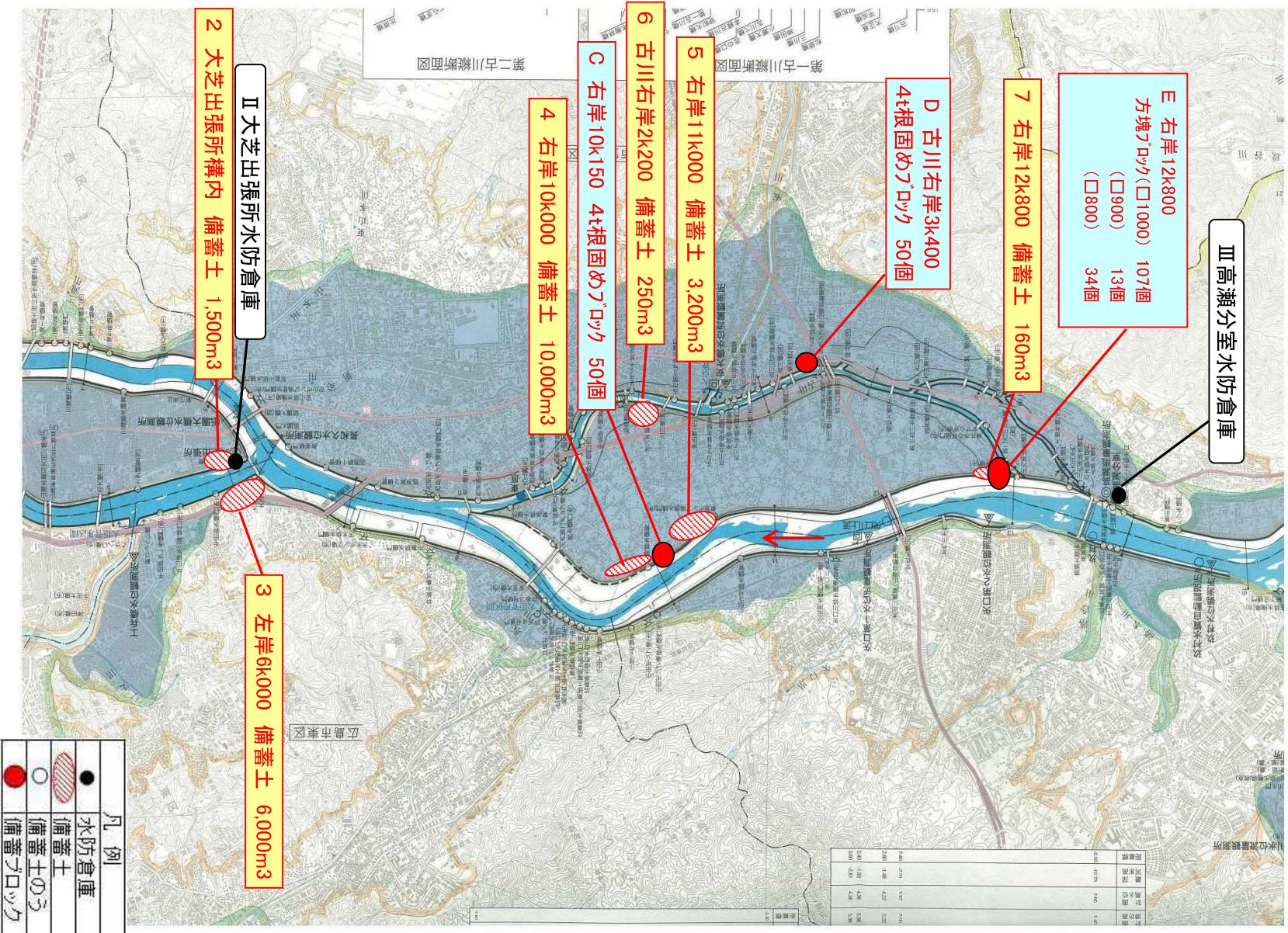
修 正 後
修 正 理 由 数量等の変更のため
別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材 <u>(別紙のとおり)</u>

9-3 水防倉庫及び備蓄土位置図

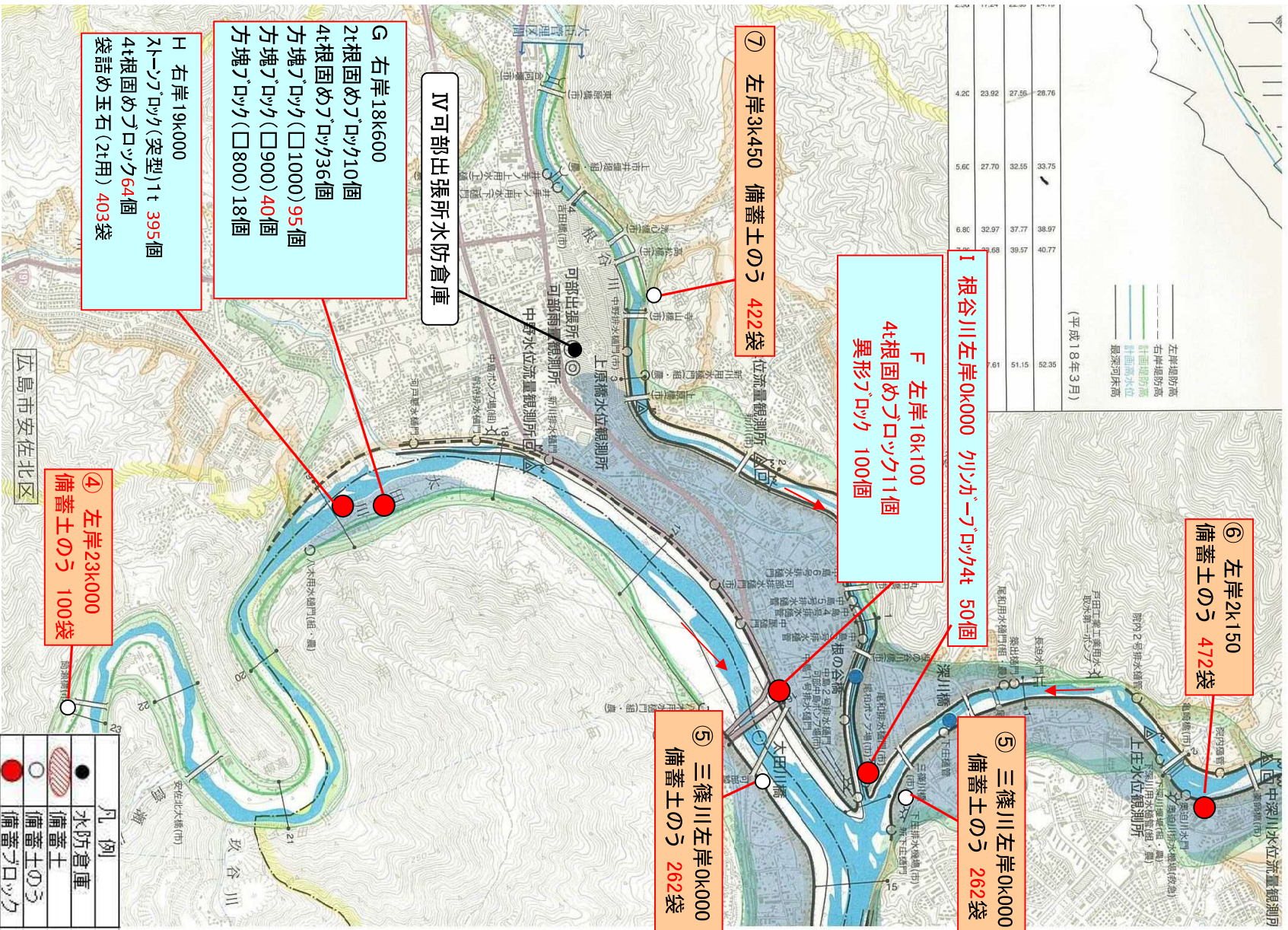
9-3-1 大芝出張所管内(下流デルタ域)



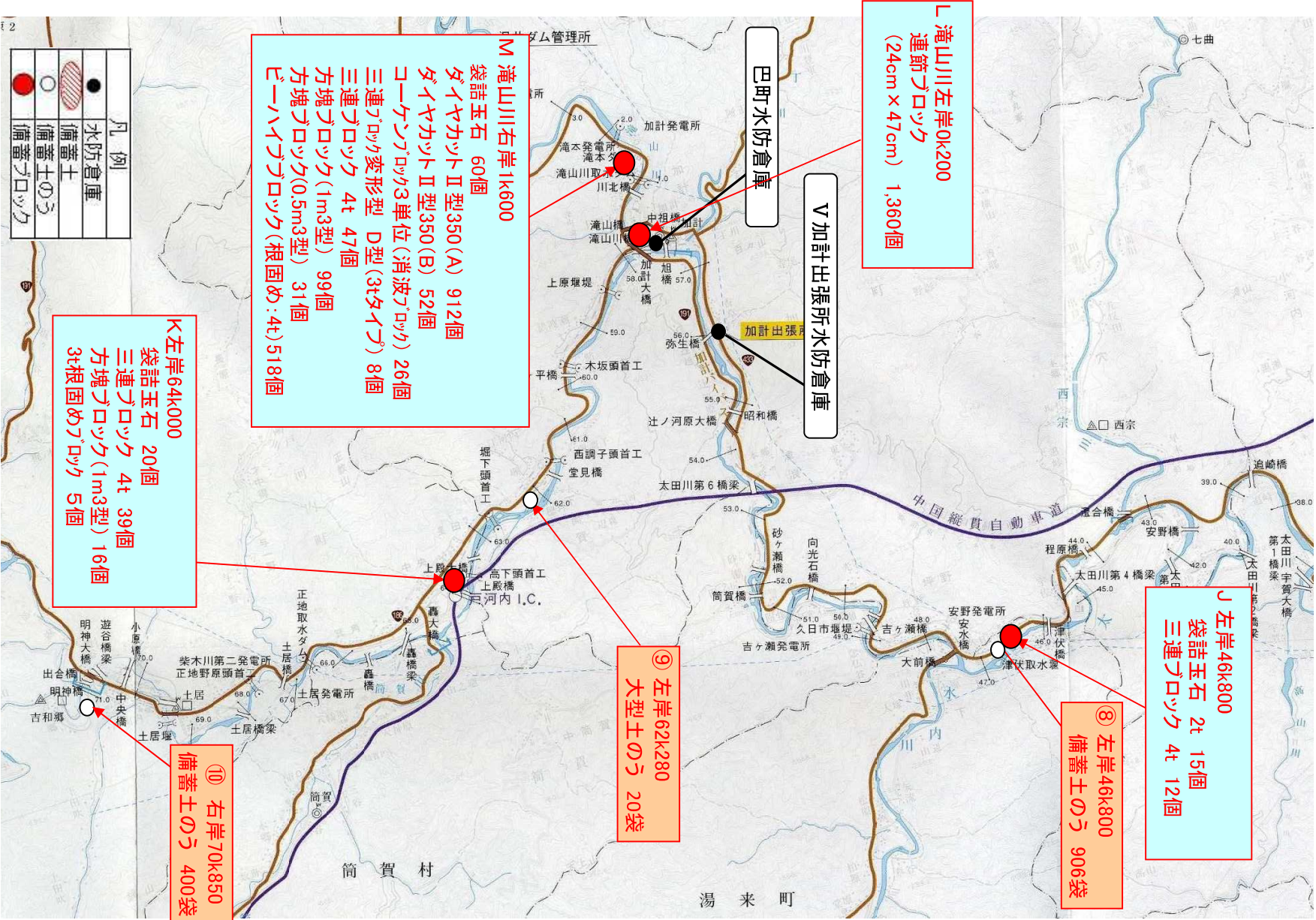
9-3-2 大芝出張所管内(下流デルタ以外)



9-3-3 可部出張所管内



9-3-4 加計出張所管内



修正前	
水防計画 第8章 新たな防災気象情報の運用開始後の対応について（新規）	頁 435～
<u>（新規）</u>	

修正後
修正理由 ・新たな防災気象情報の運用開始に伴い、記載内容を読み替えて取り扱う必要があるため
<p><u>第1節 概要</u> <u>新たな防災気象情報の運用開始後は、水防計画に記載されている従前の防災気象情報に関する記述を、本章に示すとおり、新たな情報を踏まえた記述に読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第2節 読み替え箇所一覧</u> <u>（別紙一覧に記載のとおり）</u></p> <p>【参考】 上記修正に合わせ、第2章第1節、第3章第1節、第4章第1節、第4章第3節に以下の※を追加（修正例）</p> <p>第2章 情報の収集及び連絡 第1節 気象情報・水防情報等の収集 ※ 新たな防災気象情報の運用開始後は、第6章の記載と併せて確認すること。</p>

水防計画 新たな防災気象情報の運用開始後の読み替え箇所一覧

ページ	運用開始前	運用開始後
402	<p>第2 水位・潮位・雨量の観測</p> <p>1 観測の指令</p> <p>危機管理担当局長は、次の場合において、水位、潮位及び雨量の観測員に観測を行うことを指令する。</p> <p>(1) 水位の観測 広島地方気象台から洪水注意報が発表され、危機管理担当局長が必要と認めたとき。又は国土交通省太田川河川事務所と広島地方気象台が共同で行う指定河川洪水予報が発表され、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</p>	<p>第2 水位・潮位・雨量の観測</p> <p>1 観測の指令</p> <p>危機管理担当局長は、次の場合において、水位、潮位及び雨量の観測員に観測を行うことを指令する。</p> <p>(1) 水位の観測 広島地方気象台からレベル2 氾濫注意報又はレベル2 大雨注意報が発表され、危機管理担当局長が必要と認めたとき。又は国土交通省太田川河川事務所と広島地方気象台が共同で行う指定河川洪水予報が発表され、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</p>

ページ	運用開始前	運用開始後																				
405	<p>(3) 土砂災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 268 600 308">状況</th> <th data-bbox="600 268 1144 308">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="271 308 600 387">強い雨が降っているとき。</td> <td data-bbox="600 308 1144 387"> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 387 600 611">大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に大雨警報基準超過が表示されたとき。</td> <td data-bbox="600 387 1144 611"> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂災害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 611 600 914">大雨警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値を超過）が表示されたとき。</td> <td data-bbox="600 611 1144 914"> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 914 600 1289">大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき。</td> <td data-bbox="600 914 1144 1289"> <ol style="list-style-type: none"> 1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	状況	活動内容	強い雨が降っているとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機 	大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に大雨警報基準超過が表示されたとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂災害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備 	大雨警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値を超過）が表示されたとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施 	大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施 	<p>(3) 土砂災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1187 268 1516 308">状況</th> <th data-bbox="1516 268 2060 308">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1187 308 1516 387">強い雨が降っているとき。</td> <td data-bbox="1516 308 2060 387"> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 387 1516 611">レベル3土砂災害警報以上の警報が発表されたとき。</td> <td data-bbox="1516 387 2060 611"> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂災害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 611 1516 914">レベル3土砂災害警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後までに危険警報基準を超過）が表示されたとき。</td> <td data-bbox="1516 611 2060 914"> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 914 1516 1289">レベル4土砂災害危険警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後までに危険警報基準超過、1時間後までに危険警報基準超過、実況で危険警報基準超過）が表示されたとき。</td> <td data-bbox="1516 914 2060 1289"> <ol style="list-style-type: none"> 1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	状況	活動内容	強い雨が降っているとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機 	レベル3土砂災害警報以上の警報が発表されたとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂災害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備 	レベル3土砂災害警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後までに危険警報基準を超過）が表示されたとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施 	レベル4土砂災害危険警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後までに危険警報基準超過、1時間後までに危険警報基準超過、実況で危険警報基準超過）が表示されたとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施
	状況	活動内容																				
強い雨が降っているとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機 																					
大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に大雨警報基準超過が表示されたとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂災害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備 																					
大雨警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値を超過）が表示されたとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施 																					
大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施 																					
状況	活動内容																					
強い雨が降っているとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機 																					
レベル3土砂災害警報以上の警報が発表されたとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂災害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備 																					
レベル3土砂災害警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後までに危険警報基準を超過）が表示されたとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施 																					
レベル4土砂災害危険警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後までに危険警報基準超過、1時間後までに危険警報基準超過、実況で危険警報基準超過）が表示されたとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施 																					
<p>※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）</p>	<p>※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準超過、実況で危険警報基準超過、1時間後までに危険警報基準超過、2時間後までに危険警報基準超過、3時間後までに危険警報基準超過、6時間後までに注意報基準超過を区分して表示）</p>																					

ページ	運用開始前	運用開始後
410	<p>第1 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等</p> <p>1 土砂災害を警戒する場合</p> <p>大雨注意報が発表された後、土砂災害の危険性を判断する際には、土砂災害に関するメッシュ情報（※）等を情報として活用し、市域に影響を及ぼす雨域の動き方や急激に発生する雨雲等に十分注意しつつ、気象庁が発表する降水短時間予報、広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が発表する土砂災害警戒情報及び広島地方気象台等からの気象予測等の情報を踏まえる。</p> <p>また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、移動過程の観測を行うため、国土交通省 川の防災情報を活用する。</p> <p>その他、大雨警報（土砂災害）発表後は、実効雨量（72時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報（※）の補完情報として参照する。</p> <p>※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）</p>	<p>第1 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等</p> <p>1 土砂災害を警戒する場合</p> <p>レベル2土砂災害注意報が発表された後、土砂災害の危険性を判断する際には、土砂災害に関するメッシュ情報（※）等を情報として活用し、市域に影響を及ぼす雨域の動き方や急激に発生する雨雲等に十分注意しつつ、気象庁が発表する降水短時間予報及び広島地方気象台等からの気象予測等の情報を踏まえる。</p> <p>また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、移動過程の観測を行うため、国土交通省 川の防災情報を活用する。</p> <p>その他、レベル3土砂災害警報発表後は、実効雨量（72時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報（※）の補完情報として参照する。</p> <p>※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準超過、実況で危険警報基準超過、1時間後までに危険警報基準超過、2時間後までに危険警報基準超過、3時間後までに危険警報基準超過、6時間後までに注意報基準超過を区分して表示）</p>

ページ	運用開始前	運用開始後																																								
415	第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応	第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応 (1) 洪水予報河川																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>状況</th> <th>本市の体制</th> <th>本市の対応</th> <th>住民の行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>【状況把握】 洪水注意報（警戒レベル2）が発表された場合</td> <td>【注意体制】</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>【注意喚起】 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合</td> <td>【警戒体制】</td> <td>(略)</td> <td>1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所に自主避難する。 (※2) 4 (略)</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>【警戒レベル3（高齢者等避難）】 1 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・侵食を発見したとの通報を受けた場合</td> <td>【災害警戒本部】</td> <td>1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 (略)</td> <td>1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。</td> </tr> </tbody> </table>	段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動	第1段階	【状況把握】 洪水注意報（警戒レベル2）が発表された場合	【注意体制】		(略)	第2段階	【注意喚起】 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合	【警戒体制】	(略)	1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所に自主避難する。 (※2) 4 (略)	第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 1 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・侵食を発見したとの通報を受けた場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 (略)	1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>状況</th> <th>本市の体制</th> <th>本市の対応</th> <th>住民の行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>【状況把握】 レベル2氾濫注意報が発表された場合</td> <td>【注意体制】</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>【注意喚起】 レベル3氾濫警報以上の警報が発表された場合</td> <td>【警戒体制】</td> <td>(略)</td> <td>1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所に自主避難する。 (※1) 4 (略)</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>【警戒レベル3（高齢者等避難）】 レベル3氾濫警報以上の警報が発表され、避難判断水位に到達した場合</td> <td>【災害警戒本部】</td> <td>1 防災行政無線等により、必要な区域(※2)に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 (略)</td> <td>1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※1)</td> </tr> </tbody> </table>	段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動	第1段階	【状況把握】 レベル2氾濫注意報が発表された場合	【注意体制】		(略)	第2段階	【注意喚起】 レベル3氾濫警報以上の警報が発表された場合	【警戒体制】	(略)	1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所に自主避難する。 (※1) 4 (略)	第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 レベル3氾濫警報以上の警報が発表され、避難判断水位に到達した場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※2)に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 (略)	1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※1)
	段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動																																					
第1段階	【状況把握】 洪水注意報（警戒レベル2）が発表された場合	【注意体制】		(略)																																						
第2段階	【注意喚起】 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合	【警戒体制】	(略)	1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所に自主避難する。 (※2) 4 (略)																																						
第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 1 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・侵食を発見したとの通報を受けた場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 (略)	1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。																																						
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動																																						
第1段階	【状況把握】 レベル2氾濫注意報が発表された場合	【注意体制】		(略)																																						
第2段階	【注意喚起】 レベル3氾濫警報以上の警報が発表された場合	【警戒体制】	(略)	1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所に自主避難する。 (※1) 4 (略)																																						
第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 レベル3氾濫警報以上の警報が発表され、避難判断水位に到達した場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※2)に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 (略)	1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※1)																																						

ページ	運用開始前				運用開始後			
第4段階	<p>【警戒レベル4（避難指示）】</p> <p>1 「氾濫危険情報」が通知された場合</p> <p>2 河川管理者から水位が堤防高又は背後地盤高を越えることが予想されることの情報を得た場合</p> <p>3 異常な漏水・侵食を発見したとの通報があった場合</p> <p>4 巡視等により、漏水・侵食による堤防の決壊や越水・溢水の発生による浸水のおそれがあり、立ち退き避難が必要と判断した場合</p>	【災害対策本部】	<p>1 必要な区域（※1）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>（略）</p> <p>2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に退避する。（※3）</p> <p>状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。</p>	<p>【警戒レベル4（避難指示）】</p> <p>レベル4 氾濫危険警報以上の警報が発表され、氾濫危険水位に到達（※3）した場合</p>	【災害対策本部】	<p>1 必要な区域（※2）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>（略）</p> <p>2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に退避する。（※4）</p> <p>状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。</p>
	~~~~《警戒レベル4までに必ず避難》~~~~				~~~~《警戒レベル4までに必ず避難》~~~~			

ページ	運用開始前				運用開始後			
第5段階	<p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】</p> <p>災害が発生し、又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合</p> <p>（災害が切迫している状況例）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとの通報があった場合</li> <li>2 水位が氾濫開始相当水位に到達、又は堤防高や背後地盤高に到達するおそれが高い場合</li> </ol> <p>（災害発生の際）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 「氾濫発生情報」が通知された場合</li> <li>4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</li> </ol>	【災害対策本部】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できない。</li> <li>2 （略）</li> </ol>	<p>緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。</p> <p>1～3（略）</p>	<p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】</p> <p>次に掲げる各情報（※5）により、災害が切迫・発生していることを把握し、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合</p> <p>〈確認情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</li> <li>2 「レベル5氾濫特別警報」が発表された場合</li> </ol> <p>〈計測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水位が氾濫発生水位に到達した場合</li> <li>2 次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</li> <li>② 排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況</li> <li>③ ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況</li> </ol> <p>〈推定・予測情報〉</p> <p>洪水予測による水位予測で氾濫発生水位を超過するとされた時刻を既に過ぎている場合</p>	【災害対策本部】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が切迫・発生している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できない。</li> <li>2 （略）</li> </ol>	<p>緊急安全確保は、災害が切迫・発生した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。</p> <p>1～3（略）</p>

ページ	運用開始前	運用開始後
	<p>○ 基準水位の設定がない河川については、洪水警報が発表され、気象庁が公表する洪水警報の危険度分布で「警戒」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準に到達する場合）や、洪水警報の危険度分布で「危険」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準を大きく超過する場合）に、必要に応じて警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 異常洪水時防災操作が開始される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>※1 洪水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した水位観測所の受持ち区間内からの浸水が想定される区域を対象とする。</p> <p>※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。 洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。</p>	<p>○ 安佐北区柳瀬地区にあっては、河川管理者から水位情報提供実施要領に基づいた情報を得た場合に警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 異常洪水時防災操作が開始される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 状況欄に該当しない場合においても、堤防に漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生するなど、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※2 洪水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した水位観測所の受持ち区間内からの浸水が想定される区域を対象とする。</p> <p>※3 氾濫発生水位への到達予測を含む。</p> <p>※4 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。 洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。</p> <p>※5 警戒レベル5（緊急安全確保）の発令に当たっては、「確認情報」や「計測情報」をもとに判断することを基本とするが、その確認に時間を要する場合は、精度を十分に考慮しつつ、必要に応じて「推定・予測情報」の活用も検討する。</p>

ページ	運用開始前	運用開始後				
		(2) 水位周知河川				
		段階	状 況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
		第1段階	【状況把握】 レベル2大雨注意報が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。
		第2段階	【注意喚起】 レベル3大雨警報以上の警報が発表された場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は避難の準備を行う（持っているものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所に自主避難する。（※1） 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。

ページ	運用開始前	運用開始後				
		第3段階	<p>【警戒レベル3（高齢者等避難）】 レベル3大雨警報以上の警報が発表され、「レベル3氾濫警戒情報」が通知された場合</p>	<p>【災害警戒本部】</p>	<p>1 防災行政無線等により、必要な区域（※2）に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。</p>	<p>1 避難の準備を行う（持っているものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。（※1）</p>

ページ	運用開始前	運用開始後				
		第4段階	<p>【警戒レベル4（避難指示）】 「レベル4 氾濫危険情報」が通知された場合</p>	<p>【災害対策本部】</p>	<p>1 必要な区域（※2）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>約1分【サイレン】 約5秒【休止】 約1分【サイレン】</p> <p>2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。</p>	<p>1 直ちに避難する。</p> <p>2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に退避する。（※3）</p> <p>状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。</p>
<p>~~~~&lt;&lt;警戒レベル4までに必ず避難&gt;&gt;~~~~</p>						

ページ	運用開始前	運用開始後	
		<p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】 次に掲げる各情報（※4）により災害が切迫・発生していることを把握し、「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合</p> <p>&lt;確認情報&gt;</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>2 「レベル5氾濫発生情報」が通知された場合</p> <p>&lt;計測情報&gt;</p> <p>1 水位が氾濫発生水位に到達した場合</p> <p>2 次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合</p> <p>①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>②排水機場の運転が停止したまたは停止が予定されている状況</p> <p>③ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況</p> <p>&lt;推定・予測情報&gt;</p> <p>レベル5大雨特別警報が発表され、洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合</p>	<p>【災害対策本部】</p> <p>1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が切迫・発生している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。</p> <p>2 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令した区域には、具体的な災害の発生状況やとり得る行動等を可能な限り伝達することに注力する。</p> <p>緊急安全確保は、災害が切迫・発生した段階での行動であり、適切なタイミングで「立ち退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。</p> <p>1 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動をとる。</p> <p>2 指定緊急避難場所等への避難がcaえって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。</p> <p>3 「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。</p>

ページ	運用開始前	運用開始後
		<p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 異常洪水時防災操作が開始される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 状況欄に該当しない場合においても、堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生するなど、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※2 洪水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した水位観測所の受持ち区間内からの浸水が想定される区域を対象とする。</p> <p>※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。</p> <p>※4 警戒レベル5（緊急安全確保）の発令に当たっては、「確認情報」や「計測情報」をもとに判断することを基本とするが、その確認に時間を要する場合は、精度を十分に考慮しつつ必要に応じて「推定・予測情報」の活用も検討する。</p> <p>(3) その他河川</p> <p>レベル3大雨警報が発表され、洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合やレベル4大雨危険警報が発表され、洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合など、必要に応じて警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>また、災害が切迫・発生していることを把握し、「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。</p>

ページ	運用開始前	運用開始後																														
416	<p>2 避難方法</p> <table border="1" data-bbox="268 355 1142 710"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>警戒レベル1・2 (気象状況悪化)</th> <th>警戒レベル3 (災害のおそれあり)</th> <th>警戒レベル4 (災害のおそれ高い)</th> <th>警戒レベル5 (災害発生又は切迫)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難情報等</td> <td>洪水注意報・警報</td> <td>高齢者等避難</td> <td>避難指示</td> <td>緊急安全確保</td> </tr> <tr> <td>避難行動</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	警戒レベル1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル3 (災害のおそれあり)	警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル5 (災害発生又は切迫)	避難情報等	洪水注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	避難行動	(略)				<p>2 避難方法</p> <table border="1" data-bbox="1184 355 2060 710"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>警戒レベル1・2 (気象状況悪化)</th> <th>警戒レベル3 (災害のおそれあり)</th> <th>警戒レベル4 (災害のおそれ高い)</th> <th>警戒レベル5 (災害発生又は切迫)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難情報等</td> <td>注意報・警報</td> <td>高齢者等避難</td> <td>避難指示</td> <td>緊急安全確保</td> </tr> <tr> <td>避難行動</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	警戒レベル1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル3 (災害のおそれあり)	警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル5 (災害発生又は切迫)	避難情報等	注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	避難行動	(略)			
警戒レベル	警戒レベル1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル3 (災害のおそれあり)	警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル5 (災害発生又は切迫)																												
避難情報等	洪水注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																												
避難行動	(略)																															
警戒レベル	警戒レベル1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル3 (災害のおそれあり)	警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル5 (災害発生又は切迫)																												
避難情報等	注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																												
避難行動	(略)																															
417	<p>3 洪水浸水想定区域における警戒避難体制</p> <p>(1) 洪水浸水想定区域内の住民等は、気象台から洪水警報の発表があった場合は、テレビやラジオ等から情報収集する。</p> <p>なお、状況に応じて、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開錠した洪水の影響がない避難場所に自主避難する。</p>	<p>3 洪水浸水想定区域における警戒避難体制</p> <p>(1) 洪水浸水想定区域内の住民等は、気象台からレベル3氾濫警報又はレベル3大雨警報の発表があった場合は、テレビやラジオ等から情報収集する。</p> <p>なお、状況に応じて、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開錠した洪水の影響がない避難場所に自主避難する。</p>																														

ページ	運用開始前					運用開始後				
	段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動	段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
418	第2 土砂災害への対応 1 段階に応じた対応					第2 土砂災害への対応 1 段階に応じた対応				
	第1段階	【状況把握】 大雨注意報（警戒レベル2）が発表された場合	【注意体制】		(略)	第1段階	【状況把握】 レベル2土砂災害注意報が発表された場合	【注意体制】		(略)
	第2段階	【注意喚起】 1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報)が発表された場合 2 前兆現象など身の危険を感じた場合	【警戒体制】	(略)	1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所に自主避難する。(※2) 4 (略)	第2段階	【注意喚起】 レベル3土砂災害警報以上の警報が発表された場合	【警戒体制】	(略)	1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所に自主避難する。(※1) 4 (略)
	第3段階	【警戒レベル3 (高齢者等避難)】 大雨警報(警戒レベル3相当情報)が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報(※3)に危険度(3時間後に基準値超過)が表示された場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に、警戒レベル3(高齢者等避難)を発令する。 2 (略)	1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所、しが開設した指定緊急避難場所に避難する。(※2)	第3段階	【警戒レベル3 (高齢者等避難)】 レベル3土砂災害警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報(※2)に危険度(3時間後までに危険警報基準超過)が表示された場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※3)に、警戒レベル3(高齢者等避難)を発令する。 2 (略)	1～2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所、しが開設した指定緊急避難場所に避難する。(※1)

ページ	運用開始前				運用開始後				
第4段階	<p>【警戒レベル4（避難指示）】</p> <p>1 大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（2時間後に基準値超過、1時間後に基準値超過、実況で基準値超過）が表示された場合</p> <p>2 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>3 土砂災害緊急情報が通知された場合</p>	【災害対策本部】	<p>1 必要な区域（※1）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、指定緊急避難場の開設を待たず、迅速に発令する。</p> <p>2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。</p> <p>3 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、警戒レベル4（避難指示）の発令区域が適切であるか確認するとともに、再び避難行動を促すために警戒レベル4（避難指示）発令の周知を図る。</p>	(略)	第4段階	<p>【警戒レベル4（避難指示）】</p> <p>1 レベル4土砂災害危険警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（2時間後までに危険警報基準超過、1時間後までに危険警報基準超過、実況で危険警報基準超過又は実況で特別警報基準超過）が表示された場合</p> <p>2 土砂災害緊急情報が通知された場合</p>	【災害対策本部】	<p>1 必要な区域（※3）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、指定緊急避難場の開設を待たず、迅速に発令する。</p> <p>2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。</p> <p>3 レベル5土砂災害特別警報が発表された場合は、警戒レベル4（避難指示）の発令区域が適切であるか確認するとともに、再び避難行動を促すために警戒レベル4（避難指示）発令の周知を図る。</p>	(略)
	~~~~<<警戒レベル4までに必ず避難>>~~~~					~~~~<<警戒レベル4までに必ず避難>>~~~~			

ページ	運用開始前				運用開始後			
	<p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】 災害が発生し、又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合 (災害が切迫している状況例) 1 斜面のひび割れ、大量の湧き水の発生、地鳴りなど土砂災害発生の前兆現象の通報があった場合 2 土砂災害に関するメッシュ情報に危険度(実況で特別警報基準値超過)が表示され、引き続き、土壌雨量指数の上昇が見込まれる場合(災害発生の場合) 3 土砂災害(がけ崩れや土石流)の発生が確認された場合</p>	【災害対策本部】	<p>1 必要な区域に、警戒レベル5(緊急安全確保)を発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5(緊急安全確保)は必ず発令できるものではない。 2 (略)</p>	<p>緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなければならなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。 1～3(略)</p>	<p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】 次に掲げる各情報により災害が切迫・発生していることを把握し、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合 <災害切迫・発生情報> 1 レベル5土砂災害特別警報が発表された場合 2 土砂災害に関するメッシュ情報に危険度(実況で特別警報基準超過)が表示された場合 3 土砂災害の発生が確認された場合</p>	【災害対策本部】	<p>1 必要な区域に、警戒レベル5(緊急安全確保)を発令する。ただし、災害が切迫・発生している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5(緊急安全確保)は必ず発令できるものではない。 2 (略)</p>	<p>緊急安全確保は、災害が切迫・発生した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなければならなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。 1～3(略)</p>
	<p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3(高齢者等避難)又は警戒レベル4(避難指示)を発令する。 ○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3(高齢者等避難)又は警戒レベル4(避難指示)を発令する。</p>							
	<p>※1 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、危険が確認された盛土等その他の危険区域は自主防災組織などとあらかじめ協議して設定する区域とする。 ※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※3 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報(危険度判定)(実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示) ※4 屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側のほうに移動することにより、少しでも危険性が低くなる。 なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害警戒区域や避難所、避難経路等を確認しておく。 ※5 大雨警報(土砂災害)発表後は、実効雨量(7.2時間半減期)を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報の補完情報として参照する。</p>							
	<p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3(高齢者等避難)又は警戒レベル4(避難指示)を発令する。 ○ 状況欄に該当しない場合においても、土砂災害の前兆現象が発見されるなど、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3(高齢者等避難)又は警戒レベル4(避難指示)を発令する。</p>							
	<p>※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※2 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報(危険度判定)(実況で特別警報基準値超過、実況で危険警報基準値超過、1時間後までに危険警報基準値超過、2時間後までに危険警報基準値超過、3時間後までに危険警報基準値超過、6時間後までに注意報基準値超過を区分して表示) ※3 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、危険が確認された盛土等その他の危険区域は自主防災組織などとあらかじめ協議して設定する区域とする。 ※4 屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側のほうに移動することにより、少しでも危険性が低くなる。 なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害警戒区域や避難所、避難経路等を確認しておく。</p>							

ページ	運用開始前	運用開始後																														
419	<p>2 避難方法</p> <table border="1" data-bbox="271 336 1142 691"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>警戒レベル1・2 (気象状況悪化)</th> <th>警戒レベル3 (災害のおそれあり)</th> <th>警戒レベル4 (災害のおそれ高い)</th> <th>警戒レベル5 (災害発生又は切迫)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難情報等</td> <td>大雨注意報・警報</td> <td>高齢者等避難</td> <td>避難指示</td> <td>緊急安全確保</td> </tr> <tr> <td>避難行動</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	警戒レベル1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル3 (災害のおそれあり)	警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル5 (災害発生又は切迫)	避難情報等	大雨注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	避難行動	(略)				<p>2 避難方法</p> <table border="1" data-bbox="1187 336 2063 691"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>警戒レベル1・2 (気象状況悪化)</th> <th>警戒レベル3 (災害のおそれあり)</th> <th>警戒レベル4 (災害のおそれ高い)</th> <th>警戒レベル5 (災害発生又は切迫)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難情報等</td> <td>注意報・警報</td> <td>高齢者等避難</td> <td>避難指示</td> <td>緊急安全確保</td> </tr> <tr> <td>避難行動</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	警戒レベル1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル3 (災害のおそれあり)	警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル5 (災害発生又は切迫)	避難情報等	注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	避難行動	(略)			
警戒レベル	警戒レベル1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル3 (災害のおそれあり)	警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル5 (災害発生又は切迫)																												
避難情報等	大雨注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																												
避難行動	(略)																															
警戒レベル	警戒レベル1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル3 (災害のおそれあり)	警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル5 (災害発生又は切迫)																												
避難情報等	注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																												
避難行動	(略)																															
420	<p>3 土砂災害警戒区域における警戒避難体制 (2) 緊急時に行う事項</p> <p>ア 警戒区域の住民等は、気象台から大雨警報(土砂災害)が発表された場合は、広島市防災情報メール、テレビやラジオ、広島市防災ポータル、気象庁ホームページ、土砂災害ポータルサイトひろしま等から積極的に情報収集し、今後の気象状況に留意するとともに、避難のための準備を行う。夜間から翌日早朝までの間に強い雨が降る可能性がある場合など必要に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅等への自主避難を行う。</p>	<p>3 土砂災害警戒区域における警戒避難体制 (2) 緊急時に行う事項</p> <p>ア 警戒区域の住民等は、気象台からレベル3土砂災害警報が発表された場合は、広島市防災情報メール、テレビやラジオ、広島市防災ポータル、気象庁ホームページ、土砂災害ポータルサイトひろしま等から積極的に情報収集し、今後の気象状況に留意するとともに、避難のための準備を行う。夜間から翌日早朝までの間に強い雨が降る可能性がある場合など必要に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅等への自主避難を行う。</p>																														

ページ	運用開始前					運用開始後				
	段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動	段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
421	第3 高潮への対応 1 段階に応じた対応					第3 高潮への対応 1 段階に応じた対応				
	第1段階	【状況把握】 台風や低気圧が接近する可能性がある場合	必要に応じて 【注意体制】	(略)	(略)	第1段階	【状況把握】 台風や低気圧が接近する可能性がある場合	必要に応じて 【注意体制】	(略)	(略)
	第2段階	【注意喚起】 高潮注意報(警戒レベル3相当情報)が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが見込まれるとき。 〔気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえる。〕	必要に応じて 【警戒体制】			第2段階	【注意喚起】 レベル2高潮注意報が発表された場合。	【警戒体制】		
	第3段階	【警戒レベル3(高齢者等避難)】 1 高潮警報(警戒レベル4相当情報)が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき。 〔気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえる。〕	【災害警戒本部】			第3段階	【警戒レベル3(高齢者等避難)】 レベル3高潮警報が発表された場合。	【災害警戒本部】		
	第4段階	【警戒レベル4(避難指示)】 1 高潮警報(警戒レベル4相当情報)又は高潮特別警報(警戒レベル4相当情報)が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な被害が発生するおそれがある場合。 2 巡視等により越波・越流のおそれや海岸堤防等の倒壊のおそれがあると判断した場合	【災害対策本部】			1 (略) 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。	第4段階	【警戒レベル4(避難指示)】 レベル4高潮危険警報が発表された場合。		
~~~~<<警戒レベル4までに必ず避難>>~~~~					~~~~<<警戒レベル4までに必ず避難>>~~~~					

ページ	運用開始前				運用開始後			
ペ ジ	<p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】 災害が発生し、又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合 (災害が切迫している状況例) 1 越波・越流のおそれや海岸堤防等の倒壊のおそれが高まったとの通報があった場合 (災害発生の例) 2 異常な越波・越流が発生した場合 3 海岸堤防等が倒壊した場合</p>	【災害対策本部】	<p>1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。 2 (略)</p>	<p>緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。 1～3 (略)</p>	<p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】 次に掲げる各情報（※4）により災害が切迫・発生していることを把握し、「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合 〈確認情報〉 堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸間等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合 〈計測情報〉 レベル5高潮特別警報、高潮氾濫発生情報が発表された場合 〈推定・予測情報〉 直近の高潮予測により、潮位がレベル5高潮特別警報の発表基準潮位に既に到達していると思われる場合</p>	【災害対策本部】	<p>1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が発生している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。 2 (略)</p>	<p>緊急安全確保は、災害が発生した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。 1～3 (略)</p>
	<p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような潮位上昇が見込まれる台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p>	<p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような潮位上昇が見込まれる台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 状況欄に該当しない場合においても、<b>巡視等により越波・越流のおそれや海岸堤防等の倒壊のおそれがあるなど</b>、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 状況欄に該当する場合においても、気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえ、必要に応じて警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p>						
<p>※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※2 高潮浸水想定区域を基本とし、必要に応じ自主防災組織など地域住民とあらかじめ協議して設定する区域とする。 ※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。 また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。</p>	<p>※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※2 高潮浸水想定区域を基本とし、必要に応じ自主防災組織など地域住民とあらかじめ協議して設定する区域とする。 ※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。 また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。 ※4 警戒レベル5（緊急安全確保）の発令に当たっては、「確認情報」や「計測情報」をもとに判断することを基本とするが、その確認に時間を要する場合は、精度を十分に考慮しつつ、必要に応じて「推定・予測情報」も活用する。</p>							

ページ	運用開始前	運用開始後																														
422	<p>2 避難方法</p> <table border="1" data-bbox="271 357 1144 708"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>警戒レベル1・2 (気象状況悪化)</th> <th>警戒レベル3 (災害のおそれあり)</th> <th>警戒レベル4 (災害のおそれ高い)</th> <th>警戒レベル5 (災害発生又は切迫)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難情報等</td> <td>高潮注意報・警報</td> <td>高齢者等避難</td> <td>避難指示</td> <td>緊急安全確保</td> </tr> <tr> <td>避難行動</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	警戒レベル1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル3 (災害のおそれあり)	警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル5 (災害発生又は切迫)	避難情報等	高潮注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	避難行動	(略)				<p>2 避難方法</p> <table border="1" data-bbox="1187 357 2060 708"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>警戒レベル1・2 (気象状況悪化)</th> <th>警戒レベル3 (災害のおそれあり)</th> <th>警戒レベル4 (災害のおそれ高い)</th> <th>警戒レベル5 (災害発生又は切迫)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難情報等</td> <td>注意報・警報</td> <td>高齢者等避難</td> <td>避難指示</td> <td>緊急安全確保</td> </tr> <tr> <td>避難行動</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	警戒レベル1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル3 (災害のおそれあり)	警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル5 (災害発生又は切迫)	避難情報等	注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	避難行動	(略)			
警戒レベル	警戒レベル1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル3 (災害のおそれあり)	警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル5 (災害発生又は切迫)																												
避難情報等	高潮注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																												
避難行動	(略)																															
警戒レベル	警戒レベル1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル3 (災害のおそれあり)	警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル5 (災害発生又は切迫)																												
避難情報等	注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																												
避難行動	(略)																															
426	<p>第5 内水（雨水出水）への対応</p> <p>1 段階に応じた対応</p> <table border="1" data-bbox="271 879 1144 1465"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>状況</th> <th>本市の体制</th> <th>本市の対応</th> <th>住民の行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>【状況把握】 大雨注意報が発表された場合</td> <td>【注意体制】</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>【状況把握】 大雨警報（浸水害）が発表された場合</td> <td>【警戒体制】</td> </tr> </tbody> </table>	段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動	第1段階	【状況把握】 大雨注意報が発表された場合	【注意体制】	(略)	(略)	第2段階	【状況把握】 大雨警報（浸水害）が発表された場合	【警戒体制】	<p>第5 内水（雨水出水）への対応</p> <p>1 段階に応じた対応</p> <table border="1" data-bbox="1187 879 2060 1465"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>状況</th> <th>本市の体制</th> <th>本市の対応</th> <th>住民の行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>【状況把握】 レベル2大雨注意報が発表された場合</td> <td>【注意体制】</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>【注意喚起】 レベル3大雨警報以上の警報が発表された場合</td> <td>【警戒体制】</td> <td>防災行政無線等により、該当区への注意喚起や自主避難の呼びかけを行う。</td> <td>1 (略) 2 避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。 (※1)</td> </tr> </tbody> </table>	段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動	第1段階	【状況把握】 レベル2大雨注意報が発表された場合	【注意体制】	(略)	(略)	第2段階	【注意喚起】 レベル3大雨警報以上の警報が発表された場合	【警戒体制】	防災行政無線等により、該当区への注意喚起や自主避難の呼びかけを行う。	1 (略) 2 避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。 (※1)		
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動																												
第1段階	【状況把握】 大雨注意報が発表された場合	【注意体制】	(略)	(略)																												
第2段階	【状況把握】 大雨警報（浸水害）が発表された場合	【警戒体制】																														
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動																												
第1段階	【状況把握】 レベル2大雨注意報が発表された場合	【注意体制】	(略)	(略)																												
第2段階	【注意喚起】 レベル3大雨警報以上の警報が発表された場合	【警戒体制】	防災行政無線等により、該当区への注意喚起や自主避難の呼びかけを行う。	1 (略) 2 避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。 (※1)																												

ページ	運用開始前	運用開始後				
		第3段階	<p>【警戒レベル4（避難指示）】</p> <p>1 レベル4大雨危険警報以上の警報が発表され、浸水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合</p> <p>2 内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表された場合</p>	【災害対策本部】	<p>1 必要な区域（※2）に警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。</p> <p>約1分【サイレン】 約5秒【休止】 約1分【サイレン】</p> <p>2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。</p>	<p>1 直ちに避難する。</p> <p>2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所に待避する。（※3）状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。</p>
~~~~《警戒レベル4までに必ず避難》~~~~						

ページ	運用開始前	運用開始後		
		<p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】 次に掲げる各情報（※4）により災害が切迫・発生していることを把握し、「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合 〈確認情報・計測情報〉 重大な被害が生じることが想定される場合や命を脅かすおそれがある浸水が発生したことを把握した場合等 〈推定・予測情報〉 レベル5大雨特別警報の発表があった場合等</p> <p>第4段階</p>	<p>【災害対策本部】</p>	<p>1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が切迫・発生している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。</p> <p>2 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令した区域には、具体的な災害の発生状況やとり得る行動等を可能な限り伝達することに注力する。</p> <p>1 緊急安全確保は、災害が切迫・発生した段階での行動であり、適切なタイミングで「立ち退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難が遅れた居住者等がとる次善の行動である。</p> <p>1 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動をとる。</p> <p>2 指定緊急避難場所等への避難がかえって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。</p> <p>3 「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。</p>
<p>○ 下水道局が管理するシステムにより内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表された場合は、地下街管理者へ内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）の周知を行う。</p> <p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立ち退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p>				

ページ	運用開始前	運用開始後
	<p>※ 下水道局が管理するシステムにより内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表された場合は、地下街管理者へ内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）の周知を行うとともに、警戒レベル4（避難指示）の発令を行う。また、地下街等への進入防止や低い場所からの立退きを必要な区域に指示する。さらに、災害が発生し、又は切迫している状況において、直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合は、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。</p>	<p>※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※2 雨水出水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した浸水が想定される区域を対象とする。 ※3 床上浸水等のおそれがなく、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。浸水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。 ※4 警戒レベル5（緊急安全確保）の発令に当たっては、「確認情報」や「計測情報」をもとに判断することを基本とするが、その確認に時間を要する場合は、精度を十分に考慮しつつ、必要に応じて「推定・予測情報」の活用も検討する。</p> <p>(削除)</p>

ページ	運用開始前	運用開始後										
426	<p>2 避難方法</p> <p>内水（雨水出水）は、浸水が極めて短時間で発生するが、氾濫規模が小さく、浸水が短時間で解消することから、屋内での安全確保措置を基本とする。</p>	<p>2 避難方法</p> <table border="1" data-bbox="1182 300 2063 411"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>警戒レベル1・2 (気象状況悪化)</th> <th>警戒レベル3 (災害のおそれあり)</th> <th>警戒レベル4 (災害のおそれ高い)</th> <th>警戒レベル5 (災害発生又は切迫)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告等</td> <td>注意報・警報</td> <td>高齢者等避難</td> <td>避難指示</td> <td>緊急安全確保</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1187 414 2056 1236"> <p style="text-align: center;">自宅・職場など</p> <p style="text-align: center;">状況に応じ、適切な避難行動 (※)を取る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>付近の堅牢な建築物や浸水時緊急退避施設に緊急避難する。</p> <p>建物内の安全な場所(上階)に待避する。</p> <p>市が開設する指定緊急避難場所(内水)へ避難する。</p> <p>あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や、地域が自主的に開設した避難場所へ避難する。</p> </div> <div style="width: 45%; border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>・命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動を取る。</p> <p>・相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。</p> </div> </div> </div> <p>※ 内水（雨水出水）は、浸水が極めて短時間で発生するが、氾濫規模が小さく、浸水が短時間で解消することから、浸水しない居室がある場合は屋内での安全確保を基本とする。</p>	警戒レベル	警戒レベル1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル3 (災害のおそれあり)	警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル5 (災害発生又は切迫)	避難勧告等	注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
警戒レベル	警戒レベル1・2 (気象状況悪化)	警戒レベル3 (災害のおそれあり)	警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	警戒レベル5 (災害発生又は切迫)								
避難勧告等	注意報・警報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保								

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第6節 ライフライン施設等の整備	頁 45
第1 上水道施設の整備 1～4 (略)	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

修 正 後
修 正 理 由 ・ 所要の修正 (能登半島地震を踏まえた変更)
第1 上水道施設の整備 1～4 (略)
<u>5 上下水道の連携《水道局計画課》</u> <u>上下水道耐震化計画に基づき、水道施設の急所施設(※1)や重要施設(※2)に接続する管路の耐震化を推進する。</u>
<u>※1 取水施設、浄水施設、配水池など、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設</u>
<u>※2 給水区域内における災害拠点病院、指定避難所、市役所等</u>

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第6節 ライフライン施設等の整備	頁 46
第2 下水道施設の整備 1～4 (略) <u>(新規)</u>	

修 正 後
修 正 理 由 ・ 所要の修正のため。 (能登半島地震を踏まえた変更です。)
第2 下水道施設の整備 1～4 (略) <u>5 上下水道の連携《下水道局計画調整課》</u> <u>上下水道耐震化計画に基づき、下水道施設の急所施設(※1)や重要施設(※2)に接続する下水道の管路等について、耐震化を推進する。</u> <u>※1 水資源再生センターやポンプ場など、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設</u> <u>※2 給水区域内かつ下水道処理区域内における災害拠点病院、指定避難所、市役所等、震災時に上下水道機能の確保が必要な施設</u>

修正前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第7節 建築物等の耐震性の向上	頁 48
<p>第1 建築物等の耐震性の向上 (略)</p> <p>4 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進《都市整備局建築指導課・住宅政策課、各区建築課》 新耐震基準以前のもので、不特定多数の者が利用する大規模建築物及び避難路等沿道の建築物については、耐震化手法検討経費、耐震改修設計等経費及び耐震改修等経費に対する助成、避難路等沿道の建築物及び多数の者が利用する建築物については、耐震診断経費に対する助成など必要な支援を行うとともに、パンフレット等による耐震診断・耐震改修等に関する意識啓発や指導・助言等を行う。</p> <p>それ以外の一般建築物については、相談窓口を設置するなど市民の相談に応じるとともに、建築関係団体を通じてパンフレット等を配付し、意識啓発を行う。</p> <p>あわせて、民間住宅の耐震化を促進するため、建物所有者等が実施する耐震診断に要する経費、<u>耐震改修設計</u>に要する経費及び耐震シェルター等（感震ブレーカーを含む）の設置に要する経費に対する助成等を行う。</p>	

修正後
修正理由 補助制度の対象の変更
<p>第1 建築物等の耐震性の向上 (略)</p> <p>4 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進《都市整備局建築指導課・住宅政策課、各区建築課》 新耐震基準以前のもので、不特定多数の者が利用する大規模建築物及び避難路等沿道の建築物については、耐震化手法検討経費、耐震改修設計等経費及び耐震改修等経費に対する助成、避難路等沿道の建築物及び多数の者が利用する建築物については、耐震診断経費に対する助成など必要な支援を行うとともに、パンフレット等による耐震診断・耐震改修等に関する意識啓発や指導・助言等を行う。</p> <p>それ以外の一般建築物については、相談窓口を設置するなど市民の相談に応じるとともに、建築関係団体を通じてパンフレット等を配付し、意識啓発を行う。</p> <p>あわせて、民間住宅の耐震化を促進するため、建物所有者等が実施する耐震診断に要する経費、<u>耐震改修等</u>に要する経費及び耐震シェルター等（感震ブレーカーを含む）の設置に要する経費に対する助成等を行う。</p>

修正前

震災対策編 第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備	頁 56
--------------------------------------	-------------

第8 緊急輸送体制の整備
2 緊急輸送道路の指定<<道路交通局道路課>>
(1) 第1次緊急輸送道路
他都市及び広域都市圏相互の連携を図るため、次の道路を第1次緊急輸送道路に指定する。

路線名	起点	終点	管理者名
山陽自動車道	東広島市・広島市境	広島市・廿日市市境	NEXCO西日本
広島自動車道	広島JCT	広島北JCT	NEXCO西日本
中国自動車道	北広島町・広島市境	広島市・安芸太田町境	NEXCO西日本
広島呉道路	南区仁保沖町	広島市・坂町境	NEXCO西日本
広島高速1号線	東区福田町	東区温品二丁目	広島高速道路公社
広島高速2号線	東区温品二丁目	南区仁保沖町	広島高速道路公社
広島高速3号線	南区仁保沖町	西区観音新町四丁目	広島高速道路公社
広島高速4号線	西区中広町一丁目	安佐南区沼田町大塚	広島高速道路公社
広島南道路	西区観音新町四丁目	西区扇一丁目	広島市

(以下 略)

修正後

修正理由 ・住所の修正

第8 緊急輸送体制の整備
2 緊急輸送道路の指定<<道路交通局道路課>>
(1) 第1次緊急輸送道路
他都市及び広域都市圏相互の連携を図るため、次の道路を第1次緊急輸送道路に指定する。

路線名	起点	終点	管理者名
山陽自動車道	東広島市・広島市境	広島市・廿日市市境	NEXCO西日本
広島自動車道	広島JCT	広島北JCT	NEXCO西日本
中国自動車道	北広島町・広島市境	広島市・安芸太田町境	NEXCO西日本
広島呉道路	南区仁保沖町	広島市・坂町境	NEXCO西日本
広島高速1号線	東区福田町	東区温品二丁目	広島高速道路公社
広島高速2号線	東区温品町	南区仁保沖町	広島高速道路公社
広島高速3号線	南区仁保沖町	西区観音新町四丁目	広島高速道路公社
広島高速4号線	西区中広町一丁目	安佐南区大塚東町	広島高速道路公社
広島南道路	西区観音新町四丁目	西区扇一丁目	広島市

(以下 略)

修正前

震災対策編 第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備	頁 58
--------------------------------------	-------------

2 緊急輸送道路の指定《道路交通局道路課》

(1) (略)

(2) 第2次緊急輸送道路

他都市及び広域都市圏相互の連携を図るため、次の道路を第2次緊急輸送道路に指定する。

路線名	起点	終点	管理者名
(略)			
市道比治山東雲線	南区比治山本町	南区東雲本町一丁目	広島市
市道東雲大洲線	南区段原日出二丁目	南区大洲一丁目	広島市
市道段原蟹屋線	南区段原三丁目	南区西蟹屋四丁目	広島市
(略)			

(3) (略)

修正後

修正理由 誤字修正のため。

2 緊急輸送道路の指定《道路交通局道路課》

(1) (略)

(2) 第2次緊急輸送道路

他都市及び広域都市圏相互の連携を図るため、次の道路を第2次緊急輸送道路に指定する。

路線名	起点	終点	管理者名
(略)			
市道比治山東雲線	南区比治山本町	南区東雲本町一丁目	広島市
市道東雲大州線	南区段原日出二丁目	南区大州一丁目	広島市
市道段原蟹屋線	南区段原三丁目	南区西蟹屋四丁目	広島市
(略)			

(3) (略)

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第13節 廃棄物・土砂の処理体制の整備	頁 62
<p>第1 災害廃棄物処理計画の策定 《環境局環境政策課》 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行い、もって市民の生活環境を衛生的に保持し、速やかな復旧・復興を推進していくことを目的として「広島市災害廃棄物処理計画」を策定する。災害廃棄物等の処理体制については、以下に示すほか、同計画に基づき整備する。なお、<u>同計画は、適宜検討を加え、必要な修正を行う。</u></p> <p>第2～第3 (略)</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由 ・防災基本計画の修正に対応するもの（別添1の69番）。</p>
<p>第1 災害廃棄物処理計画の策定 《環境局環境政策課》 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行い、もって市民の生活環境を衛生的に保持し、速やかな復旧・復興を推進していくことを目的として「広島市災害廃棄物処理計画」を策定する。災害廃棄物等の処理体制については、以下に示すほか、同計画に基づき整備する。なお、<u>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、随時、計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u></p> <p>第2～第3 (略)</p>

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第14節 避難体制の整備	頁 69
第8 救援物資の備蓄・調達体制の整備 1～2 (略) 3 応急給水体制の確保 《 <u>健康福祉局環境衛生課</u> 、危機管理室、水道局計画課》 飲料水については、指定緊急避難場所（大火）又は小学校に整備する100㎡又は60㎡の容量を持つ飲料水兼用型耐震性防火水槽とともに、浄水場、緊急遮断弁付き配水池で対応する。 また、自主防災組織・ボランティアの協力を含めた各給水拠点からの配給体制を整備する。 さらに、こうした応急給水が避難所に行き届くまでの間、避難者に提供する必要最小限の飲料水の備蓄を進める。 なお、トイレ、洗濯等の生活用水については、災害用井戸登録制度を実施することで、確保に努める。	

修 正 後
修正理由 環境衛生課の担当業務はなお書きの内容のみであるため、担当課の順番を修正する。
第8 救援物資の備蓄・調達体制の整備 1～2 (略) 3 応急給水体制の確保 《危機管理室、水道局計画課、 <u>健康福祉局環境衛生課</u> 》 飲料水については、指定緊急避難場所（大火）又は小学校に整備する100㎡又は60㎡の容量を持つ飲料水兼用型耐震性防火水槽とともに、浄水場、緊急遮断弁付き配水池で対応する。 また、自主防災組織・ボランティアの協力を含めた各給水拠点からの配給体制を整備する。 さらに、こうした応急給水が避難所に行き届くまでの間、避難者に提供する必要最小限の飲料水の備蓄を進める。 なお、トイレ、洗濯等の生活用水については、災害用井戸登録制度を実施することで、確保に努める。

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第2.3節 災害教訓の伝承	頁 82
<p>第2.3節 災害教訓の伝承 《危機管理室_____》</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、市民に災害教訓の伝承の重要性について_____啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> <hr/> <hr/>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正。 基本・風水害対策編との標記の統一に伴う修正</p>
<p>第2.3節 災害教訓の伝承 《危機管理室<u>災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署</u>》</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、市民に災害教訓の伝承の重要性について、<u>自然災害伝承碑等も活用しつつ</u>啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> <p><u>市民においては、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。</u></p>

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 95
<p>第5 災害対策本部</p> <p>3 組織及び運営 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 本部事務局の任務分担・担当部局及び情報連絡員</p> <p>ア 災害対策本部を円滑に運営するため、表3-2-3のとおり、本部事務局要員の任務分担及び担当部局を定める。</p> <p>イ 本部長は、必要に応じて、災害対応に必要な専門的知識・経験を有する職員（以下「専門職員」という。）を指定し、事務局に招集する。当該専門職員は、統制班員として対応策の立案及び対応実施部局との協議・調整等を行う。</p> <p>ウ 災害に関する情報を迅速かつ確に処理するため、表3-2-4のとおり、本部等に情報連絡員を置く。</p> <p>エ 情報の連絡系統は、概ね図3-2-1のとおりとする。</p> <p>(8)～(9) (略)</p>	

修 正 後	
<p>修 正 理 由</p> <p>市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正</p>	
<p>第5 災害対策本部</p> <p>3 組織及び運営 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 本部事務局の任務分担・担当部局及び情報連絡員</p> <p>ア 災害対策本部を円滑に運営するため、表3-2-3のとおり、本部事務局要員の任務分担及び担当部局を定める。</p> <p>イ 本部長は、必要に応じて、災害対応に必要な専門的知識・経験を有する職員（以下「専門職員」という。）を指定し、事務局に招集する。当該専門職員は、総括班員として対応策の立案及び対応実施部局との協議・調整等を行う。</p> <p>ウ 災害に関する情報を迅速かつ確に処理するため、表3-2-4のとおり、本部等に情報連絡員を置く。</p> <p>エ 情報の連絡系統は、概ね図3-2-1のとおりとする。</p> <p>(8)～(9) (略)</p>	

修正前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 97～98
---	------------

第5 災害対策本部

表3-2-2

(1) 災害対策本部事務局の分掌事務

班名	要員	分掌事務
総務班	危機管理室職員 企画総務局職員 経済観光局職員 会計室職員 消防局職員	〔庶務担当〕 1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 災害関係部局の全ての職員の参集状況の集計に関すること。 3 防災行政無線の放送支援に関すること。 〔広報担当〕 4 災害諸情報の広報に関すること。 5 報道機関による避難広報に関すること。 6 報道機関への放送の要請に関すること。
統制・検討班	危機管理室職員 市民局職員 消防局職員 専門職員（必要に応じて） 〔災害状況に応じて関係局等を加える〕	〔統制担当〕 1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 本部長指示及び伝達に関すること。 3 災害対策活動の総合調整に関すること。 〔検討担当〕 4 災害に関する諸情報の分析及び災害対策活動の検討に関すること。 5 防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 災害救助法の適用に関すること。 7 自衛隊の派遣要請に関すること。 8 他の公共団体等への応援要請に関すること。
情報班	集計担当 危機管理室職員 財政局職員 市民局職員 健康福祉局職員 消防局職員	1 被害状況の収集及び集計に関すること。 2 避難状況の集計に関すること。
	各局担当 企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員	3 各局・区からの被害状況及び避難状況の受信に関すること。 4 災害対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。
	各区担当 危機管理室職員 企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局及び都市整備局の係長相当職以上の職員	
監視班	危機管理室職員	1 気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関すること。 2 防災行政無線の運用に関すること。
受援班	危機管理室職員 〔物的受援時には健康福祉局職員を加える。〕	応援を受けることを決定した場合に設置する。 1 人的受援の総括に関すること。 2 人的受援（一部の技術系・技能系職等の人的受援枠組を除く）に関する総務者及び他自治体等との連絡調整に関すること。 3 物的受援に関する他自治体等との連絡調整に関すること。 4 物的受援のための救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の設置・運営の指揮・監督に関すること（救援物資補給輸送拠点（2次拠点）を設置する場合に限る）。

〔注〕危機管理担当局長は、災害の種類や規模、被害の程度により、班編成及び分掌事務を変更することができるものとする。

修正後

修正理由 市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正

第5 災害対策本部

表3-2-2

(1) 災害対策本部事務局の分掌事務

班名	分掌事務	構成職員
総務班	庶務担当 1 災害対策本部事務局の庶務に関すること。 ^{※1} 2 災害関係部局の全ての職員の参集状況の集計に関すること。 3 本部会議の開催及び運営に関すること。 4 行政機軸に関すること。 5 人的受援（対口支援等）の調整に関すること。	危機管理室、企画総務局、経済観光局、財政局の職員
	広報担当 6 災害諸情報の広報に関すること。 7 報道機関による避難広報に関すること。 8 報道機関への放送の要請に関すること。	危機管理室、企画総務局、消防局の職員
統制・情報班	統制・対策担当 〔統制担当〕 1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 本部長指示及び伝達に関すること。 3 災害対策活動の総合調整に関すること。 ^{※4} 4 災害対策活動の検討に関すること。 ^{※5} 5 受援対策に関すること。 ^{※6} 6 安全不明者情報の処理に関すること。 7 各局・区等との情報共有及び調整に関すること。 8 避難対策に関すること。 ^{※6}	危機管理室、財政局、市民局、健康福祉局、会計室、消防局の職員 専門職員（必要に応じて） 〔災害状況に応じて関係局等を加える。〕
	情報担当 1 災害情報の整理・分析・評価に関すること。 2 被害状況の収集及び集計に関すること。 3 各局・区との情報共有及び調整に関すること。	危機管理室、企画総務局、市民局、消防局の職員
	各局担当 1 各局の応急対策等に関すること。 2 各局・区からの被害状況及び避難状況の受信に関すること。 3 各局等との連絡・調整に関すること。 4 市災害対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、経済観光局職員、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員
	各区担当 1 区災害対策本部との連絡・調整に関すること。 2 市災害対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局及び都市整備局の係長相当職以上の職員
監視班	1 気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関すること。 2 避難情報の発令に関すること。 3 情報通信システムの管理に関すること。	危機管理室の職員
受援班	応援を受けることを決定した場合に設置する。 1 人的受援の総括に関すること。 2 人的受援（一部の技術系・技能系職等の人的受援枠組を除く）に関する総務者及び他自治体等との連絡調整に関すること。 3 物的受援に関する他自治体等との連絡調整に関すること。 4 物的受援のための救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の設置・運営の指揮・監督に関すること（救援物資補給輸送拠点（2次拠点）を設置する場合に限る）。	危機管理室の職員 〔物的受援時には経済観光局、健康福祉局、道路交通局職員を加える。〕

※1 危機管理担当局長は、災害の種類や規模、被害の程度により、班編成及び分掌事務を変更することができるものとする。
 ※2 事務局の後方支援を含む。
 ※3 所管部局の被害状況の調査を含む。
 ※4 持ち帰り・字集の検討、活動管理（部長ミーティング・活動記録等）、災害救助法関連等を含む。
 ※5 人的受援（自衛隊等の災害派遣要請、応援要員の要請等）・物的受援関連を含む。
 ※6 避難情報（避難者・避難所等）の収集・整理、避難場所等に関する検討・調整、備蓄物資に関する検討・調整を含む。

修 正 前			
震災対策編		頁	
第3章 震災応急対策			
第2節 災害応急組織の編成・運用		99	
第5 災害対策本部			
3 組織及び運営《危機管理室、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》			
災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第6号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。			
(1) 本部の組織及び指揮の概要			
ア (略)			
イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表3-2-2のとおりとする。			
(2)～(9) (略)			
表3-2-2			
(1) (略)			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等		分掌事務
企画総務局	行政経営部	行政経営課	(略)
		_____	_____
		出資法人経営改革推進室	(略)
		■情報政策課 ■デジタル行政推進室 ■システム基盤課	(略)

修 正 後			
修正理由			
令和8年4月の組織改正により新設されるため。			
第5 災害対策本部			
3 組織及び運営《危機管理室、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》			
災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第6号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。			
(1) 本部の組織及び指揮の概要			
ア (略)			
イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表3-2-2のとおりとする。			
(2)～(9) (略)			
表3-2-2			
(1) (略)			
(2) 災害対策本部の分掌事務			
局等	部課等		分掌事務
企画総務局	行政経営部	行政経営課	(略)
		公共施設マネジメント推進室	1 他課の応援に関すること
		出資法人経営改革推進室	(略)
		■情報政策課 ■デジタル行政推進室 ■システム基盤課	(略)

修正前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用 第5 災害対策本部	頁 99
--	---------

第5 災害対策本部
1～表3-2-2 (1) (略)
(2) 災害対策本部の分掌事務

人事部	■福利課	1 <u>災害対策本部要員の食料に関すること</u>
		2 災害対応に従事する職員の健康管理に関すること
		3 他課の応援に関すること

修正後

修正理由 ・所要の修正のため。

第5 災害対策本部
1～表3-2-2 (1) (略)
(2) 災害対策本部の分掌事務

人事部	■福利課	1 <u>職員食堂に関すること</u>
		2 災害対応に従事する職員の健康管理に関すること
		3 他課の応援に関すること

修正前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 101
---	--------------

第5 災害対策本部

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織及び指揮の概要

ア (略)

イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表3-2-2のとおりとする。

表3-2-2 (2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
健康福祉局	保健部 ■医療政策課 ■健康推進課 ■食品保健課 ■食品指導課 ■環境衛生課	1 保健センターの業務の連携調整に関する事
		2 医療救護に関する事
		3 医薬品等の調達に関する事
		4 被災地の保健衛生に関する事
		5 環境衛生及び食品衛生の指導に関する事
		6 遺体の検案・火葬に関する事
		7 地方独立行政法人広島市立病院機構との連絡調整に関する事
		8 所管施設の防護に関する事

修正後

修正理由 ・保健部が所管する保健衛生対策部の被災者支援を担う保健活動班を「保健活動班（保健センター）」から「保健活動班（地域支えあい課）」へ変更するため。
--

第5 災害対策本部

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織及び指揮の概要

ア (略)

イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表3-2-2のとおりとする。

表3-2-2 (2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
健康福祉局	保健部 ■医療政策課 ■健康推進課 ■食品保健課 ■食品指導課 ■環境衛生課	1 地域支えあい課の業務の連携調整に関する事
		2 医療救護に関する事
		3 医薬品等の調達に関する事
		4 被災地の保健衛生に関する事
		5 環境衛生及び食品衛生の指導に関する事
		6 遺体の検案・火葬に関する事
		7 地方独立行政法人広島市立病院機構との連絡調整に関する事
		8 所管施設の防護に関する事

修 正 前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 101
---	--------------

第6 災害対策本部設置前及び廃止後の対応

1～2 (略)

表3-2-1 (略)

表3-2-2

(1) (略)

(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務	
(略)	(略)	(略)	
健康福祉局	(略)	(略)	
	障害福祉部	■障害福祉課 ■障害自立支援課 ■精神保健福祉課	(略)
		身体障害者更生相談所	<u>1</u> 他課の応援に関する事
		知的障害者更生相談所	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	

(3) (略)

修 正 後

修正理由 分掌事務に「所管施設の防護に関する事」が記載されていなかったため。

第6 災害対策本部設置前及び廃止後の対応

1～2 (略)

表3-2-1 (略)

表3-2-2

(1) (略)

(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務	
(略)	(略)	(略)	
健康福祉局	(略)	(略)	
	障害福祉部	■障害福祉課 ■障害自立支援課 ■精神保健福祉課	(略)
		身体障害者更生相談所	<u>1</u> 所管施設の防護に関する事 <u>2</u> 他課の応援に関する事
		知的障害者更生相談所	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	

(3) (略)

修正前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 102
---	--------------

第5 災害対策本部
1～2 (略)
3 組織及び運営《危機管理室、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》
災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第6号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。
(1) 本部の組織及び指揮の概要
ア (略)
イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表3-2-2のとおりとする。
(2)～(9) (略)

表3-2-2

- (1) (略)
(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
こども 未来局	●こども未来調整課	(略)
	_____	_____
	■幼保企画課 保育園 認定こども園	(略)
	■幼保給付課 (略)	

修正後

修正理由
令和8年4月の組織改正に伴い、こども未来局に新設となる「こども・子育て政策室」が追加となるため。

第5 災害対策本部
1～2 (略)
3 組織及び運営《危機管理室、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》
災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第6号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。
(1) 本部の組織及び指揮の概要
ア (略)
イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表3-2-2のとおりとする。
(2)～(9) (略)

表3-2-2

- (1) (略)
(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
こども 未来局	●こども未来調整課	(略)
	<u>こども・子育て政策室</u>	<u>1 他課の応援に関すること</u>
	■幼保企画課 保育園 認定こども園	(略)
	■幼保給付課 (略)	

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 110
第5 災害対策本部 表3-2-3	
事務局担当任務	担当部署等
総務班(13)	<u>危機管理室(5)、企画総務局(4)、経済観光局(1)、会計室(1)、消防局(2)</u>
<u>統制・検討班(10)</u>	危機管理室(7)、市民局(1)、消防局(2)、専門職員(必要に応じた人数) ※災害の状況に応じて関係局等を担当に加える。
情報班(37)	集計(11) 危機管理室(4)、 <u>財政局(2)</u> 、市民局(2)、 <u>健康福祉局(1)、消防局(2)</u>
	各局(14) <u>企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員(企画総務局にあっては2、その他の局にあっては各1)</u>
	各区(12) <u>危機管理室職員、企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、都市整備局の係長相当職以上の職員(都市整備局にあっては2、その他の局にあっては各1)</u>
監視班(8)	危機管理室(8)
受援班	危機管理室(1~3) <u>統制・検討班、各区連絡班</u> の要員を配置換えする。 物的受援のみ1、人的受援のみ2、人的受援物的受援両方3 健康福祉局(1) <u>物的受援を行う場合に限る。</u> (救援物資補給輸送拠点(2次拠点)を設置する場合、救援物資補給輸送拠点運営本部長・副本部長要員として、 <u>経済観光局(1)、道路交通局(1)</u>)

修正後	
修正理由 市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正	
第5 災害対策本部 表3-2-3	
事務局担当任務	担当部署等
総務班(14)	庶務担当 <u>危機管理室(4)、企画総務局(2)、経済観光局(1)、財政局(1)</u>
	広報担当 <u>危機管理室(2)、企画総務局(2)、消防局(2)</u>
総括班(49)	統制・対策担当(18) 危機管理室(14)、 <u>財政局(1)</u> 、市民局(1)、 <u>健康福祉局(1)、会計室(1)</u> 、消防局(2)、専門職員(必要に応じた人数) ※災害の状況に応じて関係局等を担当に加える。
	情報担当(10) 危機管理室(5)、 <u>企画総務局(1)</u> 、市民局(2)、 <u>(削除)</u> 消防局(2)
	各区(8) <u>(削除)企画総務局(1)、財政局(1)、市民局(1)、健康福祉局(1)、環境局(1)、経済観光局(1)、都市整備局(2) (削除)</u>
	各局(13) <u>企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員(各1)</u>
監視班(9)	危機管理室(9)
受援班	危機管理室(1~3) <u>事務局</u> の要員を配置換えする。 物的受援のみ1、人的受援のみ2、人的受援物的受援両方3 健康福祉局(1) <u>(削除)</u> (救援物資補給輸送拠点(2次拠点)を設置する場合、救援物資補給輸送拠点運営本部長・副本部長要員として、 <u>経済観光局(1)、道路交通局(1)</u>)

修正前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 P118～120
--------------------------------------	-------------------

第1 情報の収集・伝達体制
《危機管理室災害対策課》

- 1 情報の種類
(略)
- 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》

通 信 施 設	参照資料編番号	担 当 部 署
1 電話及びFAX	3-3-1・3-3-2	各局・区等
2 ホームページ	-	//
3 公用携帯電話	-	//
4 Eメール	-	//
5 市防災行政無線	3-3-3(1)	危機管理室災害対策課
6 市防災情報共有システム	-	//
7 広島県震度情報ネットワークシステム	-	//
8 移動無線機 (MCA無線)	-	//
9 全国瞬時警報システム (J-A L E R T)	-	//
10 防災行政無線映像伝送端末等	-	//
11 画像伝送システム	-	//
12 ヘリコプターテレビ電送システム	-	消防局警防課
13 消防無線	3-3-3(2)	//
14 広島県総合行政通信網 (防災行政無線・衛星通信)	3-3-4	危機管理室災害対策課
15 広島県防災情報システム	-	//
16 防災相互通信用無線局	-	//
17 衛星携帯電話	-	//
18 アマチュア無線	-	//
19 タクシー会社等民間無線通信施設	-	//
20 その他	-	//

- (1)～(2) (略)
- (3) 公用携帯電話
公用携帯電話により、情報収集及び伝達を行う。また、携帯電話の通信回線にあっては、公共安全モバイルシステムの導入も検討する。
- (4)～(7) (略)
- (8) 移動無線機 (MCA無線)
移動無線機 (MCA無線) により、市災害対策本部、区役所や指定避難所等の情報伝達を行う。なお、MCA無線は、無線通信 (単信) のほかに、無線機間の双方向通信 (複信)、消防局の電話交換機を経由して内線電話との通信等を行うことができる。
- (9)～(12) (略)

修正後

修正理由 防災行政無線 (移動系) の更新整備にあたり、該当箇所の修正を行う。 担当部署の整理によるもの。

第1 情報の収集・伝達体制
《危機管理室災害対策課》

- 1 情報の種類
(略)
- 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》

通 信 施 設	参照資料編番号	担 当 部 署
1 電話及びFAX	3-3-1・3-3-2	各局・区等
2 ホームページ	-	//
3 公用携帯電話	-	//
4 Eメール	-	//
5 市防災行政無線	3-3-3(1)	危機管理室災害対策課
6 市防災情報共有システム	-	//
7 広島県震度情報ネットワークシステム	-	//
8 移動無線機 (IP無線)	-	//
9 全国瞬時警報システム (J-A L E R T)	-	//
10 防災行政無線映像伝送端末等	-	//
11 画像伝送システム	-	//
12 ヘリコプターテレビ電送システム	-	消防局警防課
13 消防無線	3-3-3(2)	//
14 防災相互通信用無線局	-	//
15 広島県総合行政通信網	3-3-4	危機管理室災害対策課
16 広島県防災情報システム	-	//
17 衛星携帯電話	-	//
18 アマチュア無線	-	//
19 タクシー会社等民間無線通信施設	-	//
20 その他	-	//

- (1)～(2) (略)
- (3) 公用携帯電話
公用携帯電話により、情報収集及び伝達を行う。_____
- (4)～(7) (略)
- (8) 移動無線機 (IP無線)
公共安全モバイルシステムを通信回線とした移動無線機により、市災害対策本部、区役所、指定避難所等の間で情報伝達を行う。なお、無線通信 (単信)、チャット、動画像送信等の機能が利用できる。
- (9)～(12) (略)

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 P118～120
<p><u>(14) 広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信）</u></p> <p>ア 通信系統 <u>資料編3-3-4に示すとおり。</u></p> <p>イ 通信統制 <u>広島県総合行政通信網無線局の通信統制は、統制局（ぼうさいひろしまけん）が行う。</u></p> <p><u>(15) 広島県防災情報システム</u> <u>広島県防災情報システムにより、常時、気象情報等を収集し、人的被害等を県に報告する。なお、広島県防災情報システムで報告した避難情報等の防災情報は、災害情報共有システム（Lアラート）にデータ連携され、テレビ・ラジオ等で伝達される。</u></p> <p><u>(16) 防災相互通信用無線局</u> <u>災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように、共通の周波数を持った防災相互通信用無線局を活用する。</u></p>	

修 正 後
<p>修正理由 防災行政無線（移動系）の更新整備にあたり、該当箇所の修正を行う。 担当部署の整理によるもの。</p>
<p><u>(14) 防災相互通信用無線局</u> <u>災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように、共通の周波数を持った防災相互通信用無線局を活用する。</u></p> <p><u>(15) 広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信）</u></p> <p>ア 通信系統 <u>資料編3-3-4に示すとおり。</u></p> <p>イ 通信統制 <u>広島県総合行政通信網無線局の通信統制は、統制局（ぼうさいひろしまけん）が行う。</u></p> <p><u>(16) 広島県防災情報システム</u> <u>広島県防災情報システムにより、常時、気象情報等を収集し、人的被害等を県に報告する。なお、広島県防災情報システムで報告した避難情報等の防災情報は、災害情報共有システム（Lアラート）にデータ連携され、テレビ・ラジオ等で伝達される。</u></p>

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達 第1 情報の収集・伝達体制	頁 121～122
2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》 (20) その他 ウ 災害対策用移動通信機器の借用 災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する時は、中国総合通信局又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。 <u>総務省</u> が所有する災害対策用移動通信機器	
種類	貸与条件等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
電気通信事業者等が使用する通信機器	
種類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による（基本的には、通話料等の経費は使用者が負担）。
MCA	同上
エ <u>災害対策用移動電源車</u> の借用 災害発生時に、通信設備の電源供給が途絶し、又はそのおそれが生じた場合、中国総合通信局から <u>移動電源車</u> の貸与を受ける。 <u>総務省</u> が所有する <u>災害対策用移動電源車</u>	
種類	貸与条件等
<u>中型移動電源車 1台</u> <u>(発電容量 100kVA)</u>	<u>車両貸与：無償</u> 運用経費：要
オ 臨時災害放送機器の借用 災害発生時に、災害状況や避難所情報等を被災地や避難所等住民へ放送する必要性が生じた場合、中国総合通信局から臨時災害放送機器の貸与を受ける。	
種類	貸与条件等
臨時災害放送機器 (FM送信機)	機器貸与：無償 運用経費： <u>使用者が負担</u>

修正後	
修正理由 ・組織名等の表記を整理・統一する。 ・中国総合通信局では、貸出用「中型移動電源車」（発電機一体型）の配備を令和7年度末で終了し、令和8年度からは「発電機」に変更するため。	
2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》 (20) その他 ウ 災害対策用移動通信機器の借用 災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する時は、中国総合通信局又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。 <u>中国総合通信局</u> が所有する災害対策用移動通信機器	
種類	貸与条件等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
電気通信事業者等が使用する通信機器	
種類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による（基本的には、通話料等の経費は使用者が負担）。
MCA	同上
エ <u>発電機</u> の借用 災害発生時に、通信設備の電源供給が途絶し、又はそのおそれが生じた場合、中国総合通信局から <u>発電機</u> の貸与を受ける。 <u>中国総合通信局</u> が所有する <u>発電機</u>	
種類	貸与条件等
<u>発電機 (LPG、ガソリン)</u> <u>(発電容量 2.2～2.8kVA)</u>	<u>機器貸与：無償 (民間事業者の場合、有償)</u> 運用経費：要
オ 臨時災害放送機器の借用 災害発生時に、災害状況や避難所情報等を被災地や避難所等住民へ放送する必要性が生じた場合、中国総合通信局から臨時災害放送機器の貸与を受ける。 <u>中国総合通信局</u> が所有する <u>臨時災害放送機器</u>	
種類	貸与条件等
臨時災害放送機器 (FM送信機)	機器貸与：無償 運用経費： <u>要</u>

修正前

震災対策編

第3章 震災応急対策
第3節 情報の収集及び伝達

頁

137~138

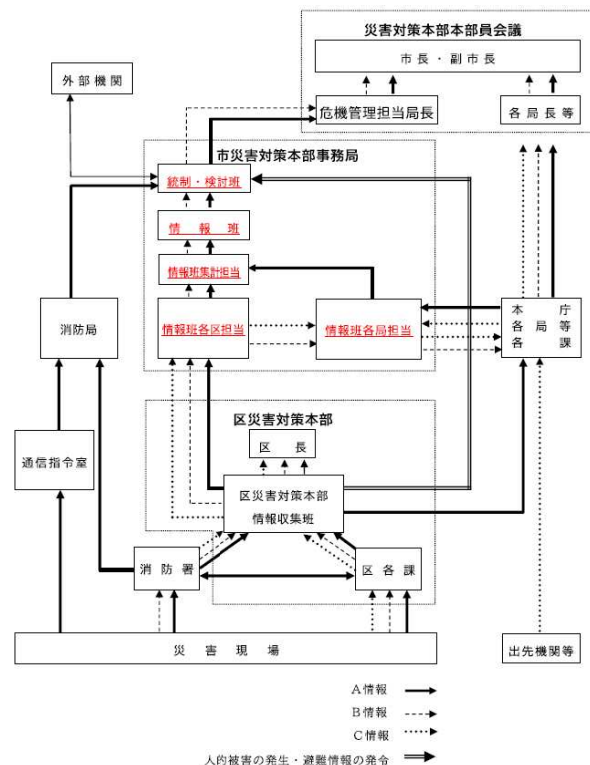
第4 災害情報の収集、伝達及び報告

- 1 (略)
- 2 被害状況の報告
 - (1) (略)
 - (2) 被害情報の区分及び種別
 - ア～イ (略)
- ウ 災害情報の伝達経路

各情報の区分による伝達経路は次による。

なお、区災害対策本部及び消防局は、人的被害の発生の情報を入手したときには、直ちにその内容を市災害対策本部（**統制・検討班**）へ直接報告する。

また、区災害対策本部は避難指示を発令するときには、直ちにその内容を市災害対策本部（**統制・検討班**）へ直接報告する。



修正後

修正理由

市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正

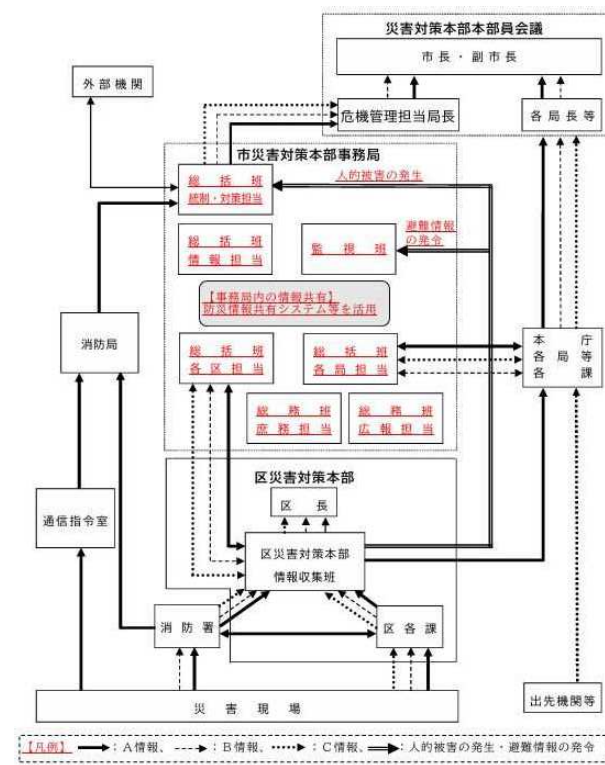
第4 災害情報の収集、伝達及び報告

- 1 (略)
- 2 被害状況の報告
 - (1) (略)
 - (2) 被害情報の区分及び種別
 - ア～イ (略)
- ウ 災害情報の伝達経路

各情報の区分による伝達経路は次による。

なお、区災害対策本部及び消防局は、人的被害の発生の情報を入手したときには、直ちにその内容を市災害対策本部（**総括班統制・対策担当**）へ直接報告する。

また、区災害対策本部は避難指示を発令するときには、直ちにその内容を市災害対策本部（**監視班**）へ直接報告する。



修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 139
第4 災害情報の収集、伝達及び報告 1 (略) 2 被害状況の報告 (1) (略) (2) 被害情報の区分及び種別 ア～ウ (略) 図3-3-1	
[被害情報の報告要領] 	

修正後	
修正理由 市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正	
第4 災害情報の収集、伝達及び報告 1 (略) 2 被害状況の報告 (1) (略) (2) 被害情報の区分及び種別 ア～ウ (略) 図3-3-1	
[被害情報の報告要領] 	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 140
第4 災害情報の収集、伝達及び報告	
1 人的被害情報の伝達経路	
<p>① 消防局において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部・<u>統制・検討班</u>へ電話報告（<u>統制・検討班</u> 81-6901～6902 ただし、<u>統制・検討班</u>が話中のときは、<u>情報班</u>各局担当へ報告） 被害の詳細については、状況が判明次第、<u>統制・検討班</u>へ電話報告を行う。<u>統制・検討班</u>から要請があった場合、〔付属様式1〕を作成及び提出する。また、市災害対策本部派遣要員は、<u>消防局情報通信端末</u>を市災害対策本部に持参し、<u>情報通信端末</u>を通じて情報の共有を行う。 <p>② 区災害対策本部・各班において人的被害を確認した場合は、直ちに区災害対策本部・情報収集班へ報告する。</p> <p>③ 区災害対策本部・情報収集班において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部・<u>統制・検討班</u>へ電話報告（<u>統制・検討班</u> 81-6901～6902 ただし、<u>統制・検討班</u>が話中のときは、<u>情報班</u>各区担当へ報告） 確認できる範囲で、広島市防災情報共有システムに被害報告を入力する。 <p>④ 人的被害の通報報告を受けた<u>統制・検討班</u>は、(1)<u>情報班集計担当</u>、(2)総務班広報担当へ伝達し、本部事務局内へ周知（<u>掲示</u>）するとともに、危機管理担当局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。</p> <p>⑤ 総務班庶務担当は、<u>情報班集計担当</u>の指示により広島市防災情報共有システムに人的被害情報を入力する。</p> <p>⑥ <u>情報班集計担当</u>は、広島市防災情報共有システムの情報により、人的被害情報を<u>県危機管理課</u>へ報告する。 <u>統制・検討班</u>は、人的被害情報を<u>自衛隊</u>へ情報提供する。</p> <p>⑦ 総務班広報担当は、上記④の情報に基づき人的被害状況に係る報道用資料を作成し、報道機関へ情報提供を行う。</p> <p>⑧ <u>情報班集計担当</u>は、総務班庶務担当が定める期限までに被害情報を報告する。</p> <p>⑨ <u>情報班</u>各区担当は、関係する区へ、上記④により周知された人的被害情報を直ちに電話報告する。</p> <p>⑩ 各消防署は、人的被害情報を覚知した際に、〔付属様式2〕〔付属様式3〕を確認できる範囲で作成し、区災害対策本部・情報収集班に提出する。</p>	

修 正 後	
修正理由 市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正	
第4 災害情報の収集、伝達及び報告	
1 人的被害情報の伝達経路	
<p>① 消防局において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部・<u>総括班統制・対策担当</u>へ電話報告（<u>総括班統制・対策担当</u> 81-6915～6918 ただし、<u>総括班統制・対策担当</u>が話中のときは、<u>総括班</u>各局担当へ報告） 被害の詳細については、状況が判明次第、<u>総括班統制・対策担当</u>へ電話報告を行う。<u>総括班統制・対策担当</u>から要請があった場合、〔付属様式1〕を作成及び提出する。また、市災害対策本部派遣要員は、<u>消防隊タブレット</u>を市災害対策本部に持参し、<u>タブレット</u>を通じて情報の共有を行う。 <p>② 区災害対策本部・各班において人的被害を確認した場合は、直ちに区災害対策本部・情報収集班へ報告する。</p> <p>③ 区災害対策本部・情報収集班において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部・<u>総括班統制・対策担当</u>へ電話報告（<u>総括班統制・対策担当</u> 81-6915～6918 ただし、<u>総括班統制・対策担当</u>が話中のときは、<u>総括班</u>各区担当へ報告） 確認できる範囲で、広島市防災情報共有システムに被害報告を入力する。 <p>④ 人的被害の通報報告を受けた<u>総括班統制・対策担当</u>は、(1)<u>総括班情報担当</u>、(2)総務班広報担当へ伝達し、本部事務局内へ周知（<u>掲示</u>や<u>防災情報共有システム（クロノロジー）</u>）に入力など）するとともに、危機管理担当局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。</p> <p>⑤ 総務班庶務担当は、<u>総括班情報担当</u>の指示により広島市防災情報共有システムに人的被害情報を入力する。</p> <p>⑥ <u>総括班情報担当</u>は、広島市防災情報共有システムの情報により、人的被害情報を<u>県危機管理課</u>へ報告する。 <u>総括班統制・対策担当</u>は、人的被害情報を<u>災害対策本部事務局</u>に<u>リエゾン</u>として派遣された<u>自衛隊等</u>へ情報提供する。</p> <p>⑦ 総務班広報担当は、上記④の情報に基づき人的被害状況に係る報道用資料を作成し、報道機関へ情報提供を行う。</p> <p>⑧ <u>総括班情報担当</u>は、総務班庶務担当が定める期限までに被害情報を報告する。</p> <p>⑨ <u>総括班</u>各区担当は、関係する区へ、上記④により周知された人的被害情報を直ちに電話報告する。</p> <p>⑩ 各消防署は、人的被害情報を覚知した際に、〔付属様式2〕〔付属様式3〕を確認できる範囲で作成し、区災害対策本部・情報収集班に提出する。</p>	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第5節 避難対策	頁 154～155
<p>(5) 管理要員は、自主防災組織等の協力を得て、避難者名簿を作成し、区長に報告する。管理要員が派遣されていない指定避難所においては、自主防災組織等が避難者名簿を作成する。</p> <p>(6) 区長は、報告を受けた避難者名簿に基づき、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を指定避難所別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。</p> <p>(7) 区長は、感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定避難所の衛生管理に努めるとともに、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、資機材を活用したプライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズ <u>に対応できるように、また、</u>女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう配慮する。 また、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。</p> <p>(8) 管理要員、自主防災組織等及び施設の管理者は、指定避難所の運営に必要な次の項目について、<u>協議を行い、その協議結果に基づき、</u>指定避難所の運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 食料・生活必需品の分配方法 イ 給水体制・分配方法 ウ し尿・ゴミ等の処理方法 エ 指定避難所内の連絡方法 オ 災害ボランティアとの協力体制 カ 要配慮者への対応 キ その他指定避難所の円滑な運営に資する事項 	

修 正 後
修正理由 ・基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節避難対策との記載内容の整合を図るため。 ・避難所の運営について人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）への配慮を記載 ・在宅・車中泊避難者への支援を原則として開設した避難所において行うこととし、そのことを記載
<p>(5) 区長は、感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定避難所の衛生管理に努めるとともに、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、資機材を活用したプライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズへの対応、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう配慮する。 また、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。</p> <p>(6) 管理要員、自主防災組織等及び施設の管理者は、指定避難所の運営に必要な次の項目について協議を行い、その協議結果に基づいて、<u>協力して</u>指定避難所の運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 食料・生活必需品の分配方法 イ 給水体制・分配方法 ウ し尿・ゴミ等の処理方法 エ 指定避難所内の連絡方法 オ 災害ボランティアとの協力体制 カ 要配慮者への対応 キ その他指定避難所の円滑な運営に資する事項 <p>(7) 運営に当たっては、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）も踏まえ、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみ世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>(8) 仮設トイレ・更衣室・入浴施設等の設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。また、トイレについては、避難者数に応じて必要な基数を確保するよう努めるものとし、確保したトイレは男女別に割り振る基数にも配慮する。</p> <p>(9) 指定避難所での要配慮者に対する配慮については、震災対策編「第3章 震災応急対策 第23節 災害時における要配慮者等への避難支援等 第1 要配慮者の安否確認と要望の把握 3 指定避難所等での要配慮者に対する配慮」に定めるところにより、適時適切に実施する。</p>

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第5節 避難対策	頁 155
<p><u>(9) 指定避難所での生活が困難と認められる要配慮者については、区災害対策本部へ連絡したうえで福祉避難所又は被害のない社会福祉施設等へ、傷病者については、区災害対策本部へ連絡したうえで、被害のない社会福祉施設・病院等への二次避難を行う。</u></p> <p><u>(10) 健康福祉局長は、避難所の近隣の高齢者施設等の協力を得て、被災者が入浴できる協定の締結を検討する。</u></p> <p><u>(11) 道路交通局長は、入浴施設が避難所に近接した場所がない場合は、バス協会等と連携し、避難所から入浴施設までの交通手段の確保に努める。</u></p> <p><u>(12) 健康福祉局長は、避難所における被災者支援を総括する。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>4 男女共同参画の視点等を取り入れた避難所運営のための支援《市民局男女共同参画課・人権啓発課、危機管理室災害予防課》 (略)</p> <p>5 指定緊急避難場所（大火）等に避難した者の指定避難所への誘導《各区分政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第8 市域外への避難者の受入要請 《危機管理室災害予防課》 (略)</p>	

修 正 後
修正理由 ・基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策との記載内容の整合を図るため。 ・避難所の運営について人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）への配慮を記載 ・在宅・車中泊避難者への支援を原則として開設した避難所において行うこととし、そのことを記載
<p><u>(10) 指定避難所での生活が困難と認められる要配慮者については、区災害対策本部へ連絡したうえで、福祉避難所又は被害のない社会福祉施設等へ、傷病者については、区災害対策本部へ連絡したうえで、被害のない社会福祉施設・病院等への二次避難を行う。</u></p> <p><u>(11) 健康福祉局長は、被災者への入浴支援について検討する。</u></p> <p><u>(12) 道路交通局長は、入浴施設が避難所に近接した場所がない場合は、バス協会等と連携し、避難所から入浴施設までの交通手段の確保に努める。</u></p> <p><u>(13) 健康福祉局長は、避難所における被災者支援を総括する。</u></p> <p><u>(14) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当課と保健担当課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当課は防災担当課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>5 男女共同参画の視点等を取り入れた避難所運営のための支援《市民局男女共同参画課・人権啓発課、危機管理室災害予防課》 (略)</p> <p>6 指定緊急避難場所（大火）等に避難した者の指定避難所への誘導《各区分政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》 (略)</p> <p>第8 在宅避難者等及び車中泊生活を送る避難者への支援 <u>《危機管理室、各区分政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》在宅避難者等や、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者等に対し、食料や生活必需品、被災者支援に関する情報の提供を行うものとし、本市によるこれらの支援は、原則として開設した避難所において行う。</u> <u>この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>第9 市域外への避難者の受入要請 《危機管理室災害予防課》 (略)</p>

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第6節 食品・生活必需品の供給等	頁 156～157
<p>第1 救援物資の取得</p> <p>《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課、経済観光局経済企画課・地域産業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》</p> <p>本項において、救援物資とは、災害救助法第4条1項第2号に規定される「食品」のほか、災害救助法第4条1項1号に規定される「避難所」の運営に必要な「消耗性の日用品」や「日用備品」を指す。なお、ペットボトル飲料等は「食品」に含むものとする。</p> <p>1 市備蓄救援物資の活用 (略)</p> <p>分散備蓄の活用は、市長（災害対策本部事務局統制・検討班）が行う。なお、集中備蓄の活用のため、広島市民球場防災備蓄倉庫及び広島サッカースタジアム防災備蓄倉庫に、職員を管理要員として派遣する。</p> <p>2 域内での救援物資調達 (略)</p> <p>この域内での救援物資の調達は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、原則として、区災害対策本部が行う。この際、健康福祉局及び経済観光局が域内での救援物資の調達に協力する。</p> <p>域内での救援物資の調達を区災害対策本部では行えない場合や市で一括して取得する方が有利な場合には、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、健康福祉局及び経済観光局が協力して行う。</p> <p>調達時の区災害対策本部、健康福祉局、経済観光局の協力要領については次のフロー図による。</p> <p>(注) ② 被災者の数、食品・生活必需品の必要数等を的確に把握する。 ⑨ 調達に係る購入・支払事務については、経済観光局が行う。</p>	

修正後	
修正理由 市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正	
<p>第1 救援物資の取得</p> <p>《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課、経済観光局経済企画課・地域産業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》</p> <p>本項において、救援物資とは、災害救助法第4条1項第2号に規定される「食品」のほか、災害救助法第4条1項1号に規定される「避難所」の運営に必要な「消耗性の日用品」や「日用備品」を指す。なお、ペットボトル飲料等は「食品」に含むものとする。</p> <p>1 市備蓄救援物資の活用 (略)</p> <p>分散備蓄の活用は、市長（災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）が行う。なお、集中備蓄の活用のため、広島市民球場防災備蓄倉庫及び広島サッカースタジアム防災備蓄倉庫に、職員を管理要員として派遣する。</p> <p>2 域内での救援物資調達 (略)</p> <p>この域内での救援物資の調達は、市長（市災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）の指示により、原則として、区災害対策本部が行う。この際、健康福祉局及び経済観光局が域内での救援物資の調達に協力する。</p> <p>域内での救援物資の調達を区災害対策本部では行えない場合や市で一括して取得する方が有利な場合には、市長（市災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）の指示により、健康福祉局及び経済観光局が協力して行う。</p> <p>調達時の区災害対策本部、健康福祉局、経済観光局の協力要領については次のフロー図による。</p> <p>(注) ② 被災者の数、食品・生活必需品の必要数等を的確に把握する。 ⑨ 調達に係る購入・支払事務については、経済観光局が行う。</p>	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第6節 食品・生活必需品の供給等	頁 158
<p>第1 救援物資の取得</p> <p>《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課、経済観光局経済企画課・地域産業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》</p> <p>本項において、救援物資とは、災害救助法第4条1項第2号に規定される「食品」のほか、災害救助法第4条1項1号に規定される「避難所」の運営に必要な「消耗性の日用品」や「日用備品」を指す。なお、ペットボトル飲料等は「食品」に含むものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 域内での救援物資調達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 区災害対策本部で行えない場合又は市で一括して取得する方が有利な場合</p>	
<p>(注) ② 被災者の数、食品・生活必需品の必要数等を的確に把握する。 ⑥ 大規模災害時においては、県と連携をとりながら対応する。なお、調達に係る購入・支払事務については、関係団体・企業等と締結した災害協定に基づき、経済観光局の各協定所管課が行う。</p>	

修 正 後	
修正理由 市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正	
<p>第1 救援物資の取得</p> <p>《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課、経済観光局経済企画課・地域産業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》</p> <p>本項において、救援物資とは、災害救助法第4条1項第2号に規定される「食品」のほか、災害救助法第4条1項1号に規定される「避難所」の運営に必要な「消耗性の日用品」や「日用備品」を指す。なお、ペットボトル飲料等は「食品」に含むものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 域内での救援物資調達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 区災害対策本部で行えない場合又は市で一括して取得する方が有利な場合</p>	
<p>(注) ② 被災者の数、食品・生活必需品の必要数等を的確に把握する。 ⑥ 大規模災害時においては、県と連携をとりながら対応する。なお、調達に係る購入・支払事務については、関係団体・企業等と締結した災害協定に基づき、経済観光局の各協定所管課が行う。</p>	

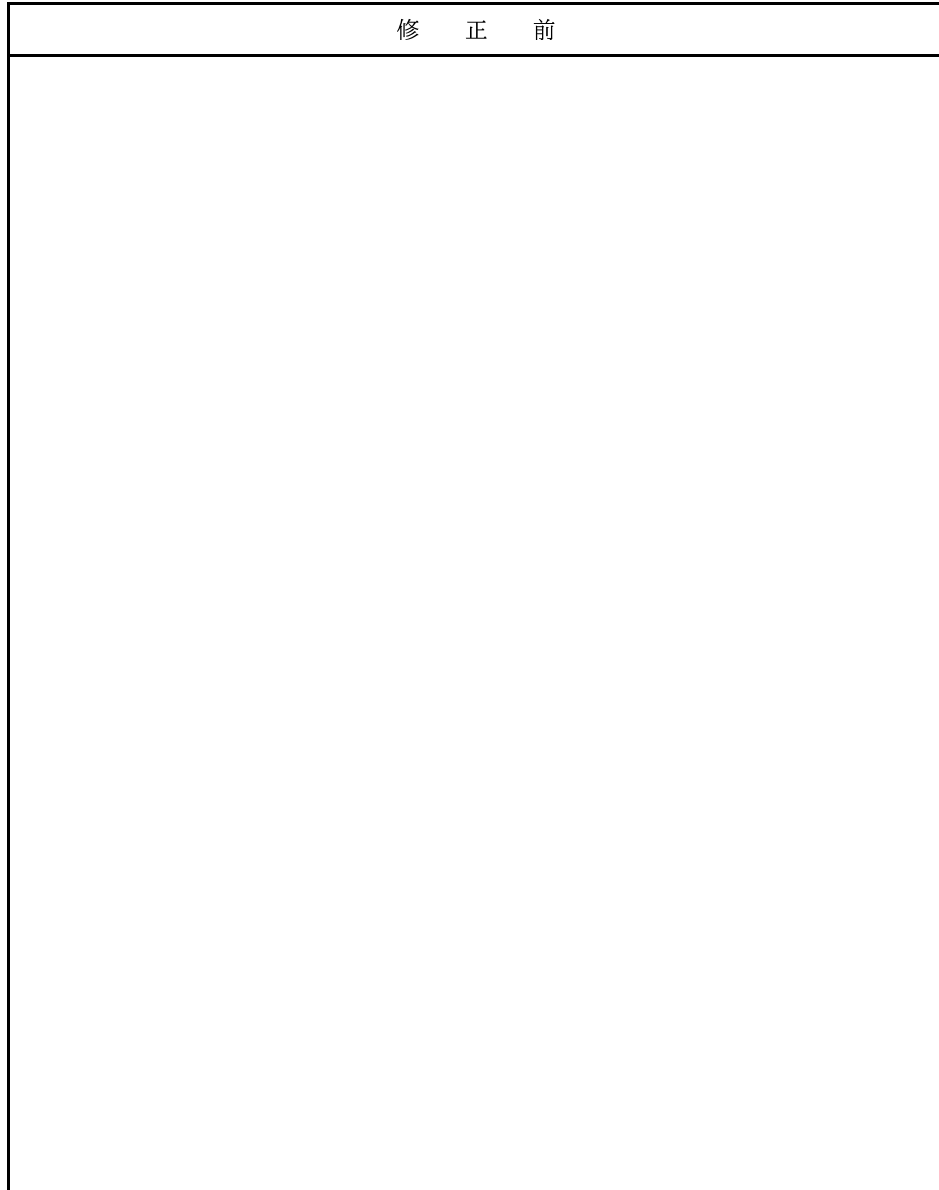
修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第6節 食品・生活必需品の供給等	頁 158-159
第1 救援物資の取得 1～2 (略)	
(資料編) 参考産地-1 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書(協同組合広島総合卸センター)	
参考産地-2～8 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書(イオンリテール㈱西日本カンパニー、マックスバリュ西日本㈱、生協ひろしま、㈱イズミ、㈱ファミリーマート、フレスタグループ、㈱福屋)	
参考産地-9 災害時におけるLPガス等の調達及び供給等の協力に関する協定書((一社)広島県LPガス協会)	
参考産地-10 災害時における畳の調達及び供給に関する協定書(「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会)	
参考産地-11 災害時における食料品・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する覚書(株式会社セブン-イレブン・ジャパン)	
参考産地-12 災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)	
参考産地-13 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書(株式会社ローソン)	
参考産地-14 災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書(株式会社ジュンテンドー)	
参考産地-15 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書(コーナン商事株式会社)	
<hr/> <hr/>	
(略)	

修正後	
修正理由 新たに協定を締結したため。	
第1 救援物資の取得 1～2 (略)	
(資料編) 参考産地-1 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書(協同組合広島総合卸センター)	
参考産地-2～8 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書(イオンリテール㈱西日本カンパニー、マックスバリュ西日本㈱、生協ひろしま、㈱イズミ、㈱ファミリーマート、フレスタグループ、㈱福屋)	
参考産地-9 災害時におけるLPガス等の調達及び供給等の協力に関する協定書((一社)広島県LPガス協会)	
参考産地-10 災害時における畳の調達及び供給に関する協定書(「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会)	
参考産地-11 災害時における食料品・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する覚書(株式会社セブン-イレブン・ジャパン)	
参考産地-12 災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)	
参考産地-13 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書(株式会社ローソン)	
参考産地-14 災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書(株式会社ジュンテンドー)	
参考産地-15 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書(コーナン商事株式会社)	
<u>参考産地-16 災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書(コストコホールセールジャパン株式会社)</u>	
(略)	

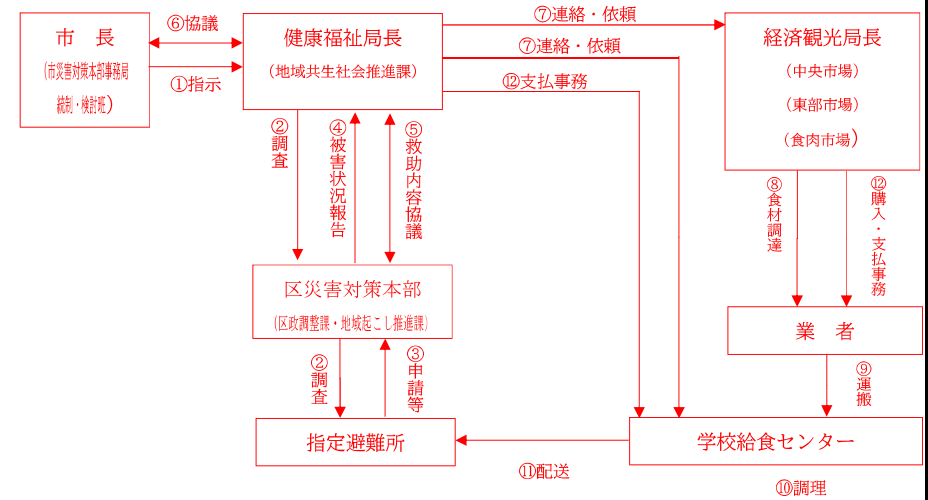
修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第6節 食品・生活必需品の供給等	頁 159
第1 救援物資の取得 《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課、経済観光局経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》 1～2 (略) 3 国・他の地方自治体等からの救援物資の受援（物的受援） 物的ニーズに対し、事業者や流通網の甚大な被害などにより、域内での救援物資調達では数量が不足する場合や、品目・内容が不十分であるなどの特別な支障が生じた場合には、物的受援の枠組により、救援物資を取得する。 物的受援の枠組による救援物資の取得は、市長（市災害対策本部事務局 統制・検討班 ）の指示により行う。 国・他の地方自治体等からの救援物資受援（物的受援）により救援物資を取得することを決定した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置するとともに、原則として、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）を開設し、これを經由して、指定避難所等に輸送する。	

修 正 後	
修 正 理 由 市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正	
第1 救援物資の取得 《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課、経済観光局経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》 1～2 (略) 3 国・他の地方自治体等からの救援物資の受援（物的受援） 物的ニーズに対し、事業者や流通網の甚大な被害などにより、域内での救援物資調達では数量が不足する場合や、品目・内容が不十分であるなどの特別な支障が生じた場合には、物的受援の枠組により、救援物資を取得する。 物的受援の枠組による救援物資の取得は、市長（市災害対策本部事務局 総括班統制・対策担当 ）の指示により行う。 国・他の地方自治体等からの救援物資受援（物的受援）により救援物資を取得することを決定した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置するとともに、原則として、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）を開設し、これを經由して、指定避難所等に輸送する。	

修正前



修正後



教育委員会：各局と学校給食センター運営事業者との連絡・調整支援

(注) ② 被災者の数、食品の必要数等を的確に把握する。

① 配送範囲は、原則として、学校給食センター維持管理・運営業務により学校給食が配送されている小学校区内とする。

(資料編) 参考地共-1 災害時における炊き出しの協力に関する協定書

(広島県飲食業生活衛生同業組合広島市支部)

参考地共-2 災害時における適温食の調達及び供給の協力に関する協定書

(株式会社東洋食品)

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第7節 給水及び上水道施設応急対策	頁 163
第6 給水対策《水道局維持課、各区市民課・保険年金課・生活課》 <u>発災後、市災害対策本部等の協力を得て応急給水体制を確立する。</u> <u>_____</u> <u>_____</u>	

修正後
修正理由 国の防災基本計画において、応急給水対策が新設されたため修正を行う。
第6 給水対策《水道局維持課、各区市民課・保険年金課・生活課》 <u>災害等により断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握した上で、応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保し、応急給水の実施に努める。応急給水の実施に当たっては、市災害対策本部等の協力を得て、関係機関との連携を図る。</u>

修正前				
震災対策編 第3章 震災応急対策 第12節 医療・救護対策	頁 180			
第3 医療救護班等の編成及び活動 《健康福祉局医療政策課》 (略)				
1 医療救護班等の編成機関及び編成班数				
区分	編成機関	編成班数	事務担当	摘要
医療救護班	広島市立病院	8	広島市立病院 機構本部事務局	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」(資料編参考保医-4)に基づき、本市より要請。 うち1班は助産救護班とする。
	広島市医師会 安佐医師会 安芸地区医師会	適宜	広島市医師会事務局 安佐医師会事務局 安芸地区医師会事務局	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」(資料編参考保医-1)に基づき、本市より要請。
医療支援班	中区地域支えあい課・福祉課	1	地域支えあい課	必要に応じて広島市域医師会員を班員に加える。
	東区 //	1	//	
	南区 //	1	//	
	西区 //	1	//	
	安佐南区 //	1	//	
	安佐北区 //	1	//	
	安芸区 //	1	//	
	佐伯区 //	1	//	
精神保健福祉センター	1	相談課	精神科医療を担当する。	
(備考) ① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。 ② 健康福祉局医療政策課は、各班の取りまとめを行う。				
2 医療救護班等の編成基準 (略)				
3 医療救護班等の活動範囲				
区分	活動範囲		摘要	
医療救護班	(略)		(略)	
医療支援班	ア	応急処置	必要に応じ、保健活動班員とする。 「第14節第2被災者の健康管理」参照。	
	イ	診察・トリアージの実施(治療及び搬送優先順位の選別)		
	ウ	薬剤又は治療材料の支給		
	エ	病院又は診療所への収容(消防局救急隊等への引継)		
	オ	看護の実施		

修正後				
修正理由 医療支援班が必要に応じて行う保健活動班の記載内容と統一するため。				
第3 医療救護班等の編成及び活動 《健康福祉局医療政策課》 (略)				
1 医療救護班等の編成機関及び編成班数				
区分	編成機関	編成班数	事務担当	摘要
医療救護班	広島市立病院	8	広島市立病院 機構本部事務局	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」(資料編参考保医-4)に基づき、本市より要請。 うち1班は助産救護班とする。
	広島市医師会 安佐医師会 安芸地区医師会	適宜	広島市医師会事務局 安佐医師会事務局 安芸地区医師会事務局	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」(資料編参考保医-1)に基づき、本市より要請。
医療支援班	中区地域支えあい課	1	地域支えあい課	必要に応じて広島市域医師会員を班員に加える。
	東区 //	1	//	
	南区 //	1	//	
	西区 //	1	//	
	安佐南区 //	1	//	
	安佐北区 //	1	//	
	安芸区 //	1	//	
	佐伯区 //	1	//	
精神保健福祉センター	1	相談課	精神科医療を担当する。	
(備考) ① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。 ② 健康福祉局医療政策課は、各班の取りまとめを行う。				
2 医療救護班等の編成基準 (略)				
3 医療救護班等の活動範囲				
区分	活動範囲		摘要	
医療救護班	(略)		(略)	
医療支援班	ア	応急処置	必要に応じ、保健活動班員とする。 「第13節第2被災者の健康管理」参照。	
	イ	診察・トリアージの実施(治療及び搬送優先順位の選別)		
	ウ	薬剤又は治療材料の支給		
	エ	病院又は診療所への収容(消防局救急隊等への引継)		
	オ	看護の実施		

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第13節 保健衛生対策	頁 185
<p>第1 保健衛生対策部の設置《健康福祉局健康推進課》</p> <p>1 設置時期 (略)</p> <p>2 組織編成 保健衛生対策部の組織編成は、次のとおりとする。 保健衛生対策部長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、必要に応じて、各班に出動を命じる。</p> <hr/> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">市災害対策本部長 (市長)</div>	

修正後	
修正理由 ・厚生部の組織再編に伴い、保健活動班の構成員である医師、保健師等は地域支えあい課に集中配置したため、保健活動班を「保健センター」から「地域支えあい課」へ変更する。 ・保健活動班と区災害対策本部長との指揮命令系統が不明確であったため加筆修正する。	
<p>第1 保健衛生対策部の設置《健康福祉局健康推進課》</p> <p>1 設置時期 (略)</p> <p>2 組織編成 保健衛生対策部の組織編成は、次のとおりとする。 保健衛生対策部長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、必要に応じて、各班に出動を命じる。</p> <p><u>出動を命じられた各班（保健活動班を除く）については保健医療担当局長の指示に、保健活動班については災害が発生した区の災害対策本部長の指示に従う。</u></p> <hr/> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">市災害対策本部長 (市長)</div>	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第13節 保健衛生対策	頁 185、186
<p>第2 被災者の健康管理《健康福祉局健康推進課、こども未来局こども青少年支援部、<u>保健センター</u>》 保健衛生対策部の中に、保健対策班（保健部<u>保健医療課</u>）及び保健活動班（<u>保健センター</u>）を組織する。 生活環境の変化による疾病の発生や慢性疾患の憎悪の可能性が高くなることを踏まえ、被災に伴う健康障害を予防するため、被災者の心身の健康管理を行う。</p> <p>1 保健対策班の活動《健康福祉局健康推進課》 保健対策班は、被災地域の健康情報の把握及び医療救護対策部や生活衛生班等との連絡調整を行う。また、保健活動班からの要請により、他の<u>保健センター</u>への派遣要請を行うとともに、必要に応じて県や県内市町、他の政令指定都市及び都道府県等へ、保健活動班への応援要請を行う。</p> <p>2 保健活動班の活動《<u>保健センター</u>》 保健活動班は、医師、保健師、栄養士等で構成し、被災者に対する保健活動を行う。なお、必要に応じ医療支援班員とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 資機材等の備蓄_____ 活動に必要な資機材は、<u>保健センターに備蓄する。</u></p>	

修 正 後	
<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健活動班を「保健活動班（保健センター）」から「保健活動班（地域支えあい課）」への変更したことに伴う修正。 ・資機材の備蓄について、備蓄場所を地域支えあい課に修正し、「整備」を加える。 	
<p>第2 被災者の健康管理《健康福祉局健康推進課、こども未来局こども青少年支援部、<u>地域支えあい課</u>》 保健衛生対策部の中に、保健対策班（保健部<u>健康推進課</u>）及び保健活動班（<u>地域支えあい課</u>）を組織する。 生活環境の変化による疾病の発生や慢性疾患の憎悪の可能性が高くなることを踏まえ、被災に伴う健康障害を予防するため、被災者の心身の健康管理を行う。</p> <p>1 保健対策班の活動《健康福祉局健康推進課》 保健対策班は、被災地域の健康情報の把握及び医療救護対策部や生活衛生班等との連絡調整を行う。また、保健活動班からの要請により、他の<u>地域支えあい課</u>への派遣要請を行うとともに、必要に応じて県や県内市町、他の政令指定都市及び都道府県等へ、保健活動班への応援要請を行う。</p> <p>2 保健活動班の活動《<u>地域支えあい課</u>》 保健活動班は、医師、保健師、栄養士等で構成し、被災者に対する保健活動を行う。なお、必要に応じ医療支援班員とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 資機材の備蓄・<u>整備</u> 活動に必要な資機材は、<u>地域支えあい課に備蓄・整備する。</u></p>	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第17節 輸送対策	頁 196
<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 緊急通行車両等の確認手続き</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害発生前の確認手続き《危機管理室危機管理課》 災害時に緊急通行等が必要とされる車両について、災害発生前でも県公安委員会（県警察本部経由）に手続きを行うことにより、標章等の交付を受けることができる。手続は、次のとおりである。</p> <p>(1) 対象車両 本市が保有する車両、又は契約等により常時本市の活動のために専用に使用される車両若しくは災害時、他の関係機関・団体から調達する車両に該当し、本計画において災害対策基本法第50条第1項各号に規定する災害応急対策に従事することとしている車両</p> <p>(2) 申出者 関係課長等（庶務担当又は緊急通行に係る業務責任者）</p> <p>(3) 申出先 緊急通行車両等として届け出る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課</p> <p>(4) 必要書類 ア 当該車両を使用して行う業務内容を疎明する書類（上申書・輸送協定等による場合は協定書等の写し） イ 緊急通行車両等事前届出書（2通） ウ 自動車検査証の写し エ 自動車検査証の使用者と申出者が異なる場合は、申出者が災害応急対策で使用する車両であることを疎明する書面（契約書の写し等）</p> <p>(5) 標章等の交付等 緊急通行車両等としての要件が備わっていれば、標章等が交付されるので、定期的に点検を行う等紛失防止に配慮するとともに、関係課長等が一括保管するなど、適正に保管しておく。</p>	

修 正 後	
修正理由 所要の修正のため	
<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 緊急通行車両等の確認手続き</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害発生前の確認手続き《危機管理室危機管理課》 災害時に緊急通行等が必要とされる車両について、災害発生前でも県公安委員会（県警察本部経由）に手続きを行うことにより、標章等の交付を受けることができる。手続は、次のとおりである。</p> <p>(1) 対象車両 本市が保有する車両、又は契約等により常時本市の活動のために専用に使用される車両若しくは災害時、他の関係機関・団体から調達する車両に該当し、本計画において災害対策基本法第50条第1項各号に規定する災害応急対策に従事することとしている車両</p> <p>(2) 申出者 関係課長等（庶務担当又は緊急通行に係る業務責任者）</p> <p>(3) 申出先 緊急通行車両等として届け出る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課</p> <p>(4) 必要書類 ア 当該車両を使用して行う業務内容を疎明する書類（上申書・輸送協定等による場合は協定書等の写し） イ 緊急通行車両確認申出書(1通) ウ 自動車検査証の写し エ 自動車検査証の使用者と申出者が異なる場合は、申出者が災害応急対策で使用する車両であることを疎明する書面（契約書の写し等）</p> <p>(5) 標章等の交付等 緊急通行車両等としての要件が備わっていれば、標章等が交付されるので、定期的に点検を行う等紛失防止に配慮するとともに、関係課長等が一括保管するなど、適正に保管しておく。</p>	

修 正 前																
震災対策編 第3章 震災応急対策 第17節 輸送対策	頁 199															
<div style="text-align: center;">(上申書作成例)</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <u>〈 文 書 番 号 〉</u> 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 広島県公安委員会 様 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 広島市長 ○○ ○ (○○室○○課) </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <input type="checkbox"/> 印 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 緊急通行車両の確認の申出について </div> <p>広島市が所有し、災害対策基本法第50条第1項等に規定する災害応急対策を実施するために使用することとしている車両は下記のとおりです。</p> <p>ついては、当該車両の緊急通行車両の標章及び証明書を交付していただくようお願いいたします。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">記</div> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象車両 ○○台 (別紙「緊急通行車両確認申出一覧表(○○警察署)」参照) 2 添付書類 (1) 緊急通行車両確認申出書 各1通(計○○通) (2) 自動車検査証の写し 各1通(計○○通) 3 その他 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">◇</div> <div style="margin-top: 10px;"> 別紙 緊急通行車両確認申出一覧表(○○警察署) </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">【広島市】</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>登録(車両)番 号</th> <th>用 途</th> <th>緊急通行の業務責任者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>広島 88 い 1234</td> <td>災害の拡大防止のための措置 (災対法第60条第1項第9号)</td> <td>○○室○○課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>広島 88 い 5678</td> <td>施設及び設備の応急復旧 (災対法第60条第1項第9号)</td> <td>○○局○○課長</td> <td>委託契約</td> </tr> </tbody> </table>		番 号	登録(車両)番 号	用 途	緊急通行の業務責任者	備 考	1	広島 88 い 1234	災害の拡大防止のための措置 (災対法第60条第1項第9号)	○○室○○課長		2	広島 88 い 5678	施設及び設備の応急復旧 (災対法第60条第1項第9号)	○○局○○課長	委託契約
番 号	登録(車両)番 号	用 途	緊急通行の業務責任者	備 考												
1	広島 88 い 1234	災害の拡大防止のための措置 (災対法第60条第1項第9号)	○○室○○課長													
2	広島 88 い 5678	施設及び設備の応急復旧 (災対法第60条第1項第9号)	○○局○○課長	委託契約												

修 正 後	
修正理由 所要の修正のため	
別記様式第3(第6条関係)	
広島県公安委員会 殿 年 月 日 緊急通行車両確認申出書 申出者 住所 氏名	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
活動地域	
車両の使用者	住 所 () 局 番
	氏名又は名称
緊急連絡先	住 所 () 局 番
	氏 名
備 考	
備考 用紙は、日本産業規格A4とする。	

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第19節 住宅等応急対策	頁 206
<p><u>地震災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者等を対象に、応急仮設住宅等を建設・供与する。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____ 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者を対象に、住宅の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。</p> <p>また、被災建築物の応急危険度判定を実施し、必要な指導・相談等を行う。</p> <p>第1 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備 (略)</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>・本市地域防災計画には、国の防災基本計画にある記載がなく、該当節の総則部分に追加のため。</p>
<p><u>地震災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者等の健全な住生活の早期確保のために、災害の規模等にかんがみ、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。なお、建設型応急仮設住宅においては、関係部局と連携し、適切な運営管理を行うこととし、状況に応じて、建設型応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮し、必要に応じて、建設型応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</u></p> <p><u>また、</u>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者を対象に、住宅の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。</p> <p>また、被災建築物の応急危険度判定を実施し、必要な指導・相談等を行う。</p> <p>第1 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備 (略)</p>

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第21節 文教対策	頁 210～212
第1～第3 (略) <u>(新規)</u>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加 ・令和6年12月24日付文部科学省依頼「今後の大規模災害に備えた被災地における教職員等による学び支援派遣等の枠組みの構築に向けて」において「被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)」が示されたため。
<p>第1～第3 (略)</p> <p><u>第4 D-E S Tの派遣要請及び派遣支援</u> <<教育委員会総務課、教職員課>></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 教育長は、大規模な災害の発生により、本節第2の4における教職員の確保が十分に行えない場合は、文部科学省のD-E S Tを活用し派遣要請を行う。</u> <u>2 教育長は、文部科学省からの要請に基づき、D-E S Tの派遣支援を行う。</u>

修 正 前			
震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請		頁 223-224	
4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) 国及び地方公共団体等			
水道局	企画総務課	飲料水の補給、資機材の提供等 応急給水活動、応急復旧活動、資機材の提供等	東京都及び18政令指定都市 (千葉市、相模原市を除く。) 東京都 資料編参考水企-1 資料編参考水企-2
水道局	維持課	応援給水の実施	呉市 資料編参考水維-1
水道局	水質管理課	災害時等における水質検査の相互応援	広島県水道広域連合企業団、福山市、呉市、尾道市 資料編参考水水-1

修 正 後			
修正理由 令和8年4月の組織改正に伴い変更となるため。			
4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) 国及び地方公共団体等			
水道局	企画総務課	飲料水の補給、資機材の提供等 応急給水活動、応急復旧活動、資機材の提供等	東京都及び18政令指定都市 (千葉市、相模原市を除く。) 東京都 資料編参考水企-1 資料編参考水企-2
水道局	企画総務課	応援給水の実施	呉市 資料編参考水企-3
水道局	水質管理課	災害時等における水質検査の相互応援	広島県水道広域連合企業団、福山市、呉市、尾道市 資料編参考水水-1

修正前			
震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請		頁 228	
第1 公共的団体等への協力要請 4 具体的な協力内容を協定している団体等 (2) 民間団体 (略)			
環境局	業務第一課	災害一般廃棄物の収集運搬	広島市廃棄物処理事業協同組合 資料編参考業一-1
		災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書	(株)アクティオ中国支店、西尾レントオール(株)西中国営業部、太陽建機レンタル(株)広島支店 資料編参考業一-2
	業務第二課	災害時における仮設トイレの設置	(株)レンタルのニッケン広島営業所、(株)プレコ、エフユーレンタル(株)岡山営業所、日野興業(株)広島営業所、(株)リョーキ、Gテクノ(株) 資料編参考業二-1

修正後			
修正理由 相手方の社名変更。			
第1 公共的団体等への協力要請 4 具体的な協力内容を協定している団体等 (2) 民間団体 (略)			
環境局	業務第一課	災害一般廃棄物の収集運搬	広島市廃棄物処理事業協同組合 資料編参考業一-1
		災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書	(株)アクティオ中国支店、西尾レントオール(株)西中国営業部、太陽建機レンタル(株)広島支店 資料編参考業一-2
	業務第二課	災害時における仮設トイレの設置	(株)レンタルのニッケン広島営業所、(株)プレコ、エフユーレンタル(株)岡山営業所、日野屋(株)広島営業所、(株)リョーキ、Gテクノ(株) 資料編参考業二-1

修正前				
震災対策編		頁		
第3章 震災応急対策				
第25節 応援要請及び協力要請		228		
第1 公共的団体等への協力要請				
1～3 (略)				
4 具体的な協力内容を協定している団体等				
(1) (略)				
(2) 民間団体				
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	
(略)				
経済観光局 地域産業振興課	災害時における食料、生活必需品の緊急調達等	協同組合広島総合卸センター	資料編参考 産地-1	
		イオンリテール㈱西日本カンパニー	資料編参考 産地-2	
		マックスバリュ西日本㈱	資料編参考 産地-3	
		生協ひろしま	資料編参考 産地-4	
		㈱イズミ	資料編参考 産地-5	
		㈱ファミリーマート	資料編参考 産地-6	
		フレスタグループ	資料編参考 産地-7	
		㈱福屋	資料編参考 産地-8	
		㈱セブン-イレブン・ジャパン	資料編参考 産地-11	
		NPO 法人コメリ災害対策センター	資料編参考 産地-12	
		㈱ローソン	資料編参考 産地-13	
		㈱ジュンテンドー	資料編参考 産地-14	
		コーナン商事㈱	資料編参考 産地-15	
		災害時におけるLPガス等の調達及び供給	(一社) 広島県LPガス協会地区協議会(広島東、安芸、広島、広島西、安佐、広島北)	資料編参考 産地-9
	災害時における量の調達及び供給	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	資料編参考 産地-10	
(略)				

修正後				
修正理由				
新たに協定を締結したため。				
第1 公共的団体等への協力要請				
1～3 (略)				
4 具体的な協力内容を協定している団体等				
(1) (略)				
(2) 民間団体				
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	
(略)				
経済観光局 地域産業振興課	災害時における食料、生活必需品の緊急調達等	協同組合広島総合卸センター	資料編参考 産地-1	
		イオンリテール㈱西日本カンパニー	資料編参考 産地-2	
		マックスバリュ西日本㈱	資料編参考 産地-3	
		生協ひろしま	資料編参考 産地-4	
		㈱イズミ	資料編参考 産地-5	
		㈱ファミリーマート	資料編参考 産地-6	
		フレスタグループ	資料編参考 産地-7	
		㈱福屋	資料編参考 産地-8	
		㈱セブン-イレブン・ジャパン	資料編参考 産地-11	
		NPO 法人コメリ災害対策センター	資料編参考 産地-12	
		㈱ローソン	資料編参考 産地-13	
		㈱ジュンテンドー	資料編参考 産地-14	
		コーナン商事㈱	資料編参考 産地-15	
			コストコホールセールジャパン㈱	資料編参考 産地-16
			災害時におけるLPガス等の調達及び供給	(一社) 広島県LPガス協会地区協議会(広島東、安芸、広島、広島西、安佐、広島北)
		災害時における量の調達及び供給	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	資料編参考 産地-10
(略)				

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2.5節 応援要請及び協力要請	頁 231～232
<p>第4 他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 受援班の設置</p> <p>市長（市災害対策本部統制・検討班）が人的受援を受けることを決定した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置する。受援班は、人的受援に関する総務省及び他自治体等との連絡調整を担当する。</p> <p>また、市民局長、健康福祉局長、保健医療担当局長、環境局長、下水道局長、消防局長、水道事業管理者が人的受援を受けることを決定し、市長（市災害対策本部統制・検討班）に報告した場合にも市災害対策本部事務局に受援班を設置する。この場合には、市民局、健康福祉局、環境局、下水道局、消防局、水道局等が、人的受援に関する総務省及び他自治体等との連絡調整を担当する。市民局、健康福祉局、環境局、下水道局、消防局、水道局等は、受援調整を実施するにあたり、市災害対策本部事務局受援班と綿密に連携、情報共有を図る。また、この際、受援班は受援に関する全体の情報を把握・総括する。</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正</p>
<p>第4 他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 受援班の設置</p> <p>市長（市災害対策本部総務班）が人的受援を受けることを決定した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置する。受援班は、人的受援に関する総務省及び他自治体等との連絡調整を担当する。</p> <p>また、市民局長、健康福祉局長、保健医療担当局長、環境局長、下水道局長、消防局長、水道事業管理者が人的受援を受けることを決定し、市長（市災害対策本部総務班）に報告した場合にも市災害対策本部事務局に受援班を設置する。この場合には、市民局、健康福祉局、環境局、下水道局、消防局、水道局等が、人的受援に関する総務省及び他自治体等との連絡調整を担当する。市民局、健康福祉局、環境局、下水道局、消防局、水道局等は、受援調整を実施するにあたり、市災害対策本部事務局受援班と綿密に連携、情報共有を図る。また、この際、受援班は受援に関する全体の情報を把握・総括する。</p>

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 233
<p>第5 自衛隊への災害派遣要請 1～3 (略) 4 災害派遣要請の手続き</p> <p>市長は、自衛隊の災害派遣要請を行おうとするときは、様式3-25-1の文書により県知事に対し依頼する。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、事後に文書を提出することができる。</p> <p>なお、通信の途絶等により、県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣の指定する者に通知できる。</p> <p>市長は、この通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知する。</p> <p>様式3-25-1 災害派遣要請依頼書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">_____ 年 月 日</p> <p>_____ 知 事 様</p> <p style="text-align: right;">_____ 市 長 名</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣要請<u>依頼</u>について</p> <p>下記のとおり、自衛隊の災害派遣__要請を<u>依頼</u>します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 災害の状況及び派遣を要請する事由 <u>災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）</u></p> <p><u>派遣を要請する理由</u></p> <p>2 派遣を希望する期間</p> <p>3 <u>派遣を希望する区域及び活動内容</u> <u>派遣を希望する区域</u> <u>活動内容（負傷者の救出・救護、道路の啓開等）</u></p> <p>4 その他参考となるべき事項 <u>作業用資材・宿営施設の準備状況</u></p> </div>	

修 正 後
修 正 理 由 自衛隊災害派遣要請書の様式変更に伴う修正
<p>第5 自衛隊への災害派遣要請 1～3 (略) 4 災害派遣要請の手続き</p> <p>市長は、自衛隊の災害派遣要請を行おうとするときは、様式3-25-1の文書により県知事に対し依頼する。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、事後に文書を提出することができる。</p> <p>なお、通信の途絶等により、県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣の指定する者に通知できる。</p> <p>市長は、この通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知する。</p> <p>様式3-25-1 災害派遣要請依頼書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">令和_____ 年 月 日</p> <p><u>広島県知事</u> 様</p> <p style="text-align: right;"><u>広島市長</u></p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣要請__について</p> <p>下記のとおり、自衛隊の災害派遣<u>を要請</u>__します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 災害の状況及び派遣を要請する事由 <u>(1) 災害の状況</u> <u>市内の複数箇所です砂災害が発生（細部不明）</u></p> <p><u>(2) 派遣を要請する理由</u> <u>市の救助能力を超える救助所要が発生しているため。</u></p> <p>2 派遣を希望する期間 <u>速やかに派遣（撤収時期は未定）</u></p> <p>3 派遣を希望する区域及び活動内容 <u>(1) 区 域：広島市全区</u> <u>(2) 活動内容：当初は搜索・救助（今後追加の可能性あり）</u></p> <p>4 その他参考となるべき事項 <u>自衛隊初動対処部隊（FAST Force）の前進目標は別途調整</u></p> </div>

修正前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2.5節 応援要請及び協力要請	頁 222、235
第2.5節 応援要請及び協力要請 _____ (略) 第6 緊急消防援助隊への応援等要請 (略) _____ _____ _____	

修正後
修正理由 防災基本計画の修正に伴う修正。
第2.5節 応援要請及び協力要請、 <u>応援派遣</u> (略) 第6 緊急消防援助隊への応援等要請 (略) <u>第7 他都市への応援派遣</u> <u>他都市から応援要請があった場合は、本市の状況を勘案し差し支えなければ、職員を応援派遣することとする。また、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、事前に資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u>

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第27節 区の応急対策	頁 240
<p>第6 応急救助活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 区災害対策本部が行う応急救助に関する事務</p> <p>(1) 衣食等生活必需品対策《各区市民課・保険年金課・生活課》</p> <p>ア 調達に関すること。</p> <p>市長（市災害対策本部事務局 <u>統制・検討班</u>）の指示により、原則として、区災害対策本部が行う。この際、健康福祉局及び経済観光局が救援物資の調達に協力する。</p> <p>域内での救援物資の調達を区災害対策本部では行えない場合や市で一括して取得する方が有利な場合には、市長（市災害対策本部事務局 <u>統制・検討班</u>）の指示により、健康福祉局及び経済観光局が協力して行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正</p>
<p>第6 応急救助活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 区災害対策本部が行う応急救助に関する事務</p> <p>(1) 衣食等生活必需品対策《各区市民課・保険年金課・生活課》</p> <p>ア 調達に関すること。</p> <p>市長（市災害対策本部事務局 <u>総括班統制・対策担当</u>）の指示により、原則として、区災害対策本部が行う。この際、健康福祉局及び経済観光局が救援物資の調達に協力する。</p> <p>域内での救援物資の調達を区災害対策本部では行えない場合や市で一括して取得する方が有利な場合には、市長（市災害対策本部事務局 <u>総括班統制・対策担当</u>）の指示により、健康福祉局及び経済観光局が協力して行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p>

修正前

震災対策編 第4章 津波災害対策 第1節 想定される津波及び被害の想定	頁 243
---	--------------

第1 想定される津波

1 広島県の津波浸水想定

(1) 想定津波の選定

平成25年3月に公表された広島県の津波浸水想定は、国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き（平成24年10月）」等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を想定津波として選定している。

また、同想定は、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震による津波を、「津波到達時間が短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震（以下「瀬戸内海域活断層等」という。）による津波を選定している。

区分	地震	規模
最大クラスの津波 （発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）	○南海トラフ巨大地震 ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された11個の津波断層モデルケースのうち、広島県沿岸に対して津波の影響が大きいと想定される8個のケース（ケース1・2・3・4・5・8・10・11）	マグニチュード：Mw=9.1
津波到達時間が短い津波	○瀬戸内海域活断層等 ・安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・ <u>讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部</u> ・石鎚山脈北縁西部-伊予灘断層 ・安芸灘断層群（ <u>主部</u> ） ・ <u>安芸灘断層群（広島湾-岩国沖断層帯）</u>	マグニチュード：Mw= <u>7.5</u> マグニチュード：Mw= <u>7.6</u> マグニチュード：Mw= <u>7.4</u> マグニチュード：Mw= <u>6.6</u> マグニチュード：Mw= <u>6.9</u>

修正後

修正理由 広島県津波浸水想定の見直しによる。

第1 想定される津波

1 広島県の津波浸水想定

(1) 想定津波の選定

令和7年10月に公表された広島県の津波浸水想定は、国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き（令和5年4月）」等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を想定津波として選定している。

また、同想定は、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震による津波を、「津波到達時間が短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震（以下「瀬戸内海域活断層等」という。）による津波を選定している。

区分	地震	規模
最大クラスの津波 （発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）	○南海トラフ巨大地震 ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された11個の津波断層モデルケースのうち、広島県沿岸に対して津波の影響が大きいと想定される8個のケース（ケース1・2・3・4・5・8・10・11）	マグニチュード：Mw=9.1
津波到達時間が短い津波	○瀬戸内海域活断層等 ・安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・ <u>讃岐山脈南縁西部</u> ・石鎚山脈北縁西部-伊予灘 ・安芸灘断層群 ・ <u>広島湾-岩国沖断層帯</u> ・ <u>石鎚山脈北円</u> ・ <u>讃岐山脈南縁西部～伊予灘</u>	マグニチュード：Mw= <u>7.4</u> マグニチュード：Mw= <u>8.0</u> マグニチュード：Mw= <u>8.1</u> マグニチュード：Mw= <u>7.2</u> マグニチュード：Mw= <u>7.5</u> マグニチュード：Mw= <u>7.3</u> マグニチュード：Mw= <u>8.0</u>

(2) 津波浸水想定

ア 津波浸水想定に係る主な設定条件等

津波浸水想定は、次のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域、浸水深等を津波浸水想定図として作成している。

- ・ 2009年から2013年までの年間最高潮位（最大と最小を除いた平均値）を初期潮位として設定した。
- ・ 地震による地盤の沈下を考慮し、隆起については考慮しない。
- ・ 構造物について、耐震化や液化化に対する十分な対策が実施できていない区間については、護岸や防波堤は機能せず、堤防は地震前の25%の高さまで沈下するものとして設定し、津波が越流した構造物は、その時点で破壊される。

イ 浸水域・浸水深は、広島県における地形データを用いて10mメッシュ単位としており、浸水域は選定した津波別に想定される浸水深の中で最も大きい値とする。

ウ 本市域における浸水面積（最大の場合）（単位：ha）

浸水面積（浸水深別）				
1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上
3,817	3,463	2,432	1,188	2

※ 河川・砂浜部分を除いた陸域部浸水面積

エ 本市域における南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層による「最高津波水位」、「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

区分	最高津波水位※1(m)		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間※2 (分)
		うち津波の高さ(m)		
南海トラフ 巨大地震※3	3.6	1.5	246	37
瀬戸内海域 活断層	3.1	0.8	110	3

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 cmの変化が生じるまでの時間

※3 「南海トラフ巨大地震」は、津波断層モデルケース1の場合を示す。

オ 河川水位や潮位が地盤高よりも高い状態で地震が発生した場合に、地震動により堤防等が破壊されたときは、津波が到達する前に浸水が始まることに留意する必要がある。

カ 広島県津波浸水想定図（下記URL参照）

（ア）広島県ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/tsunamisinsuisouteizu.html>

（イ）（略）

(2) 津波浸水想定

ア 津波浸水想定に係る主な設定条件等

津波浸水想定は、次のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域、浸水深等を津波浸水想定図として作成している。

- ・ 2014年から2029年の天文潮位の年間最高潮位（最大と最小を除いた平均値）を初期潮位として設定した。
- ・ 地震による地盤の沈下を考慮し、隆起については考慮しない。
- ・ 耐震性能照査がなされていない施設は、盛土構造物は比高75%沈下、コンクリート構造物は比高0の高さとしているが、一部施設では、耐震性能照査から得られた沈下量を設定している。なお、津波が越流した構造物は、その時点で破壊される。

イ 浸水域・浸水深は、広島県における地形データを用いて10mメッシュ単位としており、浸水域は選定した津波別に想定される浸水深の中で最も大きい値とする。

ウ 本市域における浸水面積（最大の場合）（単位：ha）

浸水面積（浸水深別）				
1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上
3,837	3,450	2,340	1,141	1

※ 河川・砂浜部分を除いた陸域部浸水面積

エ 本市域における南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層による「最高津波水位」、「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

区分	最高津波水位※1(m)		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間※2 (分)
		うち津波の高さ(m)		
南海トラフ 巨大地震※3	3.6	1.4	242	36
瀬戸内海域 活断層	3.1	0.8	170	7

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 cmの変化が生じるまでの時間

オ 河川水位や潮位が地盤高よりも高い状態で地震が発生した場合に、地震動により堤防等が破壊されたときは、津波が到達する前に浸水が始まることに留意する必要がある。

カ 広島県津波浸水想定図（下記URL参照）

（ア）広島県ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/tsunamisinsuisouteizu.html>

（イ）（略）

修正前	
都市災害対策編 第4章 鉄道災害対策 第2節 市域における鉄道施設等の現況	頁 339
<p>本市域内を通る鉄軌道は、西日本旅客鉄道（山陽新幹線、山陽本線、呉線、芸備線、可部線）と広島電鉄（市内線～軌道、宮島線～鉄道）及び広島高速交通（アストラムライン）により運行されている。これらの路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線観光地への輸送手段となっている。</p> <p>このうち、大正元年に開業した広島電鉄の市内線（路面電車）は、順次、路線を拡大し、<u>現在、延長距離 19.0km、利用者数（一日平均）約 8.8 万人</u>であり、バリアフリーの超低床電車を運行させるなど、市民生活に欠かせない交通手段となっている。</p> <p>また、平成6年に開業したアストラムラインは、広島市北西部の安川沿いにおける、昭和40年代からの急激な宅地開発による、人口の急増に伴う深刻な交通問題を解消するため建設され、延長距離 18.4km、利用者数（一日平均）約 6 万人となっており、市民生活に定着している。</p> <p>鉄軌道施設の概要は、資料 1 のとおりである。</p>	

修正後
修正理由 延長距離を駅前大橋ルート開業後の数値に変更するもの 利用者数を最新の実績に変更するもの
<p>本市域内を通る鉄軌道は、西日本旅客鉄道（山陽新幹線、山陽本線、呉線、芸備線、可部線）と広島電鉄（市内線～軌道、宮島線～鉄道）及び広島高速交通（アストラムライン）により運行されている。これらの路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線観光地への輸送手段となっている。</p> <p>このうち、大正元年に開業した広島電鉄の市内線（路面電車）は、順次、路線を拡大し、<u>駅前大橋ルートが開業した令和7年8月3日以降の運行距離は 18.5km である。また、令和6年度の利用者数（一日平均）は約 8.7 万人</u>であり、バリアフリーの超低床電車を運行させるなど、市民生活に欠かせない交通手段となっている。</p> <p>また、平成6年に開業したアストラムラインは、広島市北西部の安川沿いにおける、昭和40年代からの急激な宅地開発による、人口の急増に伴う深刻な交通問題を解消するため建設され、延長距離 18.4km、利用者数（一日平均）約 6 万人となっており、市民生活に定着している。</p> <p>鉄軌道施設の概要は、資料 1 のとおりである。</p>

修正前

都市災害対策編 第4章 鉄道災害対策 資料1 鉄軌道施設の概要	頁 344
---------------------------------------	--------------

○ 広島電鉄株式会社

区 分	区 間	駅 数	運行距離	運行本数(往復)
1号線	広島駅～紙屋町～広島港	27(重複27)	8.0km	188本
2号線	広島駅～紙屋町～広島西広島	20(重複20)	5.4km	200本
3号線	広島西広島～紙屋町～ 広電本社前	18(重複18)	5.4km	36本
5号線	広島駅～比治山下～広島港	18(重複11)	6.0km	174本
6号線	広島駅～紙屋町～江波	20(重複20)	6.1km	148本
7号線	横川駅～紙屋町～広電本社前	26(重複26)	8.3km	185本
8号線	横川駅～十日市～江波	12(重複12)	4.4km	140本
9号線	八丁堀～白島	5	1.2km	168本
宮島線	広島西広島～広電宮島口	21	16.1km (西広島～宮島口間)	236本

※ 利用者数(一日平均)～市内線 (88千人)、宮島線 (41千人)【令和5年度実績】

修正後

修正理由
駅数、運行距離を駅前大橋ルート開業後の数値に変更するもの
利用者数を最新の実績に変更するもの

○ 広島電鉄株式会社

区 分	区 間	駅 数	運行距離	運行本数(往復)
1号線	広島駅～紙屋町～広島港	25(重複25) <small>※令和7年8月3日以降</small>	7.7km <small>※令和7年8月3日以降</small>	190本
2号線	広島駅～紙屋町～広島西広島	18(重複18)	5.2km	202本
3号線	広島西広島～紙屋町～ 広電本社前	18(重複18)	5.6km	34本
5号線	広島駅～比治山下～広島港	17(重複10)	5.9km	174本
6号線	広島駅～紙屋町～江波	18(重複18)	5.8km	148本
7号線	横川駅～紙屋町～広島港	26(重複26)	8.3km	183本
8号線	横川駅～十日市～江波	12(重複12)	4.4km	140本
9号線	八丁堀～白島	5	1.2km	168本
宮島線	広島西広島～広電宮島口	21	16.1km (西広島～宮島口間)	238本

※ 利用者数(一日平均)～市内線 (87千人)、宮島線 (42千人)【令和6年度実績】

修正前

都市災害対策編 第4章 鉄道災害対策 資料1 鉄軌道施設の概要	頁 344
---------------------------------------	--------------

(略)

○ 広島高速交通株式会社

区 分	区 間	駅数	線路延長	地下区間	高架区間	保有車両
広島新交通1号線	本通駅～ 広域公園前駅	22	18.4km	1.9km	16.5km	144両24両

※ 利用者数(一日平均)～65,454人【平成30年度実績】

修正後

修正理由

古い情報を更新する。

(略)

○ 広島高速交通株式会社

区 分	区 間	駅数	線路延長	地下区間	高架区間	保有車両
広島新交通1号線	本通駅～ 広域公園前駅	22	18.4km	1.9km	16.5km	144両24両

※ 利用者数(一日平均)～65,683人【令和6年度実績】

修正前

都市災害対策編	頁
第5章 道路災害対策	
第4節 災害予防計画	347、349
第5節 災害応急対策	

第4節 災害予防計画

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

《各道路管理者、各道路運送事業者、広島県公安委員会、消防局警防課・救急課、各消防署》

1 道路災害に係る応急活動の関係機関（第5節第4を参照）は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制や手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておくものとする。（資料編『防災関係連絡窓口』参照）

2 道路管理者は、道路管理者間における道路情報の共有及び道路利用者等への道路情報の提供が図れるよう、道路情報伝達システムの整備に努めるものとする。

3 道路災害に係る応急活動の関係機関は、道路利用者、沿線住民等からの情報など、多様な災害情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

（略）

第5節 災害応急対策

第4 関係機関の災害応急対策

区 分	道 路 管 理 者	県	県警察	消防	市災害 対策本部	区災害 対策本部
現地指揮所の設置	○		○	○	△	
情報収集	○	○	○	○	○	○
警戒区域の設定			○	○	△	○
人命救助・捜索	△		—	○		
排煙・排熱活動	△			○		
消火活動	△	△	○	○		○
避難誘導		△	—	○	○	
救急・医療救護			○			
	—					
群衆整理	○		○			
交通整理			△		○	○
被災者の支援			△		○	○
市民相談	○		○	○	△	

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示す。
 ※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

修正後

修正理由
防災基本計画の修正に伴う修正。

第4節 災害予防計画

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

《各道路管理者、各道路運送事業者、広島県公安委員会、消防局警防課・救急課、各消防署》

1 道路災害に係る応急活動の関係機関（第5節第4を参照）は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制や手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておくものとする。（資料編『防災関係連絡窓口』参照）

2 道路管理者は、道路管理者間における道路情報の共有及び道路利用者等への道路情報の提供が図れるよう、道路情報伝達システムの整備に努めるものとする。

3 道路管理者は、道路啓開等を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

4 道路災害に係る応急活動の関係機関は、道路利用者、沿線住民等からの情報など、多様な災害情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

（略）

第5節 災害応急対策

第4 関係機関の災害応急対策

区 分	道 路 管 理 者	県	県警察	消防	市災害 対策本部	区災害 対策本部
現地指揮所の設置	○		○	○	△	
情報収集	○	○	○	○	○	○
警戒区域の設定			○	○	△	○
人命救助・捜索	△		○	○		
排煙・排熱活動	△			○		
消火活動	△	△	△	○		○
避難誘導		△	○	○	○	
救急・医療救護			—			
<u>道路啓開</u>	○					
群衆整理	○		○			
交通整理			○		○	○
被災者の支援			△		○	○
市民相談	○		○	○	△	

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示す。
 ※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

修正前				
都市災害対策編 第5章 道路災害対策 第5節 災害応急対策 資料1 高速道路等の概要		頁	351	
資料1				
高速道路等の概要				
道路名	区間	管理者	交通量(1日当り)	設備機器等
山陽自動車道	安佐北区狩留家町～ 佐伯区屋代町	西日本高速道路㈱ 中国支社	<u>59,335</u> 台 (志和IC～広島東IC)	非常電話設備、気象 観測装置、 道路情報板、監視設 備、 車両感知器、 トンネル防災設備、 ハイウェイラジオ
広島自動車道	安佐南区沼田町伴～ 安佐北区安佐町鈴張	〃	<u>18,864</u> 台 (広島北 IC～ 広島北 JCT)	
中国自動車道	安佐北区安佐町鈴張～ 安 佐北区安佐町小河内	〃	<u>16,540</u> 台 (千代田 JCT～ 広島北 JCT)	
広島呉道路	南区仁保沖町～ 呉市西中央五丁目	〃	22,660台 (仁保 JCT～坂北 IC)	
広島高速1号線 (安芸府中道路)	東区福田町～ 東区温品二丁目	広島高速道路公社	<u>53,825</u> 台	
広島高速2号線 (府中仁保道路)	東区温品町～ 南区仁保沖町	〃		
広島高速3号線 (広島南道路)	南区仁保沖町～ 西区観音新町四丁目	〃		
広島高速4号線 (広島西風新都線)	西区中広町一丁目～ 安佐南区沼田町大塚東町	〃		<u>15,665</u> 台
(注1) 西日本高速道路㈱の管理する高速道路等の交通量は、令和5年1月～令和5年12月実績である。 (注2) 広島高速道路公社の管理する高速道路等の交通量は、令和5年度実績である。 ※ 国道、地方道等の主要箇所及びトンネルにも、道路情報板、トンネル防災設備がそれぞれ整備されている。				

修正後				
修正理由 ・時点修正(令和6年度実績) ・区間の誤記を修正				
資料1				
高速道路等の概要				
道路名	区間	管理者	交通量(1日当り)	設備機器等
山陽自動車道	安佐北区狩留家町～ 佐伯区屋代町	西日本高速道路㈱ 中国支社	<u>58,710</u> 台 (志和IC～広島東IC)	非常電話設備、気象 観測装置、 道路情報板、監視設 備、 車両感知器、 トンネル防災設備、 ハイウェイラジオ
広島自動車道	安佐南区沼田町伴～ 安佐北区安佐町鈴張	〃	<u>18,824</u> 台 (広島北 IC～ 広島北 JCT)	
中国自動車道	安佐北区安佐町鈴張～ 安 佐北区安佐町小河内	〃	<u>16,502</u> 台 (千代田 JCT～ 広島北 JCT)	
広島呉道路	南区仁保沖町～ 呉市西中央五丁目	〃	<u>22,921</u> 台 (仁保 JCT～坂北 IC)	
広島高速1号線 (安芸府中道路)	東区福田町～ 東区温品二丁目	広島高速道路公社	<u>55,442</u> 台	
広島高速2号線 (府中仁保道路)	東区温品町～ 南区仁保沖町	〃		
広島高速3号線 (広島南道路)	南区仁保沖町～ 西区観音新町四丁目	〃		
広島高速4号線 (広島西風新都線)	西区中広町一丁目～ 安佐南区_____大塚東町	〃		<u>15,718</u> 台
(注1) 西日本高速道路㈱の管理する高速道路等の交通量は、令和6年1月～令和6年12月実績である。 (注2) 広島高速道路公社の管理する高速道路等の交通量は、令和6年度実績である。 ※ 国道、地方道等の主要箇所及びトンネルにも、道路情報板、トンネル防災設備がそれぞれ整備されている。				

修正前	
都市災害対策編 第6章 大規模火事災害対策 第3節 対象とする大規模火事災害	頁 357
第4 付近住民の避難を要する大規模な林野火災 《災害対応上の特性》 ・ 多数の避難者の誘導・保護 ・ 広範囲な災害現場の早期状況把握 ・ 大規模な消火活動 <hr/> <hr/>	

修正後
修正理由 国の防災基本計画修正に伴う項目追加
第4 付近住民の避難を要する大規模な林野火災 《災害対応上の特性》 ・ 多数の避難者の誘導・保護 ・ 広範囲な災害現場の早期状況把握 ・ 大規模かつ制約がある消火活動 ・ 気象条件等の影響による急激な延焼拡大及び延焼方向の急変 ・ 長期かつ多くの人員を要する活動

修 正 前	
都市災害対策編 第6章 大規模火事災害対策 第4節 災害予防計画	358
第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 1～3 (略) <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

修 正 後
修 正 理 由 国の防災基本計画修正に伴う項目追加
第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 1～3 (略) <u>4 消防局は、林野火災の特性を踏まえ、災害現場の早期状況把握、関係機関に対する迅速な応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行い、さらに、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るものとする。また、林野火災防御図や飛び火警戒要領を策定し、効果的な消火活動体制を確立するものとする。</u>

修 正 前	
都市災害対策編 第6章 大規模火事災害対策 第4節 災害予防計画	頁 358
<p>第3 防災訓練の実施</p> <p>《危機管理室、消防局警防課・予防課_____》</p> <p>1 関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、各種の大規模火事災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。</p> <p>2 本市及び事業者等が訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間や様々な条件設定など実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、訓練後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。</p>	

修 正 後
<p>修正理由</p> <p>実施機関に消防団室の追加を行い、関係機関としての協働体制を強調する。</p>
<p>第3 防災訓練の実施</p> <p>《危機管理室、消防局警防課・予防課・消防団室》</p> <p>1 関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、各種の大規模火事災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。</p> <p>2 本市及び事業者等が訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間や様々な条件設定など実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、訓練後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。</p>

修 正 前	
都市災害対策編 第6章 大規模火事対策 第5節 災害応急対策	頁 P360
第1～第5 (略)	
第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動 《消防局警防課、各消防署》 1～2 (略) <u>3 (新規)</u>	
第7～第10 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 令和7年7月防災基本計画等修正に伴う修正。
第1～第5 (略)
第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動 《消防局警防課、各消防署》 1～2 (略) <u>3 消防、県警察等の各機関は、ヘリコプターによる人命救助・捜索、消火活動等を迅速かつ効果的に実施するため、ヘリコプターの機数、活動拠点等の調整を行うとともに、地上部隊及び航空部隊との連携強化に努めるものとする。</u>
第7～第10 (略)

修正前

都市災害対策編 第6章 大規模火事災害対策 別表7 消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況	頁 366
--	----------

消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況 別表7

令和6年4月1日現在

区分	保管場所	回転翼航空機※	消防艇等※	救命索発射銃等	赤外線カメラ・探査スコープ等	エンジンカッター等	投光器等	発電機	背負式手動ポンプ	組立式水槽	腰なた・おのこ	のこはし	つるはし	スコープ	動力草刈り機	火たき	貯水槽	トレンチシャベル	空輸式水槽	消火薬剤（林野火災）	消火薬剤（泡消火用）
広島市消防局(広島市各消防団を含む)	8消防署、32出張所内等	消1	消1	救1	10	25	53	247	239	248	169	158	443	599	652	11		222	9		液4720L
広島県	陸自海田市駐屯地、防災拠点施設	消1					10												4		
広島県警察	警備部機動隊等(広島中央・東・西・南、安佐南・安佐北、佐伯、海田警察署)	救2	救1	3	5	37	53	22	56			119	167	81	330						
第六管区海上保安本部広島海上保安部	広島海上保安部、広島空港	消3	救1	3																	
陸上自衛隊第13旅団海田市駐屯地	海田市駐屯地(人命救助システム)				4	16	16	8	3	8											

※消：救助等及び消火活動可能なもの 救：放水、散水はせず救助・偵察等を行うもの

修正後

修正理由 集計結果の更新	
-----------------	--

消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況 別表7

令和7年4月1日現在

区分	保管場所	回転翼航空機※	消防艇等※	救命索発射銃等	赤外線カメラ・探査スコープ等	エンジンカッター等	投光器等	発電機	背負式手動ポンプ	組立式水槽	腰なた・おのこ	のこはし	つるはし	スコープ	動力草刈り機	火たき	貯水槽	トレンチシャベル	空輸式水槽	消火薬剤（林野火災）	消火薬剤（泡消火用）
広島市消防局(広島市各消防団を含む)	8消防署、32出張所内等	消1	消1	救1	10	25	53	247	239	248	169	158	443	599	652	11		222	9		液4720L
広島県	陸自海田市駐屯地、防災拠点施設	消1					10												4		
広島県警察	警備部機動隊等(広島中央・東・西・南、安佐南・安佐北、佐伯、海田警察署)	救2	救1	3	5	39	53	38	81			108	105	75	320						
第六管区海上保安本部広島海上保安部	広島海上保安部、広島空港	消3	救1	3																	
陸上自衛隊第13旅団海田市駐屯地	海田市駐屯地(人命救助システム)				4	16	16	8	3	8											

※消：救助等及び消火活動可能なもの 救：放水、散水はせず救助・偵察等を行うもの

修正前				
都市災害対策編 第7章 危険物等災害対策 別表8	頁 376			
3 特要注意すべきガス類施設 《中国四国産業保安監督部保安課、消防局指導課》 (1) (略) (2) 高圧ガス _____ ア 一般高圧ガス大量保有事業所				
事業所名	所在地	貯蔵量	取扱品目	特性等
広島日酸(株)	中区江波沖町6-31	132.57 t	アルゴン、酸素、炭酸ガス、窒素、ヘリウム、液化石油ガス、アセチレン、水素	取扱品目の特性については別表9-2を参照
マツダ(株)	南区	67.33 t	アルゴン、液化アンモニア、酸素、水素、炭酸ガス、窒素、フロン(134a、HF0-1234yf)	
_____	_____	_____	_____	
三菱重工マシナリーテクノロジー(株) 観音ガスセンター	西区観音新町四丁目6-22	58.86 t	炭酸ガス、液化天然ガス、フロン134a等	
三菱重工コンプレッサ(株)	西区観音新町四丁目6-22	258.62 t	炭酸ガス、液化天然ガス、フロン134a等	
岩谷瓦斯(株)広島工場	安芸区中野一丁目7-2	58.44 t	アセチレン、アルゴン、酸素、炭酸ガス、窒素、水素、液化石油ガス、アンモニア、酸化エチレン、亜酸化窒素、亜硫酸ガス	
イ (略)				

修正後				
修正理由 ・事業所の追加 ・所要の修正				
3 特要注意すべきガス類施設 《中国四国産業保安監督部保安課、消防局指導課》 (1) (略) (2) 高圧ガス <u>(製造に係る高圧ガスの貯蔵量が50トン以上の事業所)</u> ア 一般高圧ガス大量保有事業所				
事業所名	所在地	貯蔵量	取扱品目	特性等
広島日酸(株)	中区江波沖町6-31	132.57 t	アルゴン、酸素、炭酸ガス、窒素、ヘリウム、液化石油ガス、アセチレン、水素	取扱品目の特性については別表9-2を参照
マツダ(株)	南区	54.96 t	アルゴン、液化アンモニア、酸素、水素、炭酸ガス、窒素、フロン(134a、HF0-1234yf)	
双葉工業(株)大州工場	南区大州三丁目5-8	89.92	炭酸ガス	
三菱重工マシナリーテクノロジー(株) 観音ガスセンター	西区観音新町四丁目6-22	58.86 t	アルゴン、酸素、炭酸ガス、液化ブタン	
三菱重工コンプレッサ(株)	西区観音新町四丁目6-22	258.62 t	炭酸ガス、圧縮天然ガス、窒素、フロン134a等	
岩谷瓦斯(株)広島工場	安芸区中野一丁目7-2	58.44 t	アセチレン、アルゴン、酸素、炭酸ガス、窒素、水素、液化石油ガス、アンモニア、酸化エチレン、亜酸化窒素、亜硫酸ガス	
イ (略)				

修正前		
都市災害対策編 第9章 ライフライン災害対策 第2節 市域におけるライフライン施設等の現況	頁	387
第2節 市域におけるライフライン施設等の現況 第1 電力施設 《中国電力㈱、中国電力ネットワーク㈱》 (令和 4 年 10 月 1 日現在)		
事業所	発電所	変電所
広島 ネットワークセンター	なし	広島、大州、南広島、千田町、南宇品、仁保、段原、白島、中広島、白神、国泰寺、鶴見、三川、北広島、大芝、向洋、三篠、小網、吉島、舟入、西広島、井口、光町、己斐、観音、瀬野川、広島中央 計 27 か所
<u>廿日市</u> <u>ネットワークセンター</u>	<u>なし</u>	<u>隅の浜、五日市、八幡、石内、五日市南</u> 計 5 か所
<u>広島北</u> <u>ネットワークセンター</u>	<u>なし</u>	<u>矢口、安、古市橋、祇園、川内、沼田、小河原、可部、飯室、可部南、伴南、間野平、太田川</u> 計 13 か所
西部水力 センター	太田川、可部、 間野平、南原 計 4 か所	なし

修正後		
修正理由 ・ネットワークセンターの担当エリアの広域化に伴う修正		
第2節 市域におけるライフライン施設等の現況 第1 電力施設 《中国電力㈱、中国電力ネットワーク㈱》 (令和 7 年 10 月 1 日現在)		
事業所	発電所	変電所
広島 ネットワークセンター	なし	広島、大州、南広島、千田町、南宇品、仁保、段原、白島、中広島、白神、国泰寺、鶴見、三川、北広島、大芝、向洋、三篠、小網、吉島、舟入、西広島、井口、光町、己斐、観音、瀬野川、広島中央 計 27 か所
<u>広島北</u> <u>ネットワークセンター</u>	<u>なし</u>	<u>隅の浜、五日市、八幡、石内、五日市南、矢口、安、古市橋、祇園、川内、沼田、小河原、可部、飯室、可部南、伴南、間野平、太田川</u> 計 18 か所
西部水力 センター	太田川、可部、 間野平、南原 計 4 か所	なし

修正前

都市災害対策編 第9章 ライフライン災害対策 第2節 市域におけるライフライン施設等の現況	頁 389
---	--------------

第5 ガス施設

1 一般ガス事業《広島ガス㈱》

広島地区（広島市とその周辺地域）におけるお客さま件数は約 35 万戸で、市域のガス供給地域は、中区、東区、南区（似島町、金輪島を除く。）西区、安佐南区（川内、緑井、東野、中筋、中須、古市、大町、東原、西原、祇園、長東、山本、伴、大塚）安佐北区（深川、亀崎、真亀、倉掛、落合、口田、亀山）安芸区（船越、矢野）佐伯区（河内、小深川、藤の木、五月が丘を除く）である。

広島地区のガス施設は次のとおりである。

(1) ガスホルダー等設置場所

事業所名	種 類	幾何容積 (m ³)	所 在 地
皆実供給所	中圧球形	25,000	南区皆実町二丁目
高陽供給所	中圧球形	15,000	安佐北区亀崎四丁目
可部基地	中圧円筒形	140	安佐北区亀山南五丁目
計		40,140	

(2) ガス導管延長

(令和 6 年3月末現在)

圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)
低 圧	0.1Mpa 未満	2,762
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	306
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	189
高 圧	1.0Mpa 以上	21
合 計		3,278

2 簡易ガス事業 (14 事業者)《中国四国産業保安監督部保安課》

市域における供給地点群（団地）は70 箇所、需要案件数は約 3 万 2 千戸である。

(令和 6 年 3 月末現在)

修正後

修正理由 事業者数の変更 供給地点群（団地）数の変更 時点修正
--

第5 ガス施設

1 一般ガス事業《広島ガス㈱》

広島地区（広島市とその周辺地域）におけるお客さま件数は約 35 万戸で、市域のガス供給地域は、中区、東区、南区（似島町、金輪島を除く。）西区、安佐南区（川内、緑井、東野、中筋、中須、古市、大町、東原、西原、祇園、長東、山本、伴、大塚）安佐北区（深川、亀崎、真亀、倉掛、落合、口田、亀山）安芸区（船越、矢野）佐伯区（河内、小深川、藤の木、五月が丘を除く）である。

広島地区のガス施設は次のとおりである。

(1) ガスホルダー等設置場所

事業所名	種 類	幾何容積 (m ³)	所 在 地
皆実供給所	中圧球形	25,000	南区皆実町二丁目
高陽供給所	中圧球形	15,000	安佐北区亀崎四丁目
可部基地	中圧円筒形	140	安佐北区亀山南五丁目
計		40,140	

(2) ガス導管延長

(令和 7 年3 月末現在)

圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)
低 圧	0.1Mpa 未満	2,772
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	307
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	189
高 圧	1.0Mpa 以上	22
合 計		3,290

2 簡易ガス事業 (13 事業者)《中国四国産業保安監督部保安課》

市域における供給地点群（団地）は73 箇所、需要案件数は約 3 万 2 千戸である。

(令和 7 年 3 月末現在)